

の変動した率を基準として年金の額を改定するという規定が入ったわけでございます。ちょうど、先般発表になりました昭和四十八年度の全国消費者物価指数は、四十七年度のそれに比べまして一六・一％上昇したという結果になりましたので、今年度初めてこの物価スライドの規定が働きました。年金の額がこの一六・一％というものを基準にして引き上げられるということになっております。その具体的な措置につきましては、政令で定めることになっておりまして、現在の政令の作成を検討中でございますが、この時期といたしましては、昨年の改正法におきましては、厚生年金では十一月から年金額を引き上げる、これが、先般衆議院の社会労働委員会におきまして、これを八月に修正をされたわけでございます。現在、参議院でこの法案審議中でございます。

○大出委員 十一月からの引き上げを八月に繰り上げたとなりますと、何カ月繰り上げてござい

ますか。

○坂本説明員 三カ月でございます。

○大出委員 だから、たとえば四十八年度が、皆さんがお出しになった原案でいきますと九百二十円に加入月数、ですから九百二十円かける二百四十、二十年、最低見ましてね。そこでいろいろ計算方式ありますが、切り上げて最低標準報酬は二万円ですね。したがって、二万円かける千分の十かける二百四十、加入月ですね、という計算になっているという中身をいまお話しになった、こういう理解でよろしゅうございませう。

○坂本説明員 私が申し上げましたのは、四十八年の改正で四百六十円が千円に上がったと申し上げました。これは結果だけ申し上げましたので、途中の経過を申し上げますと、衆議院で千円に修正をいただいたわけでございます。そういたしましたので、定額部分は千円に二百四十をかける、こういう金額になったわけでございます。

○大出委員 つまり、この手直し法律で、一般論

としていけば物価スライドの方式が入れられている、したがって、厚生はそういう意味で物価調整が行なわれていくようにできている、それで十一月というのを八月に繰り上げた、三カ月の繰り上げになっている、こういうわけでありませう。

○坂本説明員 国民年金につきましても、昨年度

大幅に年金額を引き上げたわけでございます。現在すでに年金が出ておりますいわゆる十年年金、十年間納付して受ける年金、これを昨年月五

千円から月一万二千五百円に引き上げたわけ

でございます。と同時に、その他の年金も引き上げたわけ

でございます。同時に、先ほど厚生年金で御説明しま

したのと同じように、全国消費者物価指数の年度平均の上昇率によりまして年金額を改定するとい

う仕組みでございます。ただし、実施時期につ

きましては、昭和四十九年度の場合は五十年の一月からというように規定になっておりますが、これ

も先般の社会労働委員会、四十九年九月からと

いうふうに修正がなされたわけでございます。

○大出委員 五十年の一月を四十九年の九月とな

りますと、これは四カ月短縮、こう考えてよろし

うございませう。

○坂本説明員 そのとおりでございます。

○大出委員 実は、私も調べてわからぬわけでは

ないのでありますけれども、事が事でございま

す、私も修正案をこの委員会に提出する立場で

ございますので、お忙しいところ恐縮でございま

したが、お運びいただきまして御説明を願ったわけ

でございます。ありがとうございます。

それから、大蔵関係の方に、共済に関しまして

あわせて少し承りたいのでありますが、共済の扱

いの中で、厚生年金の部分を取り入れてまいりま

して計算の基礎に置いて、最低保障の形をとって

おるわけでありませう。これは四十六年、四十七年、四十八年という推移を見せようかという点を、まずお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいま厚生省からお答えござい

ましたとおり、昨年厚生年金が、定額部分につ

いて大幅な改正が行なわれたわけでございますが、

従来共済年金は、厚生年金の最低保障に該当する

金額をもとにいたしまして共済年金の最低保障額

をきめてきたという経緯がございますので、昨年

定額部分が大幅に改正されたに伴いまして、最

低保障額もそれにならって改定が行なわれたわけ

でございます。その金額は、退職年金について

申し上げますと、三十二万一千六百円という金額

になっておるわけでございます。

○大出委員 前年はどういうことになっておりま

したか、昨年といういまお話でございますから。

これは四十六年に手直しをされているわけであり

ますが、それは幾らになっておりますか。

○鈴木説明員 手元にいまございませうが、記憶

で申し上げますと、たしか十五万円になってお

ったというふうに記憶いたしております。

○大出委員 十五万円にはなっていないはずであ

りますか。厚生年金が四十六年の十一月から

定額部分四百六十円の二百四十、十一万四千

それから報酬比例部分が一万円の千分の十かける

二百四十で二万四千、したがって十三万四千

百円。これを持ち込まれて、扶養加給がござい

ますから、扶養加給一・五人で一万二千円に七千二

百円の二分の一で一万五千六百円、これに十三万

四千四百円を足す、したがって、いまのお話の十

五万円、こういうことですか。よろしゅうござい

ますか、ちょっとお答えください。

○鈴木説明員 そのとおりでございます。

○大出委員 これでいきますと、ここに共済と恩

給の違いが――つまり恩給は最低保障が一年ずつ

おくられている。これは、いまのお答えで明確にな

ったわけでありませう。これは委員会の扱いでござ

いますけれども、大体共済年金やあるいは恩給が、

厚生年金の手直しを最低保障として導入する、こ

れはおかしな話でございまして、厚生年金という

のは、戦争中にできたのでありますけれども、共

済年金というのは、恩給と共済部分を足していま

すから、その意味でいけばこれはそれ以前から

あった。なぜ一体、共済年金に厚生年金の最低部

分を最低保障で取り入れる必要があったのか。つ

まり、こうしなければ、共済年金受給者が厚生年

金受給者の最低を下回る人がたくさん出てしま

う、だから、その最低までこの最低保障で引き上

げる、こういうことだろうと思うのですが、いか

がでありますか。

○鈴木説明員 先生十分御存じのとおり、恩給の

制度あるいは古い時代の共済制度を引き継いで現

在の共済制度ができておるわけでございますが、

共済年金制度も社会保険の一環でございますの

で、社会保険の大宗をなしております厚生年金に

その基準、よりどころを求めて、現在の最低保障

を設けているということでございます。

○大出委員 これは、実は私が全通という労働組

合の書記長時代に、横川、永岡両参議院議員から

議員立法で出してもらった。岸本さんが大蔵省給

与課長でおいでになるころです。ということもこ

れあり、二つの国会にまたがったから、このあた

りで政府提案で共済年金に持ってきたという

人事主任官会議等の話もありまして、政府立法で

お出しをいただいた。あわせて数年ずれて地方共

済の形になった経過がございませう。したがって、

私どもに言わせれば、歴史的に本来なら恩給、共

済が基軸になって社会的な公的年金といわれるも

のがきまっていたいかなければならぬ筋合いです。ど

うもさか立ちをしている感じがする。言いかえれ

ば、それだけ共済年金なり恩給なりが低過ぎる。

インフレの中で問題になっております社会的弱者

が多過ぎる、こういうことに結果的になる、こう

私どもは実は考えております。参議院の内閣委員

会があたりだそうでございますから、たいへん

いま厚生省、大蔵省の担当の皆さんから、厚生年金と共済年金について、また国民年金について

の説明をいただいたわけでありました。国会が手直しをいたしましたとして、改正をしてくれている現実が明らかに述べられまして、議事録に残ったわけでありました。

そこで、総務長官に承りたいのでありますけれども、あまりといえは今日の恩給制度は悪化する、あまりといえは受給者の皆さんが苦しい生活におちいり過ぎていて、生活保護を受けている方々が、年金受給者であるなどというばかなことを認めているわけにはまいらぬという気が実はいたします。このところ数年間、私はこの点を強調し続けていましてありますが、いまだにこれはといたところになりません。たいへん実は少ない年金をもらっていることになる。残念なわけですね。

そこで、まず承りたいのは、昨年私は、共済年金のほうが最低保障を引き上げた、厚生年金の最低保障が、十五万円というものが上がったということ、最低保障を思い切って引き上げた、にもかかわらず、何でも、恩給の最低保障を出してこないのかという点で、実はたいへん長い質問をしたわけですね。とうとう来年は間違いなく何とかいたします、それでごかんべん願いたいというところになりました、私も実は泣き寝入りをしたわけでありました。ことし出してこられましたが、出してこられるにあたりまして、総務長官、この一年間のズレというのは、恩給受給者にはつらい一年であるというふうにお考えいただきたいのであります。なぜならば、最低保障に該当する対象の方々が三十二万一千人、これだけおいでになる。三十二万一千人の方々が、この一年間、最低保障が十五万円というふうなことでございましただけに、最低保障に該当いたしませんでたいへんに苦しんできたことになるわけでありまして、そこらのところを、実はどういうふうにお考えなのか。まして低恩給です。いかがでございますか。

○小坂國務大臣 大出委員のただいまの御指摘は、最低保障の問題でございますが、たてまえとして、やはり退職時の俸給に勤務年限をかけて恩給を計算していくというたてまえでございます。

で、最終退職時の俸給が低い、しかも勤務年限が非常に少ないという場合には、計算的に見るとどうしても低くならざるを得ない。私は、そういうようなことから、現在の恩給がややもいたしますと、一般物価の上昇の中で取り残されつつあるという現実が起こってきたものとも考えられるわけでございます。私も、前国会の御審議の内容につきまして、今回のただいま御審議をいたしておりますが、今回のただいま御審議をいたしておりますが、前回、大出委員はじめ各委員から適切な御指摘をいただきました三十二万一千人の方々に對する最低保障制度の改善を御提案申し上げているわけでございます。総額は、すでに御承知のとおり大体二十一億円でございまして、いままでの六十五歳以上の方あるいは六十五歳未満の方であっても、長期に職につきましても三倍ないし二倍に最低限度を引き上げておるとか、あるいは短期の在職者の方で六十五歳以上の方々に對しましては、従来は最低保障がなかったわけでありまして、それが現在職九年以上の方々に對しては二十四万一千二百円、それ以下の方々に對しては十六万八千八百円という保障をするというところで、現在御提案申し上げているわけでございます。前国会における諸委員の、当委員会の御要望に對して、できる限りの努力をしておこたえしたというのが、今回の改正の重点でございます。

○大出委員 共済年金は、昨年は最低保障は幾らでございましたか。

○菅野政府委員 共済は、最低保障は十五万から三十二万一千六百円という改正をしたわけでございます。

○大出委員 つまり一年前に、共済のほうは三十二万一千六百円の最低保障がついておったわけですね。総務長官、いかがでございますか。一年前、これだけの改正がございましたか。

○小坂國務大臣 御指摘のとおりでございます。そのズレについてはお触れにならぬ

で、御要望等があったから、適切な御指摘があったから三十二万一千円にいたしましたというだけでは、恩給受給者の困窮の度合いというものがどうも頭から抜けている感じがする。また、たいへんに低いところをもらっている方々だから、最低保障が要るのであります。それが共済年金のほうは——共済というものは、さっき私が申し上げましたように、当時私の手元でつくって、横川正市参議院議員、永岡光治参議院議員に議員立法で共同で出していた。二国会にまたがって継続審議になった。その時点で、全通からの提案も、大蔵省の岸本給与課長のところで政府提案にする、そういう各省間の打ち合わせの席上での提案をした、それで政府立法で出てきた、こういう

かっこうになっておる。その前に、国鉄と専売が、いち早く共済年金に変わっていった。これを追っかけて電電公社も変わっていった。五現業については、いま私が申し上げたような議員立法を出して、政府がこれを取り上げて政府立法に、継続審議にしておいて直した、こういう経過が実はあるわけなんです。

だから、そういう趣旨からすれば、本来恩給そのもののほうに最低保障を先につけなければいかぬ。共済のほうに先に最低保障をつけておいて、一年たつてからこの恩給のほうに持つていく。それじゃこの一年間一体どうしたのだ。受給者にすればたまつたものじゃない。十五万の最低保障ですから……。十五万からこの三十二万一千六百円までの間の人というのは、三十二万一千六百円でもらえるのにもならないで一年過ぎてしまつた。こういう不見識なことを政府がやるということとは、全くもってのほか。自今あつてはならないこと。ほんとうに恩給受給者は、共済よりもはるかに悪い条件でこの一年間推移した。厚生年金のほうに先に上がつちゃつていく。これに比べても、たいへんに悪い条件で一年間はうり出されてきた。厚生年金の部分を何でも最低保障に持ち込むかといえ、厚生年金が上がつてしまえ

ば、それ以下の人が山のように出てしまうからなんです。共済も恩給も。

これは、はつきりしておきたいのであります。いま総務長官が答へられた三十二万一千六百円の基礎というのは、共済年金の改正案を政府が四十八年国会に出した。これは定額部分が九百二十円かかる二百四十月、これが国会で修正をされて千円かかる二百四十月になった。政府提案でいけば九百二十円かかる二百四十月、二十万八千八百円、これが千円に国会で修正されたので、この部分が二十四万円になった。二十四万円に引き上げられた。これに足す最低の二万円、標準報酬でありまして、最低の二万円かかる千分の十かける二百四十月、これが標準報酬比例部分、これが四万八千八百円。これと九百二十円を千円に手直しをいたしました二十四万円、これを足しますと、この部分が二十八万八千八百円になる。これに配偶者手当という形で二万八千八百円、これに子供さん、これをいれまして九千六百円の二分の一、これを称して扶養加給部分と、こういう。これが三万三千六百円になります。これを足しまして総計三十二万一千六百円。これが実は、昨年共済年金における最低保障になった。つまり昨年、厚生年金においてこの手直しが行なわれていた。これが実は恩給のほうには適用されない。一年間ぶん投げっぱなしで十五万という最低保障で泣かされた。こういう不合理を放任しているのですから、三ヶ月短縮せよというのはいくらもありません。当然の要求であります。これは、はなはだしく公平の原則を欠くことになる。こういう筋道であります。いかがでございますか。

○小坂國務大臣 最低保障額を、御指摘のように共済年金のあと追いついていくということも、これは私、やはりいいことではないかというところはよく理解できます。他の公的年金受給者との均衡を考慮しながら、戦没者遺族や傷病者の処遇改善を含めて、今後恩給制度全体としての打開策をひとつ考へたいというふうにお考えでございますが、さらにこの問題につきましては、ひとつ真剣に検討して

いきたいという考えでございませう。

○大出委員 総務長官、いいことではないなんて、あなた、いいことではない悪いことでしょう。何で裏返していいことではないなんていうことを言うのですか。悪いことにしてくださいよ。あなた恩給担当じゃないですか。恩給受給者おこりますよ、総務長官けしからぬ、将来の総理が何だなんて。衛生上よくないですよ。

ところで、恩給受給者というのは、このインフレの世の中でも生きていける状態ではない。したがって、何が一番まずいのかという点、これは、はっきりさしていただきたい。皆さんに例をあげていただきたいのでありますけれども、昨年、私はやかましく言っていた方に計算をしていただいて、ここに最低保障を共済並みにした場合に、文官、教育、待遇、警察、軍人、こういういろいろ分けて、皆さんに資料を私、要求した。これをおつくりになった。皆さんが調べて、サンプル調査もしていただいて、皆さんもお認めになった。私は、ここで一つはつきりしていただきたいのは、例の二万円ベース、三十四年の二万円ベース、恩給の仮定俸給表における二万円ベース、このところ今日の推移、どういふ流れ方をしているかというところ、少し例をあげていただきたい。

仮定俸給表で八十二号、これは行政職の(一)でございまして、行政一表であります。一等級の七号該当であります。一等級七号といふと、当時これは局長クラスであります、二万円ベースのときに、この方々が今日、昭和四十九年までに、途中で俸給表の変更がございましたが、仮定俸給表で八十二号の方、一番てっぺんでありまして、この方々が今日、現職の指定職の七号といふのは、年間収入で一体これは俸給で申しまして幾らになるのか。そして仮定俸給表のほうで一体幾らになっているのか。ここらにはひとつ、皆さんのほうで、どういふことになるかという御説明がいただきたいのであります。

それから、仮定俸給表の六十七号、これは行政一表で二等級の四号、二等級の四号といふと、

これは次長クラス、局長の次。この方々が、四十九年の今日まで変遷がいろいろございましたが、二等級の四号の方、これが三十九年に行政職でいうならば一等級の四号にかわった。さっきの一等級七号の局長クラスの方々は、昭和三十九年に指定職乙七号に変わっている。四十一年で指定職乙の九号、四十四年で指定職乙の七号、こういう変化をしてきている。そして四十九年、指定職の七号、これは甲乙一緒にしましたからね、昨年、指定職の甲乙を一緒にしました。仮定俸給表六十号のほうも同様に変化がございまして、一体今日、年間幾らになっているか。つまり、仮定俸給表でいうところの俸給総額と、それから現職公務員のほうの俸給総額との開きというのはいくつになっているか。

それから、もう一つ仮定俸給表の六十号、これは二万円ベースと私、申し上げましたこの時期には、三十四年でありまして、この時期には行政職の一表の三等給の五号、これが課長でございまして、これは三十九年に行政職一表の二等級の四号になっているという変化をいたしました。今日四十九年、この時点で現職の公務員、つまり課長クラスの年間俸給は幾らであり、仮定俸給表の六十号というのはいくつになるか。どういふ開きを見ているか。

私の手元にあります資料からいいますと、ここまでは、つまり課長さんのところ、六十号、ここまでは現職公務員の年間の俸給よりも、恩給をもらうようになっている退職公務員の局長、次長、課長、こういう方々が退職した方は、仮定俸給表の面では現職の公務員の局長、次長、課長よりは高くなっている。つまり有利になっている。二万円ベースから比べて有利になっている。

ところが、これは明らかにしていただきたいのであります。さてこの下、仮定俸給表の五十号、これは課長補佐であります。課長補佐、二万円ベースの当時は、これは四等級の六号であります。これが三十九年に三等級の二号に変わって今日に至っている。四十九年、これは現職と比べて一体どっ

ちがどうなっているか。仮定俸給表と現職の課長補佐の年間俸給額。

それから、四十号というの、行政職の一表で五等級の四号であります、二万円ベースで。これは課長になっていない方で、長職動向をされている。この方が五等級四号、仮定俸給表の四十号、この方が今日持つておられる仮定俸給表と、この五等級の四号の方々が今日持つておられる、つまり現職の公務員が持つておられる年間俸給額、これは一体どっちが高いか。

それから三十号、六等級の二号であります、二万円ベースで。この方、これは長年まじめに働いて、えらくなれなかった方です。この方が今日、当時の仮定俸給表と今日の六等級二号の現職の年間俸給と比べて一体どっちになっているか。つまり、六十号以下のところ、五十号、四十号、三十号、こう申しましたが、仮定俸給表の五十、四十、三十というところは、実は現職の公務員に比べて仮定俸給表がうんと低くなつてしまつていて、低い恩給である上に、なおかつ現職の公務員の持つておられる同じ等級の俸給表、年間の俸給総額に比べて仮定俸給表はこんなに低い。この現実を一体どう見るといふ点を、明らかにしていただきたいのであります。

まずもって、いま私が例をあげましたが、四十九年という時点で、仮定俸給表の面で申しまして八十二号、六十七号、六十号、ここがいま今日、現職に比べてどうなっているかという点、それから五十号、四十号、三十号、これが今日、現職と比べてどうなっているかという点、あとから申し上げたのと前に申し上げたのは、そこで分岐点がありまして逆になっている。低いところはとことんまで落ちてしまつていて、こういう不合理がなぜできたかということ、根本でありますから、恩給の問題の基本でありますから、あなたの方のほうからひとつ御説明願いたい。

○警野政府委員 急な御質問でございまして、その額の対比等については、まだできておりませんけれども、一般的に申しまして、各等級号俸、

その当時の号俸と現在の各現職の方々の等級のつながり等につきましては、先生御存じのとおり、俸給表の体系なりあるいはその後の給与制度のいろいろな手直しがございますので、必ずしもびしやりと結びつかない面が多々あるのじゃないかというふうに思います。

ただ、全般的につきましては、上のほうの改善が平均的に……

○大出委員 何を言っているのだ一体。そんなの答弁になりはせぬじゃないか。答弁やるんなら、そんなことはだめだよ。時間のむだだ。何をあなたは答えているのだ。具体的に例をあげていって見なさいよ、書いてあるだろう。そうでしょう。変化もあるもないよ——四等級六号という号俸は、それは直近上位何だという手直しはしているけれども、どこに移つてどうなった、全部移っているのは、はつきりしているじゃないですか、そんなことは。そうすると、それは今日、給与法を見た一べんでわかるじゃないか。給与法に一体何号に該当するか、そんなことは一べんで出るじゃないですか。そのぐらゐのことが、私は六つしか例をあげていないのに、とっさの質問だからなんと言つていたのじゃ、どこまで恩給を一生懸命あなたの方でやっているのですか。商売じゃないですか、あなたの方は。何を言っている。だれでもわかつていふ人、答えなさい。冗談じゃない。

○警野政府委員 いま申し上げましたのは、制度として通し号俸制の廃止等がございまして、いま言われましてそれそれの号俸の対比といふのが、なかなかむずかしいというところでございます。○大出委員 むずかしいで済みはせぬじゃないですか。あなたの方、二万円ベースのときからいままでの間の不合理、不均衡を直すという意味でこの半分だけ、一四・七の半分の七・三五だけ半年で埋めるんでしよう。それならば埋める計算の基礎はどこから計算したか。当時から今日まで二万円ベースにさかのぼって、現職の公務員と比べてみ

たら一四・七％差があったから、その半分の七・三五をこし埋めるといふんでしよう。一五・三に七・三五足したんでしよう。それが二三・八になるんでしよう、老齢者の優遇を含めて、そうでしょうが。そういう法律を出して、二万円ベースにさかのぼって、二万円ベースから今日までの現職公務員と退職者の不合理があって、退職したほうが少ない、その差が一四・七％ありますと書いてあるじゃないですか。それじゃインチキなんですか、それは。何で計算したのですか。それじゃ、その計算の基礎を出してください。

○菅野政府委員 いま先生御指摘のとおり、三十四年当時の二万円ベースの給与を一〇〇とした場合の今日の給与の上がり、その差が一四・七というところでございまして、これは、いま言いましたように公務員給与、恩給のそれぞれの全体の平均を出しておりますので、そういう数字が出たわけですが、いま先生の言われました個々の号俸ごとの問題につきましては、いままぐその数字を申し上げられないのが遺憾でございます。

○大出委員 菅野さんは、恩給局長におなりになってから間もないのだから、あなたを責めるわけじゃないんだけれども、平均を出した限りは、個々のものだって平均が出てくる。そうでしょう。この仮定俸給表の八十二号、一番てっぺんから始まって——この八十二号というのは、まぎれもなく当時は一等級の七号、局長ですよ。それは通し号俸廃止だ云々でありましたよ。私も長らくこの時代から給与をやっているんだからわかっているところから一緒にやっているんだからわかっている。そのときの切りかえというのは、どこがどこへいったと明確になって切りかえているのじゃないですか。そのときに損した得したというのは多少ありますよ、ばらつきが。ありますが、中心はどこからどこへいくとちゃんと全部切りかえ表をこしらえて、切りかえているのじゃないですか。

だから、個々のやつをあげてみなければわからぬじゃないですか。もしばらつきがあるなら、ばらつきもとって出したらいじゃないですか、そんなことは。そうでしょう。だから、私がちゃんと例をあげたのだ。八十二号というのは、現実にはまああなたが提案している法律の中に入っているのだ。仮定俸給表の一番てっぺん、これは。それと、これは局長クラスだから、それに次長クラスを入れれば六十号、こうなる。課長クラスを入れれば六十号、こうなる。だから、それが今日どうなっているかと聞いている。多少の違いはあったって聞いはいしません、そんなことは。そのくらのことが出されていなければ、平均もへちまもありはせぬじゃないですか。怠慢だ、恩給局長。毎年そんなんだ。あなた方、それを出してください。答えられないじゃないですか。見にくい、比べにくい、というならどこが見にくい、どこが比べにくいのか、ここで言ってくださいよ。時間がもったいないからそれはあとで、私の質問の終わるまでに、うしろのほうで計算して出してください。審議にならぬじゃないですか。何にもわからない。そういうことになっているのだ、これは。六十号のところまでは、現職の公務員に比べてやめた人のほうの仮定俸給は高いのだ。それから六十号以下のところは逆なんだ、これは。現職の公務員のほうの給料と比べてはるかに低いのだ。なぜそうなるか、ここが問題なんだ。去年私が指摘をいたしてあります。それは人事院勧告の、たとえば一五・三九なら一五・三九というものをとった場合に、これは四十八年の勧告ですが、一五・三九をとった場合に、中身の俸給表の面における配分は、一番てっぺんから一番下までの間を一律配分はしていない。一五・三九という勧告が出て、その中身は一律に配分しているのじゃない。上厚下薄あるいは上薄下厚、上が薄い場合、下が低い場合いろいろある。だが、おおむね俸給の高い局長さんや何か比べて、下のほうの方々の給料の安いところをよけい上げているんですよ、人事院の配分というものは。そうでしょう。

ところが恩給はそうじゃない。恩給の場合には、一律に何％というものを全部にかけてしまう。局長でやめた人も、次長でやめた人も、課長でやめた人も、補佐でやめた人も、一般でやめた人も、かまわず一律に仮定俸給表の引き上げ率をかけてしまふ。ずつとそれをやってきた。ところが現職の公務員は、上のところの上げ幅は小さくて、下のほうの上げ幅を高くしている。だから、てっぺんのほうは現職の局長よりも、やめた局長の仮定俸給のほうが高いのだ。一方、現職の当務者に比べてやめた人の仮定俸給はこんなに低いのだ。人事院は毎年一生懸命下のほうをよけい見て、上のほうを縮めているのだ。恩給は一律なんだ。だから、恩給の低いほうの部面というものは、浮かばれなかった、日の当たらないところで働いた人というの、ほとんどんんん恩給の仮定俸給の引き上げをやめたに、現職よりもますます低くなってしまふ。ここに原因がある。そのところは、いかがですか。

○菅野政府委員 先生御指摘の点はそのとおりだと思いますけれども、なぜ一律アップを続けてきているかというところでございまして、このことは、恩給の場合には三十四年なり三十七年なり、そういう時点でおやめになった方のその当時における恩給の実質価値というものを維持しているという、その指標をいまして使っています。それが公務員給与の平均アップ率でございまして、そういう指標を使います上におきましては、やはり根拠のある、権威のあると申しますか、そういう数字を使っていかなければならないということもございまして、それから実質価値の維持でございますので、すでにその十数年前におやめになった方々の恩給の実質価値の維持でございますので、一律アップをするのが最も妥当であるということとで今日まで続けてきたわけでございます。

○大出委員 そんないいかげんことを言っているんですよ。実質価値といふって、食えなければしょうがないじゃないですか。だから下のほうはますますもって低くなってしまっているから、最低保障が出てくるんじゃないですか。実質価値の維持というなら、最低保障を何で必要とするのですか。答えてください。

○菅野政府委員 最低保障の問題は最低保障の問題として、また別の角度を含めましてあるわけでございますけれども、一律アップの方式そのものが、特にこういふふうにならないうちでございまして、御指摘のようにいろいろな問題がある、あるいは特にベースアップが大幅になればなるほど、そういう問題があるというところでございまして、そういう点につきましては、私たちが検討事項であるという点を十分認識しております、御指摘の点を含めまして、十分検討したいという気持ちを持っております。

○大出委員 あなたはいま、何だかわけのわからぬことを言うけれども、昨年の平川さんの議事録を読んでごらんないですか。もつとあっさり理論的に平川さんはお述べになつて、矛盾ですと認めているじゃないですか。実質価値の維持だ、経済的な減耗の補てんだんというところは、恩給法のイロハのイだ。欧州の論理からいっても、やめた人というものは、やめるまで働いて社会的価値を創造しながら俸給をもらっているけれども、自分が生み出した価値の全部を俸給でもらっているのじゃない。みんな置いてきてしまっている。一部しかもらっていない。その遺産が今日の文化、文明だという。だから、一定の年限でやめた人、年寄りには休息の権利があるというのだ。その休息の権利を満たすのが恩給だというのが欧州の論理です。あなたのようなことを言っている、実質価値の減耗を防ぐのだ、だから、やめたときの俸給であくまでいいのだ、だから、最低保障も何も要りはないじゃないですか。

これを見てごらんない。一昨年、四十七年の一〇・五％の人事院勧告、これは一等級のところは、一〇・五％の勧告が出て、八・三しか上げていないのだ。二等級が八・八、三等級が九・四、四等級が九・七、五等級が一〇・〇、六等級が一〇・六、七等級が一・二・九、八等級、一番

給料の低いところが何と一五・七%引き上げているのだ、現職の公務員は。一等級、一番上の官職の高い人、給料の多い人は一〇・五%の勧告をしているにもかかわらず、八・三%しか上げていないのだ。一番下の八等級、入ったばかりの人、給料が少くない、この人には一五・七%人事院は上げてやっています。四十六年は一・七%の勧告が出ています。出ていますが、一等級は九%、二等級は九・七、三等級は一〇・四、四等級は一〇・七、五等級は一〇・一、六等級は一〇・八、七等級は一四・二、八等級は一六・二%上げています。給料の少ないほうに明らかに傾斜配分をしているんですよ。現職の公務員がこうなっているのに恩給はいつも一律だ。これで現職と合うはずはないじゃないですか。

だから、現職の公務員に比べて、仮定俸給の六十号以下というのは、こんなに開いてしまっている。本来少ない恩給は一律、現職は、上が比率が少なくて下が高く上げてきているから、だから、ますます現職の公務員とはこんなに違ってくる。そうだとすれば、厚生年金の手直しすれば最低保障をせざるを得ないんですよ。これは明確な矛盾です。

今回の人事院勧告一五・三だっただけ。仮定俸給表でいってこれを見たら一目瞭然だ。八十二号という局長クラスのところは、これは甲、乙が一緒になったから、今回は一五・六。指定職甲、乙がなくなったから。六十七号一三・一、六十号一三・九、五十号一四・八、四十号一五・一、三十号一五・八、二十号一五・八、十号一五・八、六等級の二一・一、七、今回の勧告だっただけで進んだ。一六・七も上げて、六等級二号当務者のところで、これだけ上げなくて下が大きくなっている。今日の給与の理論というのは、そう変わってきているんです。うちの中の家族手当という給与の構成をし、通勤という手当の構成をし、住宅という手当の構成をし、生活に即した形に変わってきている。給与理論というのは、それが人事院勧告の配分にも出てきている。にもかかわらず、恩給というものは、

は、昔からいままでも何でも、幾らよけいもらっている次官でやめた人であっても、局長でやめた人であっても、一般当務者でやめた人であっても、二〇%なら二〇%一律にかけておる。こんなばかんなことを何年も何年も続けてくれば、まして少ない恩給だ、恩給もらいながら生活保護を受ける人が山のように出てくるのはあたりまえですよ。九千人から生活保護基準以下にいます。そんなばかんなことがありますか。生活保護基準が上がったから、いままともふえていく。

そこで、もう一べん承ります、この八十二号という方は、仮定俸給表の八十二号、一律に三十年勧告といえます。三十年勧告でやめた人になった八十二号の方は、いま年度の仮定俸給表の改正で恩給年額幾らもあがりますか。年額を月額に直して月幾らもあがりますか。三十年勧告八十二号の人、それから次長クラスの六十七号の人、三十年勧告で一体いまの仮定俸給表で恩給年額幾らもあがりますか。六十号の人、これは一体今日幾らもあがりますか。課長です。五十号の人、四十号の人、それから仮定俸給表三十号の人、これは今度の改正で恩給年額、月額で幾らもあがりますか。

○菅野政府委員 仮定俸給の月額は、それぞれ出しておきますけれども、いま申し上げましたように、恩給年額なり恩給月額というのになりますと、いま計算をいたしますので、お時間をいただきましたと思います。

○大出委員 計算してください。話にならぬ、少な過ぎる。

まず、下のほうから言いますと、三十年勧告をして課長でやめた人、この人の計算のしかたは、皆さんが御存じのとおり恩給法納金を払っている人、つまり恩給法適用者でございした場合、十七年つとめまして百五十分の五十でございします。十七年で百五十分の五十でございしますから、三十年つとめると三十三年残ります。毎年百五十分の一ずつふえてまいりますから、百五十分の三十三を足す、合計百五十分の六十三になります。百五

十分の六十三というのは四二%、この人は課長でやめたときに仮定俸給の四二%をもらう人だ。この人を計算すると、三十年勧告して課長でやめた人の仮定俸給表、改正をして恩給年額は六十八万九千九百四十四円、これを十二カ月で割っていただければ明らかだ。月、一体幾らになりますか。一月五万七千七百円です。三十年勧告して、課長でやめた人が一月五万七千七百円しかもらえなくて、これは最低保障も何もかかりませんよ。六十八万、これは六十号の人。ところで五十号の人、課長にもならなかった人、仮定俸給表の五十号の人といふのは四等級の六号、二万円ベースのときでいえば、これが三等級の二号になっている。三十九年の俸給切りかえて三等級二号。この人が三十年勧告をしてやめて、仮定俸給表の五十号に格づけをする。年額幾らもあがらうかと、四十八万六千九百六十六円、月四万円です。四十号の人、五等級の四号、三十年勧告年額三十四万四千六百六十二円、月額二万八千八百円。三十号の人は、三十年勧告年額、二十三万九千七百三十六円、月約二万円です。

ところで、今回は最低保障三十二万一千六百円にしたから、三十号の人は最低保障で救われる。四十号の人は五等級の四号の人、一般当務者で長くつとめた人、三十年、この人は最低保障はかからない。月額二万八千八百円、最低保障はかからない。これで一体社会的弱者でないといえますか。

ところで、承りたいのだが、生活保護基準といふのは、一体今日手直しをして幾らになっているのか。

○菅野政府委員 生活保護基準はそれぞれの条件がございします。一がいには申せませんけれども、老人の単身世帯一級地、それで男という条件で置きますと、保護基準は、大体年額で約二十七万円くらいになると思います。

○大出委員 年とはとても奥さんがいれば二人、二人なら幾らになりますか。

○菅野政府委員 ちょっと計算しておりませんが、月額で大体三万七千七百円くらいですから……。

○大出委員 それは東京ですか。

○菅野政府委員 そうでございます。月額で三万七千七百円でございますから、約四十万くらいになると思います。

○大出委員 それじゃこれはあなた、奥さんがいて、年とつてやめて奥さんだけめんどろを見ていたら、生活保護基準以下の方々がざらざらと出てきちゃう。最低保障だと言ったって、いま私が例をあげたように、四十号の人は最低保障にひっかかりやしない。三十四万円、月額二万八千八百円。奥さんをかかえて、生活保護が三万七千七百円ですよ。生活保護基準よりはるかに低い。こういうばかげたことでは……あとで計算してくればいいです。さっきの私が言った変遷を含めまして、計算を出してください。

時間ありませんから進めますが、こういうばかげたことになっている。総務長官に承りたいのですが、これは兵のほうは、兵隊さん、軍人、こっちはのほうは一体どういうことになりますか。軍人の場合に、兵ならば十二年が最低資格要件、十二年兵、十三年将校、こういうふうになっています。

そこで百五十分の五十、九年ならマイナスをしなればなりませんが、百五十分の五十から百五十分の三・五かける三、三年分を引く、百五十分の三九・五、こういう計算になる。そうすると、兵の十八号を例にとると、一体今度の引き上げで月額幾らになりますか。——全く話にも何もならぬ。あなた方は少し抜けているんじゃないですか。何をやっているんですか。いいですか、ここに最低保障で書いてるじゃないですか。九年未満の人は、十六万八千八百円という最低保障を出したでしょう。

九年未満という限りには、九年の人は一体どうなるか。これは計算しておかなければ、何でもこんなものをこしらえたかはつきりしないじゃないですか。——もういい。扶助料というのはこの半分なんだ。月額八千円だよ。つまり兵の十八号で年額十萬七千二百円ですよ。そうなのは、月額八千円じゃないですか。それがつまり最低保障とする理由はなんですか。だから、十六万八千八百円にしたんだ。それでも十六万八千八百円しかない。遺族ならばこの半

分なんです、扶助料だから。そうでしょう。これじゃ食ってはいけないうえですか。だから、私は例をあげている。あなたの方のそれは、計算の不備であらうです。ほんとうならば、そのくらいのは計算すべきだ。三年マイナスをするのならば、いまの私の計算で、百五十分の五十から百五十分の三・五かける三を引いて、百五十分の三十九・五になります。だから十萬七十七二円が出てくる。そこらのは、計算して表にしておかなければおかしういふのだ。

それはそれでいいけれども、こういうべらぼうな安い軍人恩給、恩給。私は総務長官に承りたいのだけれども、軍人恩給なんというものは、これでおしまいな。恩給だって年寄りの一代制と一緒なんだ。いまいる人たちが死んでしまえば、なくなっちゃうのです。みんな共済に行っちゃうのだから。そうでしょう。いかがですか総務長官、恩給は共済に切りかえちゃったんだから、もうないんだから、現在恩給をもらっている人たちが死んでしまえば、そして遺族になつて残つた人が扶助料をもらつてしまふ。恩給法該当者はゼロになつてしまふんですよ。軍人恩給だつて、これから日本国憲法が生きていて、戦争をしない限りは、できつこないのだから、いまいる人たちが死んでしまふはなくなっちゃうのです。ゼロになつてしまふ。その方々をこんなことではつておいたのじゃ、靖国神社もヘチマもないのです。だから、あなた方は、制度が違うのちやうちんの、そんなこと理屈にならない。これだけ低い恩給や軍人恩給だからこそ、私は繰り上げろと言ふのです。総務長官、いかがでございますか。

（委員長退席、小宮山委員長代理着席）
○小坂國務大臣 恩給自体の低さ、それは先ほど、簡単にござりますが、今度の改正の中で九年未満の人たちにも十六萬出そうというふうなことで、逐次改善していく方向は私はとっているつもりでございます。特に、これは御指摘のように、当委員会での非常に強いいろいろな御要請もありますので、私はその方向の中で問題を解決してい

く努力をしておるわけでございますが、財政当局との関係の中で、予算額そのものにいろいろの制限もあること、御承知のとおりでございます。

同時にまた、今度も公務員給与にスライドということも、人事院勧告においては上薄下厚と申しますか、そうした傾向がすでにとられてきておるわけでございまして、先ほど御答弁申し上げたとおり、そうした問題をこの恩給の最低保障の場合にも考えていかないと、最低保障額だけをどんどんかさ上げをしていかなければならないわけであると思ふのでございまして。そうしたような問題は、ぜひ真剣に取り組んでいきたいと思ひますし、また兵の、これは一時恩給という形になるかどうか別といたしましても、やはり非常に少ない恩給で生活している方々をもっと保護していくという考え方を、今年度はこのような程度でございすけれども、今後はさらに引き続いて、基本的な方針の中に入れてながら改善をはかっていきたいというふうに私は考えます。

○大出委員 総務長官は、一定の年限で次々とかわりになります。昨年私が質問したときにも、坪川さんが総務長官で、全く御指摘のとおりで、私も経験があることで何とかいたします。それでさつとおかわりになつて、今度は小坂さんおやりになつて、また同じ答弁になるわけですね。恩給局長さんも、私は菅野さんを責めるのは無理があるのは百も承知で、ただ坪川さんの時代から次長をおやりになつておつて聞いておられたのだから、だとすれば、今日一般の給与理論というものが変わつてきておりました、生活給中心になつてきておるわけですね。そうすると、一律にぶつかけただけで済みはしない。ほんとうをいへば、給与の絶対額が低いからこそ、結婚手当をよこせだとかいうことになる。手当なんというものは本来邪道なもので、要らないんだ。給与の絶対額が高ければそれでいい。ところが、官庁に入つて三年くらいたつとなつてきて、仕事は若いから人一倍できる。若いから同じ職場の年寄りどもの三倍も仕事する。するけれども、俸給は半分ももらつていな

い。不満が出てくる。そこに、やれ労働手当だとか何だとか一ぱい手当をくつつけて、試験制度とか何かやつて、受ければ手当がもらへる。それでやつと気が済んで、若い人はがまんらしい安月給の官庁暮らしをする。これは本来邪道なんです。

だから、恩給というものは、やめてしまった人は仮定俸給一本なんだから、つべんのほう、これは、あなた方出しておられる法律なんだから、六十号で線を引いてごらんない。仮定俸給表の六十号以下というのは、現職の公務員よりも全部低い。著しく低い。六十号以上というところは、現職の公務員よりも、仮定俸給表はやめた人は高い。これはいま総務長官が口にされたような、上薄下厚という方式を人事院はつと一貫してとり続けておるが、事恩給に関する限り、一律にかけつてしまふから、こういうばかげた、極端な現象が出てくる。これは捨てておけないのです。最低保障をしたところが、さつき私が申し上げたように、最低保障には四十号の人はもうかからない。そこから六十号までの方は、間違ひもなく谷間になつて、現職よりみんな低い俸給表で最低保障をもらつておる。そうでしょう。そういうかっこうで放任しておくわけにはいかなないので、皆さんとつていくのだから。だから、この矛盾はいま総務長官おっしゃいましたが、何としても検討を要する。方法は幾らでもあります。去年も言つたはずなことは幾らでも提案します。去年も言つたはずだ。

実は、そういう恩給の今日の事情だ。しかも厚生年金は、さつきここで述べたいただきましたように、三十二萬一千六百円の最低保障にしようというので、昨年の国会ですでに三十二萬一千六百円最低保障になつてしまつておる。一年ずれておる。共済も、昨年三十二萬一千六百円の最低保障をしてしまつておる。恩給のほうは一年ずれて、これからやろうというわけだ。そんなばかなことあります。恩給が本来初めからあつたんだ。途中から共済なんかできた。厚生年金だつてそうです。昭和十七年にできた。そうすると、恩給の

ほうは、これから入ってくる人はいないのだからといつてぶん投げておく、そうしかとれぬ。それでは、この間の裁判ではありませぬけれども、ばかな話で、この間からいろいろ聞いてみると、恩給というものは厚生年金や国民年金と制度が違う、そんなことは一つも理由にはしなない。

だから、この際どうしてもこれは繰り上げ措置が必要である。さつきのお話のように、国民年金は四月月短縮している。厚生年金は三月月短縮している。ならば、せめて三月月短縮はすべきである。私は、法制局のほうにお願いして、修正案を用意しておりますが、けさ理事会に出したとおりであります。この点は、総務長官いかがでございますか。

○小坂國務大臣 ただいま御指摘の最低保障制度を、今回は従来のものに比べて大幅に引き上げて努力をしておるわけでございすが、なおかつ、ここに御指摘のような、他の社会保障制度との間の格差が出ていふということも事実だと思ひます。

それで、こういう問題を、支給日を繰り上げるというだけで解決できるものと思へないわけでございますが、もちろん、貴重な御意見としてわれわれよく理解はできます。

同時にまた、一般にこうした最低保障を要するような方々に対して、私は、恩給なら恩給という面だけの改善ももちろん努力いたしますけれども、もっと全般的に社会対策としての保障の大綱をつくつて、その中で、いわゆる弱者救済という問題を取り上げていくことのほうが、同時にまた、問題をこの恩給のところだけにしわ寄せしない方向というものも、十分考えられなくてはならぬというふうにも考えます。

これは、何も弁解をして逃げるために申し上げてゐるのではないのであつて、今日のような物価騰貴の中において、一定の国家予算の中からだけ保障を受けるという恩給制度そのものには、やはり私は一つの限界がやむを得ずあるだろうと思ひます。同時にまた、先ほどから御指摘のように、

上薄下厚というように一つのプリンスブルを恩給の総額の中の配分の中で考えていくことは、これは当然今後も十分検討してまいりたいと思いが、やはり、そうしたことで解決し得ないような問題もまだ多々あると思います。したがって、この恩給問題という点だけにこの委員会におきましてはしぼられるわけでございまして、御趣旨はよく理解できますが、さらに政府としては、最低保障という国民生活の谷間の方々に對する配慮というものを、ぜひ来年度においては色濃くこれを出していくという方向もひとつ検討をしていきたいというふうに考えております。

○大出委員 承りたいんですが、社会政策全体とおっしゃるんですが、それは一体いつどう出すんですか。それと恩給とどう関係するのか答えてください。

○小坂國務大臣 それは恩給問題で、この今年度の予算で一応概定しております三百三十一億円の配分の問題の中で解決し得る問題、これは、いま御指摘の問題だと思えます。それについては努力を申し上げるということをお答えしているわけでございしますが、さらにまた、その分だけではなかなか解決し得ないような幅広い深い問題があるので、そうしたことは、恩給という問題だけでなしに、さらに社会全般の問題として前向きに取り上げたいというふうに私は考えておるということ、率直に申し上げておるわけでございます。

○大出委員 社会全体の問題で前向きに考えるというの、具体的にはどういうことをやるのか。

○小坂國務大臣 具体的になかなかすぐここで申し上げるわけにまいりません。(大出委員「それなら意味ない」と呼ぶ)でございしますが、しかし、考え方をいたしまして、五十年度というものは、そうした方向に努力を、政府は大いにしていく必要があるという私の考え方を申し上げたわけでございします。

○大出委員 形のないことを言ったって、この席では三文の価値もない。現実に食えないと言っているんだ。食えない人は困っているだろうといったのでは事は済まない。痛いだろうというのと痛いというのは違うんだ。三十二万の最低保障をしたと大きなことをおっしゃるが、言われたって迷惑だ。去年、厚生年金が三十二万一千六百円の最低保障をしちゃっている、共済も三十二万一千六百円の最低保障をしちゃっているのに、何でそこまで持っていけないんだとさんざんこの席上で言ったんだ。できません。できなきゃ法案通さない。とうとう、来年は間違いないやります、そういう回答があなたの方から戻ってきた。これは去年の約束。かくて一年間、恩給受給者は、共済受給者はみんな最低保障三十二万一千六百円だというのに、最低保障三十二万一千六百円だという上がっちゃっていてもこっちはなし。一年間泣かされてる。

今度は中の予算の配分と言ったって、あなた、いまここで上薄下厚に直せますか、これは一体、一つずつ聞いてみて答えても出てこぬのに、そんなもの簡単にあなたの方に直せますか。不勉強きわまる。そんなその場のがれの話はだめですよ。現実に一年間ずらされて、最低保障三十二万ももらっていないんだ。ないしはその損失は一体どうしてされる。共済というのは、恩給期間と共済期間を足したのが受給金額です。恩給が基礎になっている。その共済のほうに昨年、三十二万一千六百円の最低保障をやっちゃって、恩給にやらないじゃないですか、去年から本年まで、いま初めてこれから通ればやるんじゃないですか。一年間の損失はどうしてしてくれるのですか。そんなもの放任でございせんよ。

○小坂國務大臣 そうした、ただいまの御主張のような損害という考え方については、なおわれわれもよく詰めて考えてみたいと思いますが、年度の改正でお願ひしておりますのは、先ほどもいろいろと御議論いただきましたが、一五・三%の公務員ベースアップにスライドしていくという方式と同時に、従来からの差額を二年間で埋めようじゃないかというような努力と、さらに最低保障

を拡充するという方向を、今年度の御審議をいただく素材に提供しているわけでございまして、全く従来のものを捨ててしまっているということではないと私は考えるものでございまして、どうかその点につきましても御理解をいただきたいと思ひます。

また同時に、ただいま御主張の諸点につきましては、繰り返して申し上げますが、十分検討をさせていただきますというふうに思ひます。

○大出委員 そんなものは答弁にも何にもならぬ。二万円ベースにさかのぼって一四・七%の差をとったというのは、この不合理は今まで当然やっておくべきことであって、さんざんばら言っているのに、ようやくここへ来て、あなた方はそういうことをやるようになっただけの話。段階的に上がっているのですから、そのたびそのたびに恩給受給者は損をしてきている、長年、お年寄りはほんとうに気の毒ですよ。それも、二カ年に分けてやる。前からさんざんばらばら言っているのに、おまけに、実施月を見てごらんさない。恩給は本年の十月からでしょう、この提案は、公務員は昨年の四月に上がっているんだ、一五・三%というのは、これは人員ウエートで計算するから一五・三になる。それはそれで計算上そうなるんだからいい。だけれども、現職の公務員は昨年の四月にもらっているんだ。何でここの十月にしなければいけないのですか。現職の公務員から一年半ずれていくじゃないですか。

フランスには、文武官の恩給に関する法律という法律がちゃんとある。アメリカには一九六八年法がちゃんとある。しかも日本の場合には、恩給審議会の答申が新居委員長の手を経て、恩給法二条ノ二の調整規定というのはいくつかに考へるか、三本立ての仮定俸給表というものを一本に直せ、直して法的にスライドをさせるべきであるという答申を出したじゃないですか。時の総務長官は何と答えたか。新居参考人に来てもらって私が質問をしたら、政府が御諮問なさったんだから、審議会で審議してくれと政府が言ったんだから、それ

に對して答申を出して、三本立ての仮定俸給表を一本にしなさい、その上で法律を改正してスライドさせなさい、私のところはそういう答申を出したんだから、よもや政府が実施しないというそんなばかかなことはないでしょう。そうしたら政府は、三本立ての俸給表を一本にする努力をして法律化しますと答えた。答えて一体何だいまやっているのですか。公的年金制度調整連絡会議なんて一言で言い切れないような長い名前をくっつけて調整にばかり時間がかかっている。何年たつたって結論が出やせぬでしょう。出ないから法律改正しない。ああいうでたらめばかりじゃだめですよ。信用できぬ。こんな法律は通せんない。

○菅野政府委員 いま先生からいろいろ御指摘をいただき、また大臣からも御答弁を申し上げたわけでございしますけれども、先ほどの最低保障が一年おくれたという問題につきましては、確かにそういう指摘されましたような点がございしますけれども、四十一年に最低保障制度をつくりましたとき以来入っております短期在職者に対する新しい制度として、この検討の結果、ここに御提案申し上げるような制度の新設を見るに至ったわけでございします。

○大出委員 そんなものは理由にも何にもなりはせぬじゃないですか。そんなことを言っていて、短期在職

いては国民年金、厚生年金に右にならえるのはあたりまえだと思います。このことをつけ加えま

して、終わります。

○徳安委員長 中路雅弘君。

○中路委員 短い時間ですから、二、三この問題についてお尋ねしたいのです。

今度の改正案で最低保障の若干の改善がありますが、この問題は、私も昨年の恩給法の改正の時に質問をしたわけですが、当時の平川恩給局長は、これは非常にむずかしいという答弁だったわけですね。一つは在職年が短くてもらえるということ、もう一つは文官と軍人のように、非常に勤務内容が異なるものを一緒に含んでいるようなことを述べておられたわけですが、今度の改正案でこの最低保障の改善の問題を出された。昨年は非常にむずかしいというお話をしたわけですが、このようなことがどう検討されたのか、最初に簡潔にお伺いしたいと思います。

○菅野政府委員 昨年来御審議いただきました最低保障の問題でございますけれども、いわゆる長期に在職者と申しまして、普通恩給の最短期限に至っている者については、昭和四十一年以来最低保障の制度があったわけでございますが、それが逐次上げられてまいりましたけれども、昨年厚生年金あるいは共済組合のほうの大幅な引き上げのときに、恩給がすぐにはならなかったことでございまして、恩給がすぐにはならなかったことでございまして、それがございまして、先ほど来お話がございまして、普通恩給の最短期限以下でありますいわゆる短期に在職者について、従来なかった制度をつくるべきではないかということを含めまして、検討の時間がかかったわけでございます。そうしまして長期に在職者につきましては、普通恩給で例を申し上げますと、十三万四千四百円が三十二万一千六百円、六十五歳以上でございますが、そういう改善が行なわれました。六十五歳未満の者については省略をいたします。短期につきましては、六十五歳以上で実在職年が九年以上の者と以下の者と分けまして、それぞれ二十四万一千二百円及び十六万八千八百円というふうに、普通恩給の例で申し上げましたけれども、改正をするようになったわけでございます。

○中路委員 この問題に関して、幾つかあとで御質問したいと思いますが、もう一つ最初に、二、三、八％アップの根拠ですね。それとあわせて説明の中に、恩給のほうは四十八年、公務員給与は四十七年をとっておられるわけですが、公務員給与の四十八年をとれば、もう少しアップしているわけですが、その点のお考えについても、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

○菅野政府委員 二、三、八の根拠でございますけれども、まず、昨年度の公務員給与のアップが一、五・三でございます。その一、五・三と、従来いわゆる審議会方式というもので、公務員給与と物価のまん中で調整をしてきた時代が何年かございまして、その間の格差と申しますか、そういうものが、三十四年で両方の水準が合っておりまして、それから二年間でその格差を埋めたいというので、その半分の七・三五、すなわち一、五・三と七・三五を掛け合わせまして二、三・八という数字が出たわけでございます。

それから、最後の御質問の公務員給与ならば、もう少し大幅なアップじゃないかというお話がございましたが、よくわかりませんけれども、公務員給与のアップが一、五・三でございますけれども、こちらのが一、五・三を使っておりますのは、いわゆる恩給は俸給本俸を基準にして改善をいたしておりますので、その手当等を除きました部分の改善が一、五・三でございますので、それを使っております次第でございます。

○中路委員 いまの年度の問題ですが、この説明のところで、「今回の恩給法改正案においては、恩給年額の改定は、昨年と同様、公務員給与を指標として、昭和四十八年度給与の改善率一、五・三％により増額する。この措置によるほか、云々と書かれました。その後昭和四十七年度までの改善指数を比較すると」というところがありますね。この点で、この指標が四十八年度の値をとれば、もう少しアップはできるんじゃないかと思うのですが、この四十八年度と四十七年度までの改善指数

というこの関係のことで先ほどちょっとお聞きしたのです。

○菅野政府委員 これは公務員給与のアップ、結局一年おくれとか二年おくれとかそういう問題にまからむわけでございますけれども、恩給の改善というのは、昨年までの改善を含めまして、昨年の二、三・四％のアップを含めまして二、八・四ということになっておりますけれども、そのときに比べられた公務員給与というのは、四十七年の四月に行なわれました公務員給与の改善率一、〇・五％を含めまして改善率が三、二・五・六八ということでございます。それと対比をいたしまして、要するにベースとしては、そこで合っておりますわけでございますので、実施時期のズレの問題がございまして、けれども、ベースとしては、そこが合っておりますのでございまして、その待遇をしたわけでございます。

○中路委員 今度最低保障の改善の問題が出されておられるわけですが、先ほどから大出議員の質問でもありますが、恩給もやはり最低保障がどうしても必要であり、そういう点では、社会保障的な性格も持つものになってきていると思うわけですね。恩給の発足当時の問題は別として、現在のように物価が非常に上昇してきている、生活が苦しくなっている中で、恩給受給者の圧倒的多くの人たちは、これによって生活をささえているわけですね。

しかし、先ほどお話しのように、実情は、かなり多くの人が、生活保護あるいは生活保護に頼るという状態にあるわけなんです、今回の改正でも、この点では私は非常に不十分だと思うわけですね。最低保障額を引き上げるべきだというふうにお考えですが、この点についてのお考えも一言お聞きしておきたいと思っております。

○菅野政府委員 ただいまの御意見は、最低保障は改善されたけれども、なおもっと必要なんじゃないかという御意見と承りましたけれども、私たちが、最低保障というのは、恩給には従来なかったわけでございますけれども、それを四十一年に

つくり、徐々に改善をしてまいったわけでございます。この金額が三十二万一千六百円ということになりますと、そして短期の在職者を含めるということになりまして、従来までは二千数百人しか該当しなかったものが、一挙に三十二万人が該当するということになる、かなり大幅な底上げであるというふうにお聞きしております。

ただ、この額自体も、もちろん永久にこの額でいいというわけではございませんで、いま御指摘のいろいろな経済事情の変化等も参考にいたしまして、将来、この制度の発展につきましても、考究をしてみたいというふうに思っております。

○中路委員 いずれにしても、恩給自体も最低保障額をきめていかないと、現状にマッチしなくなっているし、また、生活をささえるためには、この最低保障のアップがどうしても必要だという事態になっていることは事実だと思うので

す。そういう点で、この恩給自体が社会保障的な性格に変わっていくかざるを得ない、私はそういうふうに思うのですが、この点について前回、昨年の改正案の審議のときに御質問したのですが、いまの特にこの最低額をきめていかないとけないという点についてはお認めになっておられるわけですね、また現状は、この点はさらに改善をすべき、また現状は、この点はさらに改善をすべき、という点で、性格がやはりはっきり変わってきておると私は思うのですが、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

○菅野政府委員 恩給と社会保障あるいは社会保障的な考え方というのは、なかなかむずかしい問題でございますけれども、ただいま御指摘いただきましたように、従来そういう考え方が非常に薄かった恩給ではございまして、現在の社会経済事情等を考慮いたしますれば、そういう社会保障的な機能というものを十分営んでいかなければいかぬというふうに考えております。

○中路委員 最低保障額を設けたということですね。結局、最低保障の適用を受けた人は、アップ

率に他の人と違ってくるわけですね。いままでも、その点で違ってくるわけですね。すると、恩給局がいままでも言ってきた恩給というものは、公務員が国家に忠実に奉仕をし、また奉仕したことに對して、その公務員の遺族に國が保障する、あるいは奉仕した人に對して國が保障してやるといふ給付だといふことになつてゐたわけですが、この説明が、こういう点でつかなくなくなつてゐるのは事實ではないか。これだけでは説明がつかなくなつてきてゐる。いぬゆる忠実に國に奉仕してきたといふ度合いが、退職してから変わるというところはあり得ないわけですね。これは、こういう最低保障額を設けていくといふ自身の中に、皆さん自身が恩給を社會保障の一環として考えざるを得なくなつてきてゐるということ、やはり事實によつて認めざるを得ないということになつてゐるのじゃないかと思ふわけですが、この点ははっきり、やはりお認めになる必要があると私は考へるのです。そうしないと、いままでの説明が矛盾を持つて、説明がつかなくなつてきてゐると思ふわけですね。どうですか。

○菅野政府委員 恩給が、社會保障かそうでないかというむづかしい議論でございますけれども、廣義に解すれば、これも社會保障の一つであるといふふうにいえると思ひます。ただ、從來普通いわれてゐる廣義の社會保障なり公的扶助によりまして、そういう方式をとりながら一定の、一般の方について、一般の水準を維持していくといふ社會保障に、狭義の意味では必ずしも当たらない部分があるといふふうにお答え申し上げてきたのではないかと思ひますけれども、いま言われましたような、いずれにしても、定義のいかんを問はず、社會保障的な機能といふものを恩給もかなり持つてゐなければならぬといふことは事實でございまして、そういう面における中身の充實といふことも、これから一そう推進していかなければいけないといふふうにお思ひしております。

○中路委員 厚生省の方お見えになっておりますか。——これは先日、野呂委員が質問されたとき

きに引用もされましたが、例の宮裁判の被告である國の答弁及び主張の中で、このように述べてゐるわけですね。「戰爭公務による公的年金給付は、戦地等酷烈な環境下において、生命の危険にさらされつつ公務に従事し、これに起因する負傷又は疾病により廃疾となり、又は死亡した旧軍人等又はその遺族に對して支給されるものであるが、これと、これらの災禍を受けることなくして老後に至つた軍人又は文官に對して支給される普通恩給その他の公的年金給付との間には本質的な相違がある。すなわち、前者は、戰爭という異常な事態によつて夫や子を失つた者あるいは傷ついた者に対する國家補償としての性格が強く、殊に、階級の低い者にかかる公務扶助料は、その全部が國家補償である」とみなす方が妥當であるとも考へられる。これに對し、後者は、社會保障の一環として位置づけられるものである。」この中で、「社會保障の一環として位置づけられるものである。」といふふうに述べておられますが、厚生省は、このお考えで間違ひありませんか。

○金澤説明員 社會保障といふものの定義については、確定的なものはないようでございますが、その問題につきましては、いま恩給局長からお話でございまして、社會保障制度審議會では、恩給制度を廣義の社會保障といふことでいわれてゐるようでございます。私どもの國民年金の制度におきましては、恩給は厚生年金等の他の公的年金と同列、一環のものという考へ方をとられておりました。その意味におきまして、この恩給の受給者につきましては、國民年金の強制適用からはずして考へております。また、恩給受給を理由とした通算老齡年金を認めるといふような形で措置を講じておるのでございます。これは國民年金制度が、他のいかなる公的年金の受給対象にもならない人を対象とし、あるいはまた個々の制度単独では受給資格に結びつかないという人を、通算して年金の受給資格を発生させようといふ國民皆年金を目ざすために創設されたといふことから、そういうふうになつて文化いたしておるわけでは

ございます。

○中路委員 厚生省の御見解をいまお聞きしたのですが、先ほど恩給局長も、社會保障の広い意味で機能を持つてゐる、その中身を今後充實させていかなければいけないという御答弁でございました。この点について、私は恩給の性格といひますか、こういう問題について、やはり皆さんの中で統一した見解が必要じゃないかといふふうにお考へるわけですね。この恩給も社會保障の一環として位置づけられるといふことは、宮裁判の中で厚生省も主張されておることでございまして、この問題に關して、長官はどのようにお考へですか。

○小坂國務大臣 恩給そのものを社會保障制度として考へるかどうかといふことについては、まだわれわれの間で意見の統一されたものはございせん。あくまで一応の見解としては、恩給といふものは、國家が、永年勤務した忠実なる公務員に對して保障する給付であるといふことでありまして、その保障する給付そのものが、生活といふものの意味合いを非常に強く持つようになつたのは、特に最近の通貨価値の不安定といふことからきてゐると私は思ひます。したがつて、通貨価値の不安定といふことが將來も長きにわたつてそうであるといふようなことであります場合には、同時にそれが、ただいまの中路委員の言われるような方向といふものが強く加味されなければならぬと思ひます。しかしまた一方、現在の物價騰貴あるいは通貨価値の減少といふようなことが、一時的なものである場合には、やはり私は恩給が、即社會保障制度的なものにならなくてはならないといふことにもまた結ばないのではないかと思ひます。

したがつて、今年度の予算において、またわれわれがただいま御審議をいたしておるようなこのような最低保障制度も含めて、なおかつまた一般公務員のベースアップにスライドして恩給を考へて、こうといふことを申しておりますのは、やはり今日の事態に即応した体制でございまして、したがつて、それには同時に、やはり一種

の社會保障的な意味合いもわれわれとしては考へていかなければならないといふふうにお考へておるわけでありませう。

○中路委員 先ほど大出委員からも、この一律アップするため、ますます上厚下薄、これが大きくなつてくるという矛盾についてお話しになりましたけれども、この恩給の性格が、今後最低保障を若干改善されていくという中にも、現実にほつきりといふのは社會保障としての性格を持たざるを得ない時代になつてきてゐるわけですね、そういうことが一そうはつきりしてくれば、この恩給の問題についてどこを改善していくかといふ点についても、中身も一そう明確になつてくるんじゃないか。その点で、事實としてそういう性格をすでに持つてゐるわけですね、私は、政府の部内でも、この問題についてより統一的な考へ、見解をもつて今後の改善の方向をはつきりしておきたいといふことも、あわせて要望しておきたいわけですね。

現実に、いま社會保障的な機能をますます持たざるを得なくなつてきてゐる、そういう方向での中身の問題も検討していくといふお話です。この点については、より政府としての統一的な見解をひとつはつきりしていただきたいといふことを要望しておきたいと思ひますが、いまの……。

○小坂國務大臣 ちよつと……。いま私がお答え申し上げましたことについての中路委員の御認識は、私はそれで十分だと思ひますが、同時にまた、社會保障的なものも加味しなければならぬといふことになりまして、私は、一般の社會保障政策といふものの中にも一回恩給といふことの……。

恩給そのものが社會保障政策あるいは社會保障制度といふものになつていくといふふうには、すぐ端的に考へてゐないものかどうかといふことについては、なお十分検討しなければならぬ点があると思ひます。先ほど大出委員にお答え申し上げましたが、私は、そうした時代的な要請の中で、社會保障的なあらゆる施策に総合的に前向きに取り組

んでいくということは、きわめて重要なことだと思ふので、恩給だけにその任務をことさらに強く与えるのがいいのか、あるいはもっと他の社会保障制度を拡充強化することによって、恩給というものの本来的な意味合いというものはそのままにしながらも、他の施策によってこれを補って、全体として国民の困窮しておられる方々の生活を守っていくという方向も、同時に考えていかなければならぬ問題だということをつけ加えて申し上げたいと思います。

○中務委員 少し具体的なことで関連してお聞きしたいのですが、先ほどの宮裁判の宮さんの恩給の受給額は、今回の改正案の二三・八%プラスしてもたしか四十三万くらいですね。これが憲法二十五条で保障された、すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するということを裏づけられる金額かどうか。夫婦ですから、最低限度の生活さえこれでは維持できない、このことは明らかだと思ふのですが、せっかくお見えになつていますから、厚生省のこれについてのお考えもお聞きしておきたいと思ふのです。

○金瀬説明員 ただいまお話しした恩給の額でもって最低生活を維持できるかどうかというお答えにつきては、恩給局のほうからの御説明が正しいのかもしませんが、こうした年金というもののにつきましても、私どもの国民年金の例で申し上げますならば、この年金そのものによって最低生活を保障する、直ちにそれだけでもって保障するというふうには考えてはおりません。最低生活の保障には、いろいろ他の諸制度がございます。そういうものをつなぎ合わせると申しますか、そうしたものの総合関連をしながら、最低生活の保障をはかつていこうというふうな仕組みにいまなつておると考えております。そうした中でも、なお最低の生活が十分でないという場合には、御承知のとおり、生活保護というふうなことになるように、その保障をしていくというふうな仕組みに現在なつておるわけでございます。

○中務委員 私のところにも、いろいろ訴えや

がきも来ているのです。これはその中の一枚ですが、これは共済組合年金関係なので、厚生省の関係ですが、年金生活者の非常に苦しい実情を訴えています。

私は元国家公務員、六十四歳、旧制中学校卒業、某省勤務約三十年足らず、共済年金は年額五十二万円、妻と二人だけでもいまのインフレ、諸物価の高騰の中で、一日二食、下着類も買えず、新聞配達を申し込みましたが、老人のため断わられて困惑しています、くつみがきもショボの関係でできません、共済年金の増額をぜひ実現してほしい、共済年金をもらう者は、生活保護も受けられないという実情の訴えもあります。ここにありますように、国家公務員として三十年くらいつとめても、このような生活しかできない額であるわけですね。こういう訴えが幾つか来ているのですが、こういう現状、実情についてどうお考えですか。

○金瀬説明員 ただいまの五十万で最低生活が保障できるかどうかというふうな議論につきては、いろいろ考え方、議論があらうかと思ひます。いわゆる憲法でいっております最低保障の額というものは、それぞれそのときにおきます経済情勢なり社会情勢なりというものを勘案した形で、国で基準が定められていくというふうな性質のものでございまして、高いとか低いとかという議論はあろうかと思ひますが、現時点では、生活保護の最低限度の基準というものは、一つの最低生活というふうな考えざるを得ないというふうな考えしております。

○中務委員 私は、この宮裁判、これは裁判待ちでなくて、国民年金との併給を含めて、生活実態からもう一度金額をとり直して考えていくべきでないか。かりに宮さんに恩給と年金を併給したとしても、私、計算しましたら、いまのはがきの人の額とあまり変わらないということになりま

とですから、文官恩給と無拠出の年金の併給禁止というのがありますが、実際問題として、これは再検討されなければいけない時期に来ていると私は思ふわけですね。しかし、それがすぐということも不可能なら、それにかわる処置をいろいろ考えていかなければならぬ、これだけ背景の物価上昇も続いているわけですから。そういうふうにも思ふのですが、この点についてのお考えも、一言お聞きしておきたいと思ひます。

○金瀬説明員 国民年金の場合に、公的年金と福祉年金の併給を禁止していることとござい

ますが、御承知のとおり、国民年金制度は他のいかなる公的年金も受けられない者に対して創設されたものでございまして、拠出制をたてまえたとしております。しかしながら、制度発足当初すでに高齢であった者については、保険料の拠出の時間的余裕がございせんので、それにかえて経過補完的な福祉年金を支給することになつております。そうすることによりまして、いままで年金の支給対象外であった者にも年金を支給いたしまして、皆年金の受給体制を整えるということと

でございますが、この福祉年金を他の公的年金受給者にまで併給することになりますと、かえつて福祉年金のみしか受けておられぬ多数の老人との不均衡という問題があらう、いまのところ直ちにこれを撤廃するという考え方はございせん。しかしながら、公的年金の中には額の低い方もございまして、そういう意味におきまして、現在一定の限度を設けて、双方の併給をするという形で進んでおりますし、この併給の限度額につきましても、御案内のとおり、毎年改善をはかつておるといふのが現状でございます。

たち約七万二千人のうち、計算してみますと、半数以下ぐらゐが四万円以下、先ほどもお話ありましたが、二十年、三十年つとめて退職して恩給で生活している人が、先ほどの宮さんのように切実な訴えをしているわけですね、いま読みましたはがきのような人たちは、おそらく普通の国家公務員だった人の七割ぐらゐになるのではないかと思ひます。

この点でも、先ほど大出委員からもお話がありました、日本の社会保障制度がいかに貧困かというところを示している実証だと思ひます。かつて国家公務員として一生懸命働いた人たちが、このような実情にあるという点で、今度若干の改善はありますけれども、この問題についての改善策を、一そう具体的に検討しなければいけないと考えるわけですが、さらに今後の改善についてのお考えを、簡潔にお伺いしておきたいと思ひます。

○菅野政府委員 いまのお話が、恩給のお話でございまして、恩給全体の改善についていろいろな面で努力をしていかなければいかぬと思つておられますけれども、特にいま私が思ひますのは、何といひましても低額恩給の底上げと申しますか、そういうものに一番配意していかなければいかぬのではないかと考えております。

○中務委員 特にこの中で、先ほどもありましたように、中の格差が非常に大きいわけですね。少し私も計算してみました、一律二三・八%アップの中で、たとえば旧軍人の仮定俸給をもとにして一律アップの処置をとると、一部分は最低保障がされますから、これは計算していませんけれども、だから、若干倍率は変わりますけれども、一応今度の最低保障のあれを除きまして、一律アップで計算してみますと、兵でとつてみますと、改善のアップが七万三千百円から八万三千二百円ぐらゐですね。大佐でとりますと、三十三万三千九百円から三十一万五千四百円。中將でとると四十六万八千八百円から四十七万一千円ぐらゐのアップになります。このように、旧軍の将校と兵とを見ますと、金額に四倍から六倍ぐらゐの大きなアップの違い

員を除いた人、教育とか、普通の公務員だった人

が出てくるわけです。

こういう点で、先ほど大出委員も言っていました、格差が開いてくるという点では、受給者の最低を明確にして、最低の低額部分の保障を中心にして改善を考えるべきじゃないか。旧職業軍人の高級将校が非常に優遇されていることは変わっていませんし、一方で赤紙で召集された兵が依然として低額だ。こういう差別は私にはなくすべきだと考えますし、先ほど御質問しましたように、恩給も現実には、全般的な社会保障の一環としての性格あるいは機能を強く持つてきているわけですから、もっと下を厚くし、生活保障していくべきだと考えるわけです。今後の改善の方向として、このような措置が中心にとられることが大切だと私は思いますし、このことを強く要望したいわけですが、この点について、長官から一言、これからの考えもお聞きしておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 いまの御意見でございしますが、旧軍人だけについての階級差を全然なくしてしまふという事は、やはりたてまえ上できないのではないかと。非常に困難だということを私は率直に言ひ考へております。ただ、先ほど来の各委員からの御意見もございしますので、さらに今後は、最低保障を今回初めて新設をしたわけでございますが、こうした面を強化拡充していくという方向で、恩給の配分を十分考へていったらどうかというふうに考へております。

○中野委員 きょうは時間が限られていますから、なるべく短く終わりますが、あと二、三、具体的な問題でちょっとお聞きしたいのです。

施設庁お見えになってますね。これは総理府じゃなくて施設庁らしいので……。昨年も若干御質問しましたが、連合国占領軍の行為による被害者に対する補償の問題ですが、戦後特に昭和二十一年、二十年ごろ、米軍によって殺されたり傷つけられた人々への補償の問題です。すでにこれは二回にわたる時限立法があつて、少額の補償は行なわれてきたわけですが、補償額は二回で死亡者が

三十五万五千、傷害者はそれ以下という非常に少額なものでありますし、また、これは、いろいろ比較のとりようもありますが、沖繩と比較しても、昨年の私の質問についての御答弁で見ますと、沖繩の死亡者が五十九万五千二百九十六人、第一級障害者が百三万七千円というところで、沖繩の人たちの場合にも非常に低いわけですが、それよりも不当に低い補償額になっている。

サンフランシスコ条約で、アメリカへの被害補償の請求権を放棄しているわけですから、政府がこれらの人々たち、おそらく一万余人以上いると思ひますが、生活を保障しなければいけない責任があると思ひます。すでに時限立法で補償は終わっているというたてまえになっているわけですが、現実にはこのようにな人々たちから、また私たちがのころにも、いろいろ障害者あるいはその遺族の皆さんから訴えも来ております。いまの状態では、生活が非常にたいへんで、現に治療をしている人々たちが、治療費がなかなか払えない。たとえば、昨年も私、取り上げた方ですが、両足切断、片足切断等たいへんな被害を受けた人、死亡者が三十五万五千円という補償で終わってしまうこととか、あるいはたしか菊地さんという方だったと思ひますが、急所を撃たれて、いまもまだ治療に通っているのだけれども、治療費がなくて十分な治療ができないというよう訴えも来ております。

いままで二回補償して、これで一応終わらだというお考えなわけですが、私は、この点について、やはり請求権を放棄した政府には補償の責任があるわけですから、この問題で、もう一度実情をよく調べていただく必要がある、そして、やはり何らかの対策を検討していただく必要があるのではないかと、いろいろに思ひます。いままで時限立法でこうなつた経過ということは十分承知しておるわけですが、なおその上で、私らのところにも、いろいろ手紙や実情の訴えもあるものから、皆さんのほうでもう一度、そういう方々がどういふ現状にあるのかということ、お調べ

になっていただく必要があるのではないかと、いふに思ひますが、こういうものに関連して、ひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○安斎政府委員 いま実例をおあげになりました。お話しいただきますと、私もたいへん胸が痛むものなのでございしますけれども、これは、いまお話ししましたように、占領期間中に閣議決定をしたり、閣議了解をとつて見舞い金を支給した、それから時限立法があり、また、そのかさ上げの法律をつくつて、そして見舞い金という形ではございしますけれども、それぞれの方にお見舞い申し上げたという経緯がございします。

それで、沖繩との関係でございしますけれども、沖繩の場合には、確かにある意味では本土よりも高い見舞い金が支払われたという面もございします。しかし、これは計算の立て方が違つておりまして、本土が一律であるというのに対して、沖繩が職業別といふか、年齢別といふか、それぞれ賃金をもとにして補償額、見舞い金というものをきめております関係で、高い方も低い方も出るといふのが実情でございします。

これは、技術的な面から申し上げますと、いまさかのぼつて本土のそういう方々をもう一度考え直していった場合でも、当時の職業なり収入というものがどうであつたかというようものをつかまえることが、非常にむずかしい問題が一つございします。それからもう一つ、本土のものを上げてしまふというやうな問題になりますと、沖繩の低い方がいらつしやいますから、その差額がよけい増大してしまふという問題が起ります。もう一点は、これは本土だけの問題でございしますけれども、実はこの給付金は昭和二十七年、要するに講和の発効直前のところの賃金をもとにして計算したものでございまして、占領期間中の一番終期のところとつたわけではございします。その後講和になりましてからあと、このやうな同種の被害を受けました方々は、地位協定に基づきまして正式に補償されております。しかし、その補償は、その年度の賃金をもとにして計算しておる

わけでございますので、もし占領期間中の方々の給付金を、時限を引き上げていくという形になりますと、占領終了直後からの実際に被害にあつた、正式に補償金が出た方よりも上がるという結果が生ずるかも知れません。そういう意味において、本土内でもまたアンバランスが生じないか。そうしますと、一度地位協定十八条で正規で補償した方々も、また何らかの方法を講じなければならぬという問題にも逢着するのではなからうか。いろいろ技術的な問題といたしましては、そのやうなむずかしさがございします。

そこで、いろいろ考へたわけでございますけれども、この種の給付金というものの性格は、やはり事故にあつた方々に対しての一つの見舞い金といひますか、であつて、本質的に長くスライドしていく性質のものではない、そして、その打ち切られた形での補償があつて、あとは一般的な国の、たとえば身体障害者に対する問題というやうな形でいくのが行政の体系なのではなからうかというふうに思ひ次第でございします。したがひまして、この問題だけを特に取り上げて、もう一度やり直すという問題は、非常に技術的にもむずかしいといふことになりまして、現状をとりまえての話といふことになりまして、この法律なりこの手当てといひますか、それから角度を変えた問題になるのではなからうかというふうに判断するわけでございます。

そういう意味もありまして、昨年末、十二月の二十七日でございしますが、国会に対する請願がありまして、それに対する処理意見といたしましては、この給付金に関しては、政府としては一応済んだという考へであるといふことを御回答申し上げておるのでもございまして、私も事務当局といたしましては、ちょっといまのところは、これをどうするといふ方法が見つからないというのが実情でございします。

○中野委員 いま事務当局の皆さんに、どうするかといふ具体的なことで御質問しても、お答えにくいと思ひますが、どうなつてゐるか、実情をも

う一度ぜひお調べ願いたいと思うのです。その上で、どういふ対策を立てるかという事は、また具体的に検討もしていただかなければいけないと思いますけれども、その後もいろいろ、先ほど二、二例をあげましたけれども、そういう訴えも私たちのほうにも来ていますし、これは与党の皆さんのところにも、たびたび伺っているという話も聞いていますので、ひとつ実情を調べていただいて、検討をもう一度していただきたい、どうするか、どういふ対策が考えられるかということについてですね。これは要望としてだけお話ししておきます。

最後に、もう一点だけですが、今度の改正案の中で、戦後の軍法会議処刑者で恩赦を受けた者に対する恩給権の回復というのがありますが、この中身を一言、簡潔に御説明願いたい。

○菅野政府委員 恩給の立て方といたしましては、たとえば在職中に禁錮以上の刑に処せられた者には恩給権がなくならないというふうな立て方になっていくわけですが、昭和三十三年の改正におきまして、その中で、恩赦になられた方、しかも罪そのものが非常に軽微な方については、永久に恩給権を奪っておくという事は、いかにかというふうなことがございまして、現在あるような法律改正がなされているわけでございます。

今回改正をしようとした旨は、その中で、特に戦後の軍法会議で罪になられた方々の中で恩赦になつた方に着目をして、戦後のいろいろな混乱期に、軍隊そのものの制度としてなくなっていく過程においていろいろありました問題につきまして、特にその中で恩赦になつた方については、いま言いました二年とか三年とかいう限りのことをはずしてもいいのではないかとということになりまして、改正案を提案申し上げているわけでございます。

○中路委員 そうすると、御存じかと思いますが、例の戦後、厚木航空隊で起きた事件、抗命罪ですか、その人たちが、今度の場合対象に入るの

ですか。

○菅野政府委員 厚木航空隊の方々全部、はつきりしたあれを持っているわけではございませんけれども、一般的には、いわゆる年金である恩給をもらっている方々は、小園大佐だけというふうに聞いておりますが、小園大佐につきましては、いま言いましたような趣旨で該当することになると思います。

○中路委員 私も、ちょっとときょう手紙を持ってこなかったのですが、この航空隊の事件に関係したものと大尉の田中悦太郎さんといいますが、週刊誌にも出ていたが、神奈川県藤沢市に在住ですが、その方からも訴えの手紙を昨年いただいたわけですが、私たちが、戦争の継続について、これを肯定するとか、あるいは政治的な名譽回復という立場から取り上げるわけにはいきませんけれども、こういう混乱時に起きた問題で皆さんの、いまの生活の問題やあるいは家族の皆さんの現状を考へてみた場合に、そういう点では、やはり何らかの形の救済が必要ではないかというふうにいまままで考えていたわけですが、その中で、今度のこの改正案の中で、いま御質問したような戦後の軍法会議処刑者で恩赦を受けた者に対する恩給権の回復という問題もありまして、こういった中で、このような皆さんの家族を含めて、現状の中での生活の問題がこの中にありますから、こういう点をやはり十分考慮されていられるように、特に要望しておきたいと思うわけです。

いまの点につきましては、ちょっと私も具体的な資料を全部さよう持っていないので、質問が具体的でないけれども、御存じであれば、御存じであれば、終わりに一言、この事件についてお答え願いたいと思います。

○菅野政府委員 先ほど申しあげましたようなこととお答えが尽きると思えますけれども、このことによつて、従来恩給が支給されないような方々についても、年金である恩給については、回復をする方々があるということでございます。

終わります。

○徳安委員長 小濱新次君。

○小濱委員 時間の制約を受けましたので、問題点を追つてこれから御質問をしていきたいと思えますが、まず、総務長官、恩給局長、賞典局長、それから厚生省の横溝課長さん等に御質問をしていきたいと思ひますので、よろしく御答弁を賜わりたいと思ひます。

まず、総務長官に御質問いたしますが、今回の恩給法改正案の第二条関係で、昭和二十八年法律第百五十五号の附則に加えられた、第四十七条から第四十九条に關連する問題であります。

御承知のように、終戦時、首都防衛の使命を負っていた厚木航空隊の事件であります。この事件は、厚木航空隊司令海軍大佐小園安名氏が中心となり、積極的な抗戦活動を行った事件であります。主として、積極的な抗戦活動を行った事件であります。この行為に對し、昭和二十年十月二十六日及び十一月に、横須賀鎮守府臨時軍法會議は、主犯小園氏に無期禁錮刑、外七十名に對し禁錮八年ないし一年の判決を言い渡しておるのでございます。その後、新憲法の公布を機として、昭和二十一年十一月三日、大赦令が出され、特赦基準において党与抗命罪も含められ、厚木航空隊事件に關するは、主犯とされた小園氏を除き赦免され、小園氏は無期禁錮から禁錮二十年に減刑され、昭和二十五年九月四日、特別上申により禁錮十年に減刑、昭和二十五年十二月五日熊本刑務所を仮釈放されて、その後病を得て、この世を去つたのであります。

厚木航空隊事件関係者の名譽回復については、いままでに国会並びに政府に對し、請願並びに陳情がなされておられ、新聞、テレビなどにおいても、幾たびか取り上げられ、また、相良俊輔氏の著作による「あゝ厚木航空隊」に詳細に記述されている問題でもあります。

今回、恩給法の改正によつて、この種の恩給失権者が権利を回復されることになったことは、これは、政府または関係各位の御努力によるものと、深く謝意を表する次第であります。この法案が成立しました際には、一日も早く事件関係者または遺家族に對し、恩給が支給されるよう政府は努力すべきであると考えます。

また、本件に該當する人員は、約百人くらいと聞いておりますが、正確には対象人員は何人か、また陸海軍別にそれぞれ何人か、おわかりになればお示し願ひたい。また、所要経費についても伺ひたい。

○菅野政府委員 まず、該當者の数でございますが、これは、はつきりした数がわかりませんので、一応予算積算上百人ということで御提案を申し上げておるわけでございます。したがって、陸海軍別その他詳細な内訳は持つておりません。

それから、金額でございますけれども、金額は、今度の改正によります予算所要額は、六百万というふうに計上いたしております。

○小濱委員 私どもは、経過をいろいろなことから伺つておりますが、大体陸海軍人含めて二千余名と聞いておつたわけでありまして、どうして対象人員を百名と出したのか、これは、やはりはつきりしなければならぬ問題であるかと思ひます。ところが、局長の御答弁ですと、はつきりしたわけではないと言ひます。先ほどの答弁もこれでありました。

しからば、この百名という対象人員のこの数字は、厚生省で出してこられたものなのか、その辺、ひとつ厚生省の横溝業務第二課長から、御承知ならばその経緯について伺ひたい、こう思ひます。

○横溝説明員 私ども、かつて終戦後の受刑者を調べたことがございます。その結果が先生御指摘のような約二千三百名、こういうことでございまして、この二千三百名は、非常に若い方あるいは応召して直ちの方、こういう方が全部入っているのでございます。したがって、その中から、恩給局のほうとかつて相談したと思ひますが、年金受給者を約百名と推計された、こういうふうに了解しております。

○小濱委員 そうすると、罪名別にあるいは計数別に推定をしておき、正確には不明だが一応の積算である、こういう形になるわけですか。御答弁願います。

○警野政府委員 一応の推定をしておき、その推定も、いま厚生省のほうから、お話を伺いましたけれども、非常に荒っぽい推定でございます。

○小濱委員 初年度六百万、平年度二千四百万と伺いましたけれども、この予算で、人員の増減がたとえあったとしても、その扱いには差しつかえはない、こういうふうに理解していいわけですか。

○警野政府委員 一応の積算が、いま申し上げたものでございまして、恩給費は全部まとめて予算の計上をされておりますので、差しつかえはないというふうに思います。

○小濱委員 これは総務長官にお尋ねしたいんですが、いま私がいろいろと当初、経過についてお話を申し上げました。お聞きになつていただけたと思いますし、よく御理解をいただいたと思いますが、いまやわが国は、戦後半世紀を経て経済大國に発展し、さらに新しい福祉国家へ転換しようとしており、終戦時の厚木事件のごときは、歴史の一コマであつたと追憶するにすぎないほど時が流れておるわけでありまして。しかしながら、いまなお遺族は、その罪名によつて精神的にも経済的にも苦痛を蒙つておられ、苦勞があらはれております。ことばには言い尽くせない苦勞があつたことを、私も拝察をしております。このやうな事件ですが、終戦処理の一つとして、このやうな事件のあることに對し、政府は現在どのやうにお考えになつておられるのか、これは担当大臣でありますので、ひとつ御所見を承りたいと思つておるわけでありまして。

○小坂國務大臣 軍法會議の問題について、私が担当だとは考えておりませんが、恩給に関連してのことでございますが、私、お答えを申し上げます。ければならぬと思つておるわけでありまして。

いま小濱委員が御指摘になりました、また長年この小國大佐の名譽回復の問題について、たいへんな御尽力をいただいたことは、よく承知しております。そのわけでありまして。そうした意味で、この小國大佐の名譽回復がなされたということは、たいへんけっこうなことだと思つておるわけでありまして。

○小濱委員 今回の法案の中に、要綱の内訳の第九、「戦後の軍法會議処刑者で恩給を受けたものに對する恩給権の回復」という見出しがあるわけですが、ですから、その該当者の人たちは、これからいろいろ申し上げて、見解をあるいは御所見を承るわけでありまして、どうかひとつ國務大臣として、これは当然大いなる関心を持ってもらわなくちゃならない問題でありますので、そのやうな立場に立つての御答弁を特にお願いをする次第であります。

どうも伺ひておると、正確な人員もつかんでいない、あるいはまた陸海軍人のやうな区分けもできない、予算は一応計上してある、このやうなことで、さて、どこまでこの問題を、この法案を通していただいた自後救済することができるとかという目安も立たないわけですから、該当者は、もう三十年もたつておりますからあきらめておるでしよう。何らそれらしい積極的な通知なり呼びかけがなければ、本人たちは無関心のうちに、もう申請もできないで、そのまゝ終わつていくんじゃないかという、そういう憂いも出てくるわけでありまして。戦後三十年たつておるわけですから、当然そのやうな心境になるであらう。このやうな立場から、何としてもこの際、この戦後処理といわれる一つの問題の解決を、私はいま申し上げておるわけでありまして、どうかひとつさういう立場でこれからの御答弁をお願いしたい、このやうに思つておる。

次に、今回特に問題にもなつております恩給の実施時期の繰上げについて質問をいたします。恩給と公務員給与との実施時期を比較すると、あまりにも著しい開きがあり過ぎるわけですから、公務員給与の場合は年度当初の四月から実施されて

おり、恩給の場合は翌年の十月から実施され、一年六カ月のおくれがあります。恩給の改善方式は、公務員給与の改善率にスライドさせているが、その実施時期も、年度当初の四月から実施すべきであると思つておるわけでありまして、特に、この軍法會議処刑者は戦後三十年も経過しており、その遺族の年齢も相当高齢者になつており、恩給の実施を遅らせて実施してやるべきと、こう考へるわけでありまして、この点はいかがでありますか。ひとつ総務長官から御答弁をいただきたいと思つておる。

○小坂國務大臣 小國大佐の名譽回復の問題に關連して、小國大佐の恩給の問題に限定して御答弁申し上げましたが、ただいまのやうに長い間御苦勞をいただいたという事実も、よく解決できますけれども、小國大佐に限つて支給時期を大幅に繰り上げ、その補償をいたすということについては、なお他の一般の恩給受給者の処遇の問題について、よく検討してみなければならぬと、われわれ、いま考へておるわけでございます。したがって、まして、特例を設けることは、いまの時点ではなにお困難であるというふうにお答えをせざるを得ないわけでございます。

○小濱委員 当時の党争抗争罪の、いわゆる数多い犯罪者の中で中心人物ということで、非常に廣く問題を取り上げられた方が小國安名海軍大佐であつたわけですから。私もちょうど江田島海軍兵學校におりました。そういうことで、よくこの問題については承知をいたしております。総務長官もたしか海軍出身であるはずですから。これは知らないはずはないのです。そういうわけで、その関係者全体を厚生省も総務省も、先ほども二千三百名と横溝課長はおっしゃつておりましたけれども、これだけの人を長い年月かけて調査を進め、最後にそのふりに残つた人たちが百名、それに対する初年度が六百万、平年度二千四百万という数字が出てきたわけですか。

私は、小國さんだけ救えと言つておるわけじゃない。当時一緒に処刑された人が七十名、隣の航

空隊にいまなおその名譽回復ができないでおる人たちがたしか十三名、その他内外で相当の人がいたはずですから。そういう実態がいままでに明らかにされなかつたわけですから、今回、恩給法の改正点で、これは、もう總理大臣も確かにこの問題については確約をしてくださりました。あるいは防衛庁長官、法務大臣あるいは総務長官、厚生大臣もさうであります。とにかく五省庁の各國務大臣も、この件については御努力を賜つたことを私は心から感謝をしておるわけでありまして、こゝまで来て、いわゆる決着の段階に来て、この問題に對する政府の答弁、御所見というものは、やはりはっきりさしていただきたいと思います。この問題の決着が、また今後に持ち越すやうな形になるのではないかと、どうかひとつ、さういう立場から、いま一度総務長官の御答弁を希望いたします。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

○警野政府委員 いま長官お答えいたしましたけれども、要するに、二千何百人という数の方は、確かに終戦後の軍法會議で処刑された方々でございます。いまして、その中で、要するに年金である恩給の受給権を持つておる者を想定いたしますと、百人ぐらゐになるのではないかと、先ほどお答えしたとおりでございまして。さういふことを今回改正をするわけでございますけれども、さういふ該當者に、實際この改正によつて受給権を得られる人が漏れることのないやうに、私たちがとてもいろいろな手だてを講じていきたいというふうに思つておる。

また、実施時期の問題は、長官先ほどお答え申しましたやうに、これはほかのいろいろな恩給の

改正の時期とやはり飛び離れるわけにはまいりませんので、事情はよくわかりませうけれども、現在のところ、そういうことで御提案を申し上げていくわけでございます。

○小濱委員 戦後三十年も経過して、その遺族の年齢も相当高齢者になっているわけですね。恩給の実施を適度させて、そうして実施をしるというところは、これは当然のことだと思ふ。いろいろこの時期の問題については、御検討賜わっておるようであります。私は、そういう立場から、もう各委員もこの問題については、御質問があるうかと思ひますし、これからの当委員会の活動にかかわるわけですけれども、やはり政府としてもそのお考えの上に立つて、そして委員会の意見というものをよくよくそんたくをして、そうしてこの適度実施に努力をしてもいい、私どもはそういうふうな考えでおるわけでありませう。もう一度ひとつ局長から御答弁いただきます。

○菅野政府委員 実施時期の問題につきましては、先ほど来いろいろ問題になっておりまして、総務長官もお答えを申し上げておるところでございます。いろいろな考え方、いろいろな見方というものがございまして、私たちとしても、十分関心を持っておるところでございます。

○小濱委員 よく御存じのほうであります、少し申し上げさせていただきますが、当時としては神州不滅の信念に徹しという、この一身を捨てて憂国の至情に出た行為が、身をささげた国家によって罪に問われるというところは、これは何という悲劇であろうかという、私どもは考え方を持っているわけでありませう。今日、一人の生命は地球よりも重いと、こういわれておりますが、当時の軍人にとって、名誉は命よりも重かつたはずであります。政府は、このような個人の名誉に対する棄損行為については、あらゆる方策をもってその名誉回復に應ずるべき義務が私にあると思うわけですが、ただ恩給だけを復活させるからそれでいいじゃないか、それも名誉回復の一つになるかとは思ひますけれども、それだけでは、まことに心さ

びしい措置といわざるを得ないと私どもは考えておるわけですが。

名譽回復という問題について、非常にこれは複雑な悩みを持っておりますから、答弁もしにくいとは思ひますけれども、この問題については、いろいろなと各閣僚大臣の御意見もそれなりに伺つてまいりまして、ようやくこゝまで法改正に踏み切ることができたいまの時点ですから、やはり締めくくりにするいう立場で、決着をつけるというふうな立場で、政府の心あたりの答弁というものが出てこなければならぬ、こういうふうには私どもは考えて御質問をしていくわけでありませう。ひとつ再度、閣僚大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○小坂國務大臣 小濱委員の御心情はよくわかります。そうしてまた私ども、今日までの政府がこのような形で恩給、大赦を行なつたといういきさつも十分踏まえて、今後恩給問題につきましても、十分検討をしてまいり所存でございます。

○小濱委員 大臣の御心境あるいはお立場というもの、私は推しはかつていないわけではありませうが、非常に責任の重いお立場にある総務長官でありますので、御無理な御答弁を要求しているようになるかと思ひますけれども、三十年間待ちに待った、きょうはその最後の政府の御心情というものが、ここに出てくるわけですから、どうかひとつ、これからの、なおそうした心情の上に立つて御答弁をちょうだいしたい、こういうふうに思ひます。

それから、総務長官にお尋ねを申し上げますが、この厚木事件を顧みますと、長い間、海軍において教育された軍人の、いかなる国を憂える至情から端を発した行為であつて、一片の私心があつたものとは思ひきれないわけでありませう。私、戦後三十年間保管されてきた判決文を見ることができました。昨日、総務長官に御提示していただくように依頼をしておきました。私の調べたところによると、旧軍事裁判にあつては、佐官が被告である場合は、弁護人が二人つのが規則であつた

はずですが、小園氏の場合は、一人もつけられなかつたといふのであります。裁判というには、あまりにもお粗末であり、また小園氏に対する臨時軍法会議は、終戦時の昭和二十年八月十五日を過ぎること二ヵ月後の十月十六日に無期禁錮刑を言い渡しております。そして翌日の十月十七日の大赦令においても、軍刑法による反戦抗命は該當されないとされたのも、連合国側に対する思惑があつたといふことでもあります。

このようなきわめて政策的な措置によつて小園氏は、当時、従五位勲三等功四級海軍大佐という本人の名譽並びにこれに伴う諸權利を失権しました。そして遺家族は、その罪名によつて精神的にも経済的にも、今日まで苦勞されてきたわけでありませう。戦後約三十年にして、今日やうと恩給権の復活を得たのであるが、さらに、この叙勲制度の復活なども考慮して、このような人たちの失権した恩給についても復活させてはどうか。叙勲制度の復活は、戦後の功勞者を対象として、政府の行政措置であるから特例を設けて、勲等を失権したこのような人たちに復権させることを考へてはどうか。この点についての政府の所見を承りたい。

○小坂國務大臣 お答え申し上げます。小園氏の叙勲、勲章につきましては、いわゆる定例叙勲によりまして、昭和十八年五月十一日付をもつて勲三等瑞宝章が発令されておりました。小園氏は、昭和二十年十月十六日、横須賀鎮守府臨時軍法会議で有罪の判決を受け、当該叙勲、勲章は取り消されております。

今回、恩給法の一部を改正する法律案によりまして、小園氏の恩給が復活されるといたしまして、も、すでに戦後死亡されているので、取り消された恩給と三等瑞宝章の叙勲、勲章の回復に關しては、恩給と榮典とはその性格を異にしておるといふような考えに立ちますれば、非常に困難な問題であると存じます。しかし、今後この問題につきましても、慎重に検討いたしてまいりたいと思ひております。

○小濱委員 そういふ事例もなかなか少ないようでありませう。しかし、過去を振り返つてみると、これは事例がなかつたわけではありませう。これは、もう關係者よく御存じのとおりであります。過去にそういう例もある立場から、せつ々しく恩給の復活問題が今回取り上げられたわけでありませう。そういう点で、この叙勲制度の復活という問題も、何らかの対策を講じていただきたいと思います。これは心から念願をしておつたわけでありませうが、いま総務長官からは、今後慎重に検討する、こういう御答弁でございませう。恩給が復活されれば、当然そのあとにこの叙勲制度の復活という問題も起つてくるであらうと思ひます。この名譽回復といふことを、陳情者の方々もあるいは遺家族の方々も申しておるわけですが、その名譽回復といふのがどういふことなのか。これは、もう金のことなんか一言も言っておりませう。恩給復活の問題あるいは勲章の問題等も言っておりませう。

この判決文にありますように、みごとと言つてはなんでもすけれども、その功績、人柄、やむを得ない当時の事情等々が、四百字詰めの原稿用紙に十四、五枚もありましようか、私も全部読ましていただきました。それでみごとといふことばを使つていただいたわけですが、そういう立場から、当時命をささげて戦いを宣言した、そういう人たちに對する最後の政府の心あたりの措置といふことになれば、恩給は復活したのですから、できるのですから、叙勲制度の復活も当然あつてしかるべき、こういうふうな私どもは考えるわけですが。

慎重に検討するといふそのお答えを、私どもは今後期待をもち、信じて、実現をお待ちしていきたい、こういうふうな考えるわけでありませうが、総務長官、そういうふうな理解してよろしいかどうか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 詰めての御質問でございませうけれども、勲章復権令というものがまだ有効でございませう。その勲章復権令は、御承知のとおり形では

特に小園大佐に対しての勲章、勲位剝奪ということになるわけでございます。したがって、このケースだけを特別に処理するということは、きわめて困難だと思いますし、同時にまた、小園委員から昨日ちょうだいいたしましたこの判決の中の文章を見ておきますと、「日本政府ノ聯合國ニ対スル和平交渉ノ経緯並ニ」……

○小園委員 長官、それはいいですよ。それを読むなら全部読まなければいけませんよ。前後のことがありますよ。

○小坂國務大臣 ありますが、しかし、ここにあります諸点もございまして、したがって、小園委員の心情は理解できますが、これを一つの行政措置の中で処理するというについては、なお慎重な検討を重ねる必要があるということを、重ねて御答弁させていただきます。

○小園委員 いま、たいへん失礼なことを申し上げたのですが、この判決文を読んでいただくとするならば、これは前後を全部読んでいただきませんと、その人の功績というものはわからない。その罪状というものはわからない。最後にその締めくくりにあるわけでは、時間の制約も受けておりますので、それを全部読む時間がないことは、非常に残念に思いますが、あえておめしたわけでは、

最後に、総務長官に一言御答弁をいただきたいと思いますが、多くの遺家族は、先ほども申し上げましたように、恩給の支給や叙勲制度の復活の事を願ってきたわけではないのです。ただ一筋に、厚大航空隊事件及びその他関係者の名誉回復の措置を、長い間、国会並びに政府に対し、請願及び陳情を続けられてきたわけであり、今回の法改正は、恩給の復活という問題であり、けれども、叙勲制度の復活という問題については、今後慎重に検討するということであり、このことと名誉回復になったというふうには私は理解をしていないわけであり、遺家族の名誉回復という願いがどこにあるのかということですが、せめて恩給法の回復ができたということで、これ

名誉回復になると思っています。叙勲制度の復活ができれば、なおそれにプラスされるものと思えますけれども、この法改正だけでも、名誉回復になったのだというふうには私は理解してはおるわけですが、そういうふうには理解をしてよろしいかどうか、ひとつ総務長官の忌憚のない御意見を最後に承って、私の質問を終えたいと思っています。

○小園委員 小園大佐の名誉回復は、大赦、恩赦になったということと十分世間は納得すると私は思っています。つまり、軍法会議の判決も、過去においては、そういうことに判定をされたけれども、現在では、そうではないのだということが明確に示されておるわけでございます。私は、それに恩給の復活ということ、これも加えれば、名誉回復は十分に社会的に認識、認知されるものと考えております。

○小園委員 総務長官からたいへん心あたったかい御答弁をいただいたわけであり、確かに恩赦、大赦があったわけですから罪名は消えた、こういうふうには私も理解をしております。しかし、罪名が消えたということでは、遺家族の方々にとっては、汚名挽回あるいは名誉回復にはならなかったわけですね。そこで、子供さん方が学校で、あるいはその他の場所ですぐいふんといふやないやない、そういう記録もございまして、何としてでもこの名誉回復はしてあげたい、こういうふうな長い間願ってまいりましたし、陳情、請願も続けてきたわけですね。今回こういう措置をしていただいて心から感謝をしておるわけですが、ただいまの総務長官の御答弁で、名誉回復になったという御理解あるおこたを賜りましたので、私も心から喜んでおるわけでございます。

この問題については、先ほども申し上げましたように、三十年も経過をいたしておりますので、もう遺家族の人はあきらめ切っております。本人からの申請書が出てこなければ、いつまでもこの恩給の支給ということはできないことになっております。その辺の扱いも、具体的な内容になりすけれども、今後よく検討をしていただきたいし、

また、名誉回復になったこういういきさつというものの、ぜひともはつきりと受刑者の家族に徹底することができたならなあ、こう念願をするわけでございます。そういうことについての最終的な具体的な取り扱いについての考え方を、ひとつ当局にお尋ねいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○警野政府委員 ただいま御指摘のように、せっかく法律ができて、遺族の方々あるいは御本人が知らないということでは相済みませんので、そういう点につきましては、厚生省あるいは都道府県を通じて、いろいろな周知をはかりたいと思っております。いろいろな会議を通じて、そういうものの促進をしていきたいというふうな思っております。

○小園委員 長時間ありがとうございました。以上で終わります。

○小園山委員代理 午後二時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後二時三十五分開議

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。受田新吉君。

○受田委員 恩給法の改正案につきまして、これに直接関連するポイントに触れていきたいと思っております。

総理府は、昨年当委員会において恩給法の通過に際しまして、附帯決議を付したことを御記憶しておられると思います。その附帯決議の御朗読をお願いいたします。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕
○海老原説明員 読み上げます。

恩給法案の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について速やかに善処するよう要請する。

一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度差を縮めるとともに、退職年次による恩給格差の是正措置を講ずること。

一 恩給の最低保障額については、他の公的年金の最低保障額との均衡を考慮して、その抜本的改善を図ること。

一 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給のめちを講ずること。

右決議する。

以上でございます。

○受田委員 その目玉商品ともいわれるべき附帯決議の中の、「恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度差を縮めるとともに、退職年次による恩給格差の是正措置を講ずること」ということは、どういう考慮をされましたか。

○警野政府委員 ただいまの御質問でございますけれども、四十八年から恩給審議会方式を改めまして、公務員の給与そのものにスライドをする、公務員給与の上げ幅そのものを指標にして恩給年額を改定していくというのを四十八年にとったわけでございますが、本年の改正法案におきましても、国家公務員の給与一・五・三％の上げ幅を指標といたしまして改善を行なっているところでございます。また、そのほかの格差は正等もやっております。また、そのほかの格差は正等もやっております。また、そのほかの格差は正等もやっております。

○受田委員 われわれの満場一致でできた附帯決議の趣旨は、国家公務員の給与にスライドするよう、その制度をつくるということにあるのです。したがって、これを法律的にうたうならば、年金

たる恩給の額については、国家公務員の給与が改定された場合は、これを基準にして、恩給仮定俸を翌年四月より自動的に改定するものとする、こういうようなところにすかっとうたい切らなければいかぬわけですね。この附帯決議は何年も何年も付してまいりまして、最近、公務員の給与を基準と、こう明確にうたうようになって、その他の条件はなくしてしまつたほど明確に国会の意思はきまつたわけですね。したがって、恩給法の二条ノ二を、いま私が指摘したような方向ですかっとう割り切る。最近においては、その年度年度のスライド制が事実実施されたような形になっているが、情勢はいつも変わつてくるかもしれないことは、過去の事例で明確なんです。これは、われわれが一応調べておるわけですが、昭和二十六年の八千円ベースのとき、また一万円ベース、さらに二十八年度の一万二千八百円ベース、そういう段階までは、現職者給与と恩給仮定俸とがほぼ同時同率にベースアップが行なわれたという形、私自身もう二十七年この問題に取り組んでおりますから、よく知っておるのでございますが、そういう形であった。

しかし、高度経済成長の谷間に残されてきておる状態が、一万二千八百円から一万五千四百円ベースになるのに六年間かかった。次の一万五千四百円から二万円になるのに四年かかった。次の二万四千円ベースになるのに三年かかって、非常に苦難の生活にあえぐこと十三年に及んでおる。したがって、現職者はこの十三年間に九回ベースアップが行なわれて、給与水準が三万九千円ベースになった。恩給仮定俸の水準二万四千円との間に一万五千円という格差が出ておるわけですね。

そういう問題の処理を抜きにして、この数年間の改善措置をもって、あたかもスライド制が事実上行なわれたような形を示しておられるわけですが、行政措置による不安定な過去の実態にかんがみて、法律に明文化しておくということが何より大切である。しかるがゆえに、当委員会の附帯決議は明確に、国家公務員の給与を基準にしてスライ

ド制を制度化せよと明確にうたつたわけですね。ここへはつきり割り切るときが来たのであり、それが国会の意思を尊重する政府の当然の責任であると思ひますが、これは国務大臣として小坂先生の決断により、スライド法制度化を国会の意思のとおり、昨年特にきびしい条件をつけたわけですね。国家公務員の給与を基準にせよ、制度化をはかれ、こう要望したわけでございますから、すかつたしたお答えをいただきたい。たとえば、来年からこの方向にするというお答えをいただければけっこうでございます。

○小坂国務大臣 受田委員の御主張のみならず、昨年の附帯決議十分拝読しております。同時にまた、スライドすることをはつきりと制度化せよというところでございますが、先ほど恩給局長から御答弁申し上げましたが、なおスライド制に制度化することについては、十分の附帯決議の趣旨は尊重しておりますが、そこまで政府内部においての詰めが十分になされておられません。

したがって、今年度におきましては、人事院勧告の一五・三％を基準にし、また過去の積み残しと申しますか、格差是正を二カ年で調整をするというふうにいたしました。実質的には一種のスライド制を今回はとらしていただいておりますのでございまして、なお今後、検討課題として、十分附帯決議を尊重して勉強をしてみたいと考えております。

○受田委員 附帯決議の趣旨を一部尊重したような御発言でございます。これは当該年度に限っては、そういうお答えが出ると思ひます。しかし、附帯決議の趣旨は、制度化をはかれないという意味であつて、その年度年度の行政措置をとれという要求になつていないのです。恩給局長さんも、それは御肯定になりますか、どうでしょう。

○菅野政府委員 決議を拝見しまして、そういう趣旨であらうというふうに思つております。

○受田委員 局長も、その趣旨であることを御判断になっております。総務長官も、その線に沿いたいという御意思であるが、今年に暫定的に当該

年度の改定を行政措置でやった、こういう御答弁です。

そうしますと、もうことしからは附帯決議をつけなくても、来年からは法律的に法律規定としてこれをうたうようにするからよろしい、ことしからは附帯決議要りませんという御答弁であるかどうかをお答え願ひたいのです。

○小坂国務大臣 受田委員の御主張と申しますより、この附帯決議に対しては、多少十分なお答えにならぬかもしれませんが、公務員給与に単にスライドだけで万事済むかどうか。現在、公務員給与の人事院勧告がわりあいに高額に出ております。しかし、これとても常にそういう状態であるかどうか。むしろ、そこに行政としての選択の幅を多少持たなければいけない。これは少し言ひの的にお受け取りかもしれませんが、やはり行政というものは、そのようなある程度の取捨選択の幅が許されるほうが、かえつていいのではないかと、いうふうにも思つてござい

ます。原則的にはスライドすれば簡単であるというところ、そしてまた、現在のような人事院の仕組みであるならば、恩給の増額というものは、きつめて順調に進むであらうというふうに予測されますけれども、情勢の変化あるいはまた特に財政の組み方及びその額等々から考えました場合には、そこに二条ノ二をスライド制にする、制度化をするということ、明確に書かなくても、現在のようないかなる物価の非常に高くなつておるような情勢の中で、その場合には公務員給与にスライドし、過去の積み残しを調整するというような、ゆとりのある方式を許していただいたほうがいいのではないかと、いうふうに、現在は考えております。

○受田委員 そうしますと、その制度化は附帯決議の趣旨に沿うべきでない、そのつどつどの政府の情勢判断でやらしてもらつたほうがいいという御答弁になると思ふのですけれども、そうすると、この附帯決議は聞きおく程度にとどめることなどございましょうか。

○小坂国務大臣 必ずしもそういうふうに考えておるわけじゃない。もちろん、大いに尊重してまいらなければいけないが、先ほどからも申し上げておられますように、政府内部におきましても、このスライド制を制度化するということについて、その他の年金制度につきましても、またその他の問題につきましても、本年に入りましてからだんだんとスライド制ということが議論になり、また具体化しつつあるような段階でございまして、また、それが恩給法について確たる指針が十分に練られておらないという状態であること、率直にお答えするわけでござい

ます。

○受田委員 そこで私、長官、はつきりしたいんですが、物価がどんどん上がるからということでございまして、恩給法の適用を受ける皆さんは、公務員給与の実施時期よりも事実一年半おくれでおるんです。いま現在、四月実施の公務員に比べて、恩給受給者は翌年の十月となつておる。一年半おくれでおる。この一年半のおくれをせめて四月実施にしたい。一年のおくれにしてもらいたいという意味でございまして、一年おくれの四月実施にするという御意思かどうか。

○小坂国務大臣 この場でいま直ちに、四月実施ということには御答弁申し上げることがなかなか困難な事情でござい

ます。

と申しますのは、もちろん受田委員よく御承知のことでございます。財政との関係等におきましても、四月に繰り上げ実施ということにはなかなか踏み切れない。いろいろな要素もございまして、受田委員の御要望、お考え、あるいは他の委員からも同じような御質問をいただいておりますので、そうしたことを十分理解しておるつもりでござい

ますが、いま直ちに四月より実施する、繰り上げるといふことは、お答えできません。

○受田委員 そうしますと、一年半のおくれ、これを、四月とか七月とかいろいろ手もあるのですけれども、事実問題として、公務員との比較論においては、一年半のズレをがまんして、いままで皆さんがやってこられておることからいって、一年公務員給与とのスライド制を法制化しても、一年

以上のスレがあるという点の政府側の救いがあるわけじゃないですか。そうじゃありませんか。

○審判政府委員 先ほど言われましたような御趣旨で、公務員給与の率に準拠して、翌年の四月に法制化することになりますれば、いま先生のおっしゃるとおりだと思います。

○受田委員 恩給局長の答弁は非常に明確です。したがって、恩給受給者が非常に不利な立場に立つておられるのを補う方法を、ぜひこの際採用していただかなければならぬのです。私、何回もこれを担当しながら、退職公務員の恩給を受ける額と、現役の公務員の格差をいつも比較しておるのでございますが、昨年の十月に改定された恩給仮定俸給水準の五万六千八百十二円と、昨年の四月に改定された国家公務員の給与水準の九万二千二百九十円、格差が三万五千四百七十八円もある。パーセンテージにして六二%、こういう差が現実に出ておるのです。それは、いまさっき私が読み上げたような、過去十三年間において累積したものがそのまま取り残されて、最近において現職公務員の給与にスライド的な行政措置をとっただけでは、根本的に解決されないものがある。その問題をこの際さくっとするためには、さっき私が読んだような形で、恩給法の二条ノ二に改善措置を法制化する必要がある。

それから、ことしまた附帯決議をつけないければならぬのかどうかですが、つけないでも、来年あたりから本格的に考慮することであれば、附帯決議をつけないで済むのですが、来年あたりから、これを実施に移すように考慮するという答弁が得られればと思います。それは勇敢にやられていいですよ。大臣の発言で責任をとってやられていいですよ。

○小坂國務大臣 受田委員の御発言の御趣旨はよく理解できますが、いま直ちにそのような法制を行なうことは、現在きわめて困難であって、さらに検討を要する問題だと理解しております。

○受田委員 そうしますと、附帯決議はあまり問題にしないでいいのだということは、せっかく

昨年、当委員会、本会議で承認された附帯決議は、政府としては取り上げるわけにいかないのだ、こういうことでございいますか。

○小坂國務大臣 附帯決議を取り上げなくてもいいということをお願いしております。ただ、「制度化する」ともに、「というわけ」でございますが、制度化という意味が、今年度においても実施しておりますように、公務員給与のベースアップをベースにして引き上げをしているし、また過去における、ここ数年間の問題を、二カ年計画で断層を埋めようという努力をいたしておりますから、二条ノ二を別に変更しなくても、現在の仕組みの中でも、実質的には同じような方向を進んでおるといふように理解しておりますので、そのように申し上げておるわけであります。

○受田委員 それは非常に問題があるのです。実質的にはやっておる。制度化と実質的にやっておるのとは違うわけですか。ここは明確にしたいです。

○小坂國務大臣 法律的な言い回しのこと、私のはうがあるいは十分御説明できないかもしれませんが、私は、要するに恩給は、受給者の立場を考えると、一つの基本的なためたてまえであるろうかと考えます。その場合に、過去において、また現在においても、恩給が一般の受給者にとつて必ずしも十分なものでないという認識も十分持っております。しかし、これは、いわゆる拠出金とか積み立て金とか、そうしたものでなしに、国家が純粋に税金の中から恩給受給者に支払うものでございいますから、要すれば、これは国家財政の一つの支出項目になつておるわけでございいますから、そうした意味合いにおきまして、われわれとしましては、受給者の立場のみを考えると、ことには、やはりいささかそこに考慮を要する点もあるわけでございまして、そうした意味合い等も含めまして、御趣旨は十分尊重しながら善処してまいりたいというお答えをいたしたいと思っております。

○受田委員 趣旨を尊重して善処するということ

です。つまり、さっきの発言を、附帯決議の趣旨に沿って善処するという答弁として了解してよろしいかどうか。

○小坂國務大臣 そのとおりでございます。

○受田委員 そうしますと、御発言の中で非常に前進した発言を得たとして了解します。もう一つ、この決議の中に、「退職年次による恩給格差の是正措置を講ずること」というのが一つある。退職年次において非常な差があることは、さつき十三年間のテンボの純さを退職者にしわ寄せされていることを指摘したのですが、これらの問題の処理のしかたにいろいろある。いま政府案を見ると、七十歳以上の高齢者という限定のもとに、三分の一の加算措置を用意されておるようです。しかし、こういうこそくな手段でなくして、一般的格差は正方法として、一つの試案ですが、約五分の一の格差を生ずるといふ過去の現実にかんがみまして、五十五歳で一号引き上げ、以後五年ごとに一号引き上げという方法をとる手はないか。すなわち、五十五歳で一号、六十歳で二号、六十五歳で三号、七十歳で四号、七十五歳で五号、八十五歳で六号、八十五歳で七号、九十歳で八号、それからさらに生きておられれば、さらにそれに加えていくという、一つの試案がございいますが、そうした年齢的な処遇改善による格差は正とすること、また高齢者をいたわる、年をとるほどそうした特別措置がとられていくという、こういう試案については、局長さん、試案としてはおもしろいと思いませんか。

○審判政府委員 いまお示しの試案でございいますけれども、これは確かにそういうようなお考え方があり得ると思います。現実には、昨年改正をいたしました七十歳以上というものをとらえまして、四号俸というのを導き出しました根拠というものは、いまお話しのようなことをも踏まえまして、高齢者優遇の措置を含めそういう措置をとったわけでございまして、その他の年齢においてどういふうな実体的な差が出て、それをどういふうに補うべきかということについては、

これは、またいろいろな角度から検討しなければならぬと思っておりますけれども、御試案として拝聴いたしましたものは、それはそれなりにいて非常に意味があるんじゃないかと思っております。

○受田委員 局長さんに試案としての意味を認めていただいたわけですが、これらも参考にしながら、そういうことによりますならば、いまの四十八年十月からの七十歳以上の高齢者に対する四号引き上げとか、今度計画の中にある、七十歳以上の三分の一の増率案というようなものも、自然にその中へとけ込んで、効果的に運営されるということになると思ふので、ひとつ試案に対しての御検討をお願いしたいと思います。

この機会に、一般公務員にあわせまして、傷病軍人の皆さんの問題にも触れておかなければなりません。私、去年もおとしもずっと指摘したのでございますけれども、増加非公死の対象になる方々の処遇でございまして、これらの方々に對しては、たとえば特項証の人は総額約二百萬、また家族加給あるいは介護手当に相当する特別加給、そういうものを入れると二百三十萬以上になる。その方がなくなられると、一挙に、公務員扶助料の率にならないで普通扶助料の額をもらわれるわけです。これは一ぺんに十分の一以下にダウンをするわけでございまして、青春を犠牲にしたその重傷者の奥さんというものは、急に低収入で、月二万円程度の処遇でそれからの人生を暮らさなければいけぬことになるわけですね。これは非常な悲劇です。公務員扶助料というものは、公務でなくなった立場の方々であり、現に現職の公務員は、戦没者の、公務でなくなった方に比べてさらに高い率の扶助料をもらっているわけでございまして、これを、現在の公務員との比較においても検討しなければならぬ。

それからもう一つは、増加非公死の皆さん、傷病軍人の妻であつて、御主人がなくなられて急に手当がダウンするということに対しては、もしその傷病軍人が戦死しておられたならば、一般の公

務扶助料はもらえるのですから、せめて公務扶助料の率を適用する、あるいは、扶助料というものは普通恩給の半額、二分の一という原則から出てきたわけですから、そういうことになるならば、たとえば特項症の二百万ももらっておられる御主人がなくなられたら百万、その半分をもらうのが筋だ。その考え方には二通りあると思うのです。つまり、戦死者の妻としての公務扶助料を傷病軍人の死亡にあたって与えるか、あるいは増加恩給をもとにし、普通恩給を加えたその半額を支給するという形をとるかです。扶助料というのは、普通恩給の半額という原則論からいけば、症度の高い傷病軍人の死亡の場合には、その半額を支給する。しかし、それは結果論から見ても、非常に高額になるということになりますので、私は当面、公務扶助料の率を増加非公死の遺族に与えるという原則を確立していただくほうが賢明であると思うのです。いかがでございましょう。

○菅野政府委員 いろいろ御意見を承ったわけですが、さういふ御意見も、増加恩給というものは、非常に重い傷を負われました、あるいは病気がなりました御本人に対する給付でございまして、それから、その御遺族に給せられる扶助料というものは、これは、やはり性格の違ったものであるというふうに思いますので、いま、いろいろな角度から御意見をいただきましたけれども、なかなかむずかしい問題を含んでいるというふうに考えております。

○受田委員 私が指摘した中で、公務扶助料の額を支給するという筋は、これは財政的にも取りやすい一案だと思ふのです。それに近づける検討をしていただけるような道を、いましておるのかどうか。全然考慮していないのか。私、これは何回も指摘しておるわけで、このあたりで公務死の妻という立場で、傷病軍人でなくなった人の場合に特別措置をとる、その方向へ前進の検討をするというふうなことが、あるいは現にもらっている額の半分ということになると非常に高額になるのですが、その考え方も一つあるわけですがね。特項

症の場合は二百万ですから百万を上げる。これは他とのバランスの問題もあるから、このほうは困難であると思ひますので、公務死の場合の公務扶助料と同額にするという前進的な検討をしてもらえませんか。

○菅野政府委員 公務扶助料というものは、結局、公務のために死亡した者の遺族に給されるものでございまして、増加恩給を受給していた者が、公務といふか、その公務である病気のものの原因によつておなくなりにならなければ、もちろん公務扶助料がいくわけでもございまして、その公務と全く関係のない病気や傷でなくなりましたという場合には、やはりこれは、その事由が公務外の事由になるわけでもございまして、公務そのものでなくなられた方の扶助料と同額にするということとは、なかなかむずかしい問題を含んでいると思ひます。引き続き検討させていただきます。

○受田委員 公務で負傷した、やがて公務の傷以外のもので死亡したら、公務性がなくなるといふ理論をいましておられるのですが、公務で負傷してその人がなくなつたといふことでは、公務障害の人がなくなつたといふ解釈に比べ、いと思ふのです。そういう寛大な解釈をしてあげるほうが、遺族にとつては、もし御主人がなくなつておられれば、公務扶助料をもらえなくなる。しかし、御主人がけがしたまま、長い間からだに不自由をして、苦勞して長生きをした上に死んだときには、公務の死亡のほうではない、普通の扶助料だといふのは、ちよつと人道的にも問題があると思ふ。そういうふうなものを一緒にして検討していただきたいと思います。

次に、昨年私、ここで提案をして、恩給局も予算要求をされておつたようでもありますが、例の傷病年金の減額率二五%を一五%に緩和された措置がとられておられるわけでも、予算要求では二五%を、減額をなくするといふ予算要求をされたのでしたね。いかがでございましょう。

○受田委員 それを大蔵省にやられたとなれば、このあたりで、ことしはこの減額措置を、ひとつ予算要求をしてかちとつてあげるといふ心づかいを、長官なさってくださいませ。よろしゅうございませう。

○小坂國務大臣 受田委員の、傷病者その他に対する非常にあたたい思いやりの気持ちにはよくわかります。

いまの御提案でございしますが、この減額が、二五%が一五%にとどまつたことは遺憾でございしますが、さらに今後努力を続けまして、もっと減額のあれを引き下げるといふ方向で努力をしてまいりたいと思ひます。

○受田委員 私、質問を大量にかかえてあせつておられるのですが、多少の遅延については、委員長においてはおはかりをいただきます。あと、吉田さんのほうが質問されたいとなれば、吉田さんの分を割愛していただいて、私のほうに繰り上げてブラしていただいて、それをお願いいたします。

○野呂委員長代理 できるだけ御協力を……。

○受田委員 それではお願いいたします。

私、ことは少し整理してみたいのです。整理して短く質問しますから、一問一答のようなことでお答えいただきます。最低基準について、ちよつと伺いたいのですが、例の症状の等差の調査会の答申した中で、まだ未処理のものがありまふ。あれは、どういふことにされましたか。

○菅野政府委員 御質問の問題は、昭和四十四年でございましたが、症状等差調査会が答申をいたしましたものの中で未処理のものがあるということだと思ひますけれども、これは毎年一生懸命勉強はいたしておりますけれども、現在のところは、昨年と同じでございまして、前進をいたしております。

と申しますのは、あの答申は、先生御存じのとおり、内部疾患等につきましては、そのとおりをやつたわけでもございまして、外部疾患等におきまして上げるものと下げるものと両方のことがございしたので、そこを、上げるもの

け上げて、下げるものは下げないというわけにもまいりませんで、また、現実には下がるということでは困るという面もございまして、現在な検討を続けているというところでございませう。

○受田委員 私、昨年でしたか、高額所得者の恩給の一部加算停止等で、旧法を、最も受給者に有利な方向で改善されておるが、そういう意味で、こういう問題は、本人に有利な方法をとつて、改善する分は改悪しないで、いいところをとつて上げるというぐらゐの心づかいを、傷を受けた人にはやつてあげるほうがいいと思ふのです。人間愛というところでそういう方法をとられて、下げるほうを、実際にまでもらつたのを減額されたら、これは傷病の身となつた人にはたまらぬです。下げるほうはそのままにしますよ、そして改善せよと要望された分は直してあげますよ、これが、人間愛に燃えた行政の責任だと思ひます。

○菅野政府委員 症状等差そのものにつきまして、結局、全部のバランスというものがございまして、非常に深い問題をはらんでおりますので、なかなかむずかしい問題でございませう。

しかしながら、先生が言われましたように、上げるものはすみやかに上げたほうがいいじゃないかといふことでございまして、そういう点を含めまして、少しでも前進できるように、これから検討したいと思ひます。

○受田委員 わかりました。

それから、私、去年もここで論議したのですが、昭和八年当時の恩給法と十三年当時の恩給法、その中で、傷病軍人の場合は、十三年の制度を採用しておられるんですね。そうすると、そこで八年の制度でやるならば、例の七項症と一款症の問題などは、スムーズに解決するんだがなと提案したわけですが、したがって、昭和八年の制度を採用すると、この間差の問題が、一項症は同じですが、二項以下ではほんのささやかでございませうが、間差条件がよくなつてくるんですね、八年と十三

年と比べて、下げるものは下げないというわけにもまいりませんで、また、現実には下がるということでは困るという面もございまして、現在な検討を続けているというところでございませう。

○受田委員 私、昨年でしたか、高額所得者の恩給の一部加算停止等で、旧法を、最も受給者に有利な方向で改善されておるが、そういう意味で、こういう問題は、本人に有利な方法をとつて、改善する分は改悪しないで、いいところをとつて上げるというぐらゐの心づかいを、傷を受けた人にはやつてあげるほうがいいと思ふのです。人間愛というところでそういう方法をとられて、下げるほうを、実際にまでもらつたのを減額されたら、これは傷病の身となつた人にはたまらぬです。下げるほうはそのままにしますよ、そして改善せよと要望された分は直してあげますよ、これが、人間愛に燃えた行政の責任だと思ひます。

○菅野政府委員 症状等差そのものにつきまして、結局、全部のバランスというものがございまして、非常に深い問題をはらんでおりますので、なかなかむずかしい問題でございませう。

しかしながら、先生が言われましたように、上げるものはすみやかに上げたほうがいいじゃないかといふことでございまして、そういう点を含めまして、少しでも前進できるように、これから検討したいと思ひます。

○受田委員 わかりました。

それから、私、去年もここで論議したのですが、昭和八年当時の恩給法と十三年当時の恩給法、その中で、傷病軍人の場合は、十三年の制度を採用しておられるんですね。そうすると、そこで八年の制度でやるならば、例の七項症と一款症の問題などは、スムーズに解決するんだがなと提案したわけですが、したがって、昭和八年の制度を採用すると、この間差の問題が、一項症は同じですが、二項以下ではほんのささやかでございませうが、間差条件がよくなつてくるんですね、八年と十三

年を比較すると。これは、やはり有利なほうで採用してあげることになれば、その余命幾ばくもない人もおられるし、これで戦争は二度とないのですから、戦争の痛手を受けた人に対しては、はなむけとして、昭和八年の恩給法の間差適用をやるという事で、問題の七項症と一款症の処理など、できることとさせていただきます。一項症以下がほんのわずかに救われるという事でございしますので、制度的にもいい制度だと思っております。

局長さんも、局長になられて非常に責任を感じておられると思いますが、この私の提案は、一べつもすべきものでないのか、検討に値するものか、御答弁を願いたいです。

○警野政府委員 御指摘のとおり、昭和八年と昭和十三年とは、その間差率というものが違っているわけでございしますけれども、この間差率が違ったゆえんというものは、十三年になりました。先生御存じのとおり、いろいろな改正がございまして、また新しく七項症というものができたという事になりましたので、そういうように間差率が違ってきたわけでございします。七項四款という現在の制度は、まさにこの十三年の制度によっているわけでございまして、そういう歴史的なきさつがございしますので、昭和八年の間差にすぐに戻るといふことは、技術的にもあるいは考え方においても、なかなかむずかしいわけでございします。

そこで、先ほど七項症一款の問題等で御指摘のありましたように、七項症の間差率は若干上げたわけでございしますけれども、さらに、そういうものも含めまして、今後十分検討してまいりたいと思ひます。

○受田委員 検討材料にしてもらえようでございしますので、ぜひにしてください。

今度は二つ、三つ一括して申し上げます。去年も私は指摘したことでありますが、私、どうも納得できないのは、昭和十二年、つまり日華事変以前の戦傷病者、この戦傷病者等の妻は特別給付金の対象になつていない。これは、やはり一応の区切りを

する点から、やむを得ないのだという御処置でございしますが、シナ事変であらうと満州事変であらうと大東亜戦争であらうと、傷病の身となった立場の人から見たら、これは同じ条件にあると思うのです。こういう時勢になってきたので、この問題を再検討する時期が来ていないか。一べんもう終わった法律だから、済んだ法律だから任務完了というわけにいかない。

という事は、三十八年四月二日以後の傷病恩給等の裁定者があるわけですね、それ以後において裁定された人。その人はついにこの法律の適用を受けていない。それから、結婚して奥さんがある人と、傷病のために結婚できない者がいるのです。しかし、それを実際に世話している者へ——これも私は、何回か指摘したのですが、結婚ができないうようなからだの事情がある。生殖機能喪失されて、奥さんがだれも来ないというやうな傷病者、それを守ってやっているとある。あるいは奥さんが奥さんのめんどうを見ている、普通だったら奥さんを迎えてしあわせであらうその人のために、その不自由部分をせめて介抱して、世話をしあけておられるかあさんなり、ごきょうだいなり、その対象をばたけてあげる、これは、やはり筋として通ると思うんですね。

これは、恩給局でなくて援護局のほうに入ると思ふのですが、質問の通告を、これは去年はやつたがことはやつてなかつたので、援護局となつて来ておられますか。——これは、いかがでございましょう。もうおしまいの法律、終わったんだから、かんべんしてくださいという事でございしますか、その問題としては、いい問題が出たから検討しようというのか。ちょっと私、質疑の通告をしてなかつた責任を感じておりますが、しかし、いままでに質問したことですからね——それでは、これは後ほど御検討していただくことにします。あとで永末君が質問しますから、その際に、私の質問に御答弁をいただくことにします。四時間ぐらい時間があるものですから、御検討いただきたいと思います。

それから、内地発病の勤務関連罹病者が、特例傷病恩給と特例障害年金をもらっているわけですが、戦地の場合で、証拠書類が十分でないという事で非公務扱いとされた、そういう人々を何とか救う道はないか。戦地はアウトである、内地はセーフだというこの問題、これも、このあたりでひとつ結論を出したいのじゃないかと思ひます。これは、どちらから御答弁いただいても構いませんが、やはり内地がセーフになっている法律がいま成立してあるのですから、戦地はアウトだが内地の発病の場合は、勤務関連罹病者として処遇されている。戦地の場合はアウトとされている。——それは、これは後ほど一緒に御研究の上で御答弁願ひます。

幸いに、去年私、要望した例の国民金融公庫の恩給担保融資額、これが二十万円でございまして、これは四割増してくださったのですが、せめて恩給受給の三倍程度、三年分程度の額に増額する道はないか。これは国民金融公庫以外のほうで利用できないんですね。したがって、この一本しかない制度を、もう少し幅を広げる御検討をしておられるかどうか。

○警野政府委員 昨年同趣旨の御質問がございまして、その後における金融公庫との折衝等におきまして、いま申されましたように二十万、四割の増額がなされたわけでございしますが、私たちがしましては、さらに要望を重ねまして、その額の増大ということ、恩給受給者のために努力をしたと思つております。

○受田委員 総務長官、おとしごろから恩給局は非常な勇気を持って、この受給者の処遇改善に積極的にお取り組みである。それから総務長官も、そういうお役所へ来られて指揮監督権をお持ちであるわけなんで、厚生年金制度などのおくれない上がついていくという状態になった機会にございしますので、過去の人として、これからの人生を暮らされる恩給受給者、これは在職中、異常な公務の重要性和責任の重大性のために苦勞されて、

報いられることが退職後に期待された人々を優遇する点においては、これはもう現職、退職者を一貫して、国家への奉仕という点では十分積極的に考えていい問題だと思ひますので、長官、いま私が指摘しましたような諸問題を、勇気を持って前進的に検討する、善処したいという御答弁を仰ぎたいと思ひます。

○小坂國務大臣 受田委員の長い議員の御生活の中から、また、特に恩給についての深い御造詣のある種々の御意見は、十分拝聴いたしましたし、また、お考えの恩給受給者に対する深い愛情のことについても、決して私は否定するものではございません。今後そのような方向の中で、さらに恩給局等におきまして、そうした面に、より具体的な結論の出るような方向で努力をいたしてみたいというふうに思つております。

○受田委員 厚生省、あなたが来ておられますか。——私、この機会に、これから提案する問題は、恩給法の適用を受けるに至っている遺家族の問題に触れていきたいのです。

靖国神社法案の問題が非常に重大化されている段階であります。戦没者の遺族及び戦没者の霊に報いるのには、取り急ぎ、すぐにでもやっとなげねばいけません。幾つかの問題があるのです。公務扶助料の金額というものは、今度改善措置をされて月三万円、一年間に三十六万円、これは大事な御主人をなくした遺族に対する金額として、あまりにもささやかだと思ふのです。すでに三十年の日月をけみして、大東亜戦争の末期になつた方にして、三十年たつておるわけでございしますから、御両親ももう非常に老齢化しておられる。そうして若き奥さまであつた方も、当時二十歳であつたお方であつてもすでに五十歳、青春を犠牲にして白髪をいただいております。たいへん私、申しわけないと思つておるのです。その方々に対して、公務扶助料の月三万円という金額が適正かどうか、政治的な御判断の御答弁を願ひたいのです。

○小坂國務大臣 月三万円というのが、現在の物

価の状態から見て適切であるかどうかということ、もちろん十分ではないということは常識的にいえると思います。しかし、同時にまた、この公務扶助料そのもの、恩給そのもの、これが全部国家財政、予算、その中での取りきめになっておりまして、こうした不遇な方たちに対する配慮というものが、今回の国会におきまして、鋭く提起されておることも事実でありまして、四十九年度において、いろいろな御批判はあつても、その中で一応予算は成立をいたしておりますが、五十年の、来年の予算におきましては、いま御指摘のような方々に対する、さらにもっと大幅といえますか。もっと手厚い政治の配慮があつてしかるべきだといふふうに私は考えております。

○受田委員 基本的に賛成していただいたわけですが、靖国神社の問題の前に、そこへ政府・与党も力を入れてしかるべきはなかったか。

それから、政府が出した資料を拝見しますと、南方その他の地域で二百四十万の戦死者がいられる中で、百七万しか遺骨収集ができておられぬ。終戦後復員した方々が帰られた御遺骨を含めてその程度しかない。残りの遺骨収集について、先般大出委員からもお尋ねがありました。私もこれは、やはり十年も前からこの問題を提案しておるわけでございます。遺骨収集については、学生の遺骨収集団、昭和四十二年に日本大学を中心とする学生たちが、南方諸地域へ遺骨収集に行きたい、金がないということで、自民党の、いま建設大臣をやつていらっしゃる亀岡さんたちとはかつて、お互いが金を集め合つて、少しでもというところでスタートをして、毎年毎年これらの学生たちは、現地へ遺骨を収集に行かれては毎年報告に、この前も第八次遺骨収集団が、団長以下全部がそろつて私のところへ報告に来られた。去年からようやく国費で三分の二の旅費の援助をしていただくようになりました。去年から三分の二です。だが、現在まだ三分の一を自費で金を集めなければいかぬということになっている。

この南方諸地域の遺骨収集について、予算をよ

うやく二億円台に引き上げてこれたようでございますが、これをひとつ全面的に、大量に遺骨収集団を送つて、いまなお眠つておられる南方の諸地区へ繰がかりで、短期間に御英霊の御遺骨を祖国へお返しただけのような措置をとるべきだ。これは十億かろうと二十億かろうと、もう戦地に三十年も雨ざらしになっておられる遺骨を思うと、国家予算の二十億や三十億は問題ないですよ。たとえば、この間の高額所得者の土地成金の皆さんが、五十一億の土地を売りさばいたが、たった八億の税金で済んでおる。こういう方々には、税法を改正してもう三十億ぐらい出していただければ、お一人だけでも遺骨収集が完全に終わるほどの予算にもなるのです。

中国は、厚生政務次官だった山口敏夫さんが行かれて、去年でしたか、八百九十九柱の御遺骨をお持ち帰りになったが、中国では、これが最初で最後ですというお話が出たということでございますが、中国とは国交回復したのです。小坂大臣、総理にもよく話を、国交回復した中国に眠られる御英霊たちを、ひとつこの機会に御遺骨を送還するために、外交交渉で大きな功績をあげてもらいたい。

またビルマなども、インパール作戦の犠牲者には、どうも治安が明確でないというので遺骨収集ができておられぬということ、これも外交交渉で、現地の治安を確保しながら、あの湿地帯で三十年も恨みをのんでくたつた御英霊の御遺骨をこつちへお返しする。いま西イラン等への重点的に計画を進めておられるようですが、五十年を目途に全部をやるという御計画にしては、予算が二億円ばかりというのはいさぎよく少ない。ひとつ十億、二十億、三十億、遺骨収集に予算を三十億、五十億とつても、どの党も反対する者はおられません。大賛成だと思つておる。全面的、短期間に遺骨収集に全力をささげるといふ大方針を閣議で、小坂総務長官、担当國務大臣として、あるいは厚生大臣と共管のお仕事として御提案をいただきたい。

○小坂國務大臣 遺骨収集につきましては、もちろん私は非常に重大な関心を持っております。ただいま御指摘のようなわずかな予算でやつていくということについても、さらに改善をする必要があるということをお聞きがねと考えておるものでございまして、遺骨収集に關しましては、厚生大臣が所管をしていただくわけでございますので、よくきようの受田委員のお話を伝えまして、善処方を強く伝えるつもりでございます。

○受田委員 ここに「平和への礎」として、青年遺骨収集団の持つてきた資料、この間、第八次の調査団の持つてきたこの報告書を読んでも、まだたくさん御英霊が眠つておられる。沖縄などでも、まだ二万余柱が眠つておられるわけだ。私がこの間、内閣委員として、奥田先生たちとも一緒に視察に行ったのですが、あの海兵隊の根拠地などには、われわれが地下ごうに入つていくと、このくずれた奥に御遺体がたくさんあるのだ、こういう状況です。こういうことを考えると、靖国神社の論議の前に、国が当然やっておかなければならぬ仕事があることを、私は忘れてはならぬと思つたのです。これについて、ひとつこの機会に、厚生大臣と相談して閣議を動かして、いまの私の要望、短期間に急速に全面的な遺骨収集を、外交交渉を含んでやるということでございます。するので、御期待を申し上げます。

さらに、これにひつかけて、現地に慰霊碑を建てておる地域というのは、フィリピン、沖縄等少數の地域に限られておるのでございます。サイパンに南太平洋の全面的な代表をするものがあるという程度でございますが、これは、御遺骨を収集した地域で島一つ一つにその島を代表する、日本人のかつてのとうとうとみたまを、この丘に祭るといふものが、各所にあつていいと思つておる。これは、外国の政府にも御理解を願つて御協力を願わなければならぬ。小野田少尉の帰還についてフィリピンが協力したように、遺骨収集にあわせて現地に慰霊碑をつくるという、これは軍国主義でも何でもない。ほんとうに平和への祈りとして

各地に慰霊碑をつくる建設計画を立てること、これはどうでございますか、厚生省のお仕事として。

○河野説明員 遺骨収集についてでございますが、先生ただいま御指摘のように、厚生省といたしまして、昭和四十八年度から二億円以上の予算を計上いたしまして、すみやかな収集を行ないたい、かように考えておるわけでございます。ことに、昭和五十年は、終戦三十年に当たりますので、私どもといたしましては、明年度以降におきまして、さらにその充実、促進をはかつてまいりたい、かように考えております。

それから、慰霊碑についてでございますが、私どもといたしましては、現在までに硫黄島、フィリピン、サイパンに慰霊碑を建立したわけでございます。遺骨収集と申しまして、すべてのなくなられた方の御遺骨をお持ち帰りすることはできないわけでございますので、その霊をお慰めるために、私どもといたしましては、従前の旧戦域におきまして、主要戦域に慰霊碑を逐次建ててまいりたい、かように考えておるわけでございます。これにつきましては、外国の領域内でございますので、外務省等を通じて折衝を進め、できるだけすみやかに慰霊碑の建立を促進いたしたい、かように考えております。

○受田委員 これも戦後三十年たった今日ですから、積極的に取り組んでいただきたい。いままで、これはやつておかなければいかぬわけですね。これが抜けておる。

それから、かつてシベリアで抑留された方々がなくなつたハバロフスク、イルクーツク等に、ソ連に対する墓参団が二、三回、国費で代表的に行なわれました。またモンゴルにも、昭和四十一年八月二十五日から三十一日の間に政府墓参団が派遣された。そのとき、自民党の長谷川峻代議士と不肖受田新吉が政府墓参団に随行して、現地であるフムラルト、ホジルブロン、スフバートル等の墓地に、祖国を離れて二十数年たった皆さんに、たくさんのお酒を持っていって、一つ一つのお墓

へそのお酒をたむけて、御苦勞さまでしたと、靈を慰めてきたのです。

ところが、ほかの地区に眠る方々に、遺族の墓参団というものがまだ行なわれていない。自分の肉親終えんの地に、せめてこの年とった自分が最後のはなむけをしてやりたいというお年寄り、ついにその日を待たずしてこの世を去っておる。

小野田寛郎さんのおとうさんおあさんは、幸いに生きておつてよかった。あの人ももう十五年前には、自分のむすこは死んだと思つて、現地の砂でもつていま墓をつくりましたと、私にお手紙をくださったことは、この前私が申し上げたとおりなんです。生きておつてよかった。けれども、多くの人は、むすこ終えんの地に訪れることもなく、遺骨も見ないで、箱に紙切れが一つ入つて戻るといふこの悲惨な状態である。

平和回復して三十年、現地墓参団の大量な進出に旅費を補助して、飛行機等も日本航空の特別機を派遣して代表者を現地に送る、そして慰霊碑をつくつてやる、こういうふうにするのが、遺族に対する最も大きなはなむけだと思ふのです。私は、それを政府がなせ——今日まで私は、何回かこれを指摘したことでございますが、きょうあえて強い提案をさせていただきます。靖国神社法案に非常な熱意を持っておられる政府・与党としては、せめてその前になさなければならぬ大事な仕事があるのです。これに精魂を傾けてあげるほうが、御遺族としても喜びですよ。靖国神社がそのままだと靖国神社法案となる、それよりも、自分のむすこ終えんの地に、せめて生きてゐる間に行つてはなむけをしたいという親心がきつとあるですよ。

沈船、三十メートルから四十メートルまでは引き揚げが可能である。陸奥が沈没したのを、先般やつと引き揚げが完了して、私の郷里にいま記念館ができてゐる。七百余柱の御遺体は御遺族がようやく御面会できた。これには政府は金を出してはおらぬ。むしろこの際、国費で南方諸地域の、レイテ島の那智という軍艦を、最近現地政府の協

力で引き揚げるとか、遺体を引き揚げるのが計画されておるようですが、そういう浅い海に沈んだ船の御遺体を揚げることに思ひ切つて国費を使う。百億、二百億、五百億と金を使つても、こういう問題を片づけてあげることが、戦後はまだ終わらないという遺族の気持ちからいふたら私は大切だと思ふのです。

総務長官、私がいま提案している問題、非常に大事な問題なんです。私の申し上げてゐる気持ちをよく取りいただいておると思ふのです。あなたも、いまの閣僚として最も有力な地位におられる方であるし、担当される国務大臣として、私がいま提案した各種の提案について御意見を伺いたい。

○小坂国務大臣 いまの御意見、遺骨の収集につきましては、全く同感でございます。一部面でございますが、沖縄について二万余柱がまだ収集されてゐないという事実もございまして、沖縄につきましても、厚生大臣ともすでに話をいたしておりまして、急速に遺骨の収集をはかりたいというふうにご考へております。その他の地区につきましても、御指摘のとおり、やはり遺骨収集について、もつと熱意を傾けるべきであるというふうにご考へます。

また、同時に慰霊塔につきましても、これは、やはりそれぞれの地区において、日本人というもののに対するイメージがございまして、御指摘の通りに、これは外交交渉の中でわれわれの気持ちに連せられるよう努力をするのは当然でございますが、ただ、ソ連及び中国に対しての遺骨収集及び墓参の問題でございます。こうした問題につきましても、私も、総務長官としての立場でなしに、一人の衆議院議員として何回か話をしたことがございまして、この問題はなかなかむずかしいものを含んでおります。したがうして、ソ連の墓参一つとりましても、領土問題との関連においてきわめて困難であるというところは、国民もよく承知してゐることだと思ひますが、さらに重ねて努力を傾けていくことが、戦後の日本の政治姿勢という

ものにもつながるかと思ひまして、御指摘の諸点につきましても、十分考へ、かつ国務大臣として努力をしまひたいというふうにご考へております。

○愛田委員 抜けたのが一つある。現地墓参団です。私がお尋ねしてゐるのは、ソ連にも二回にわたり墓参団が派遣された。遺族をお連れして、現地でたぐさんのお墓に真心をささげた。モンゴルにも政府墓参団がすでに派遣された。そういう状態でも、南方諸地域にも遺族を中心とした墓参団を派遣して、おい先短い御両親や青春を犠牲にして白髪をいただくようになった英霊の奥さんたちが、肉親終えんの地にお参りできて、最後の霊を慰めてあげる、こういうものを計画的におやりになる必要がある。これは靖国神社の問題の前になさなければならぬ政府の仕事である。このことです。

○河野説明員 慰霊巡拝団の派遣でございますが、先生御指摘のように、現在は遺骨収集の困難でございます。ソ連地域、モンゴルというような地域につきましても、国費でもつて慰霊巡拝を行なつておるところでございます。南方地域の遺骨収集に際しまして、私も、昨年度から日本遺族会に青年部の方々の御協力を得まして、遺族の方に遺骨収集に参加協力していただいております。このご意見ですが、その遺骨収集実施の際に、おのの戦域におきまして、慰霊祭を行なつておるところでございます。

年若い御両親の慰霊巡拝というふうな問題でございますが、私も、私どもとしては、遺骨収集の進捗状況を見まして、この問題についても、積極的に検討してまいりたいと思ひております。

○愛田委員 これは、遺骨収集とあわせてというやり方が一つある。これは、もう全面的にそうした展開をしていい。むしろ御遺族の人が御一緒に遺骨収集に入つて、火葬に付する場に礼拝をしていただくような場合があつたほうがいいことにあるというところで、これに対する予算措置はどうかに講じておりますか。ソ連やモンゴルに行く

ときは、予備費が何かで出したんじゃないかと思ひますが、そういう戦没者の遺族の墓参、慰霊碑等に対する予算は、厚生省で計上されておるのかどうかです。

○河野説明員 ソ連墓参等につきましては、ソ連政府の了解を得次第、予備費あるいは流用の措置で実施しておるところでございます。

それから、一般の慰霊の点につきましては、たとえばサイパンそれからフィリピンというふうなケースにつきましては、慰霊碑の序幕式の際に、国費をもつて遺族の代表の方に参列をしていただく、こういうことで実施いたしております。

なお、一般的な慰霊巡拝団の慰霊巡拝の点につきましては、現在予算措置は講じておりません。将来の問題として検討してまいりたいと思ひます。

○愛田委員 将来の問題としてでなくて、すぐ着手していただきたい。

もう一つ、ここで墓死のことですが、千鳥ヶ淵墓死、これは昭和二十八年に閣議決定でスタートした。当時、私は草場陸軍厚生大臣からも御相談を受けて、この無名戦士の墓死の創立には全面的なお手伝いをして記憶を持っておりますが、これは、ただ閣議決定だけでなくして、何らかの形で千鳥ヶ淵墓死が国営の、戦没者の中の無名の方々を祭る場所として規定されるべきものではないか、こう思ひますが、御意見を承りたい。

○新谷説明員 現在、環境庁設置法に基づきまして、国の営造物といたしまして千鳥ヶ淵戦没者墓死の維持管理をいたしておるわけでございますが、国の営造物のそれぞれの設置目的がございまして、すけれども、現在のところ、千鳥ヶ淵墓死は、遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を納める場所として設けてある場所でございます。こういう設置目的の範囲内にとどまっております限りは、必ずしもそういう目的を一々法律でもって明らかにしなくてはならないものではなく、現在のような維持管理のしかたでもって足りるものではないかというふうにご考へておるわけでござい

す。
○受田委員 千鳥ヶ淵墓苑は、国民にどのような理解をさせておられるわけですか。

○新谷説明員 千鳥ヶ淵墓苑の性格につきましては、先生からお話ございました二十八年度の政府の閣議決定をもちまして、無名の戦士の戦没者の墓といたしまして、毎年慰霊祭も行なわれ、そういうものとして国民の方々に理解をいただいておりますというふうな考えでおります。

○受田委員 これは無名戦士だけでなく、有名の方の霊も祭るといふ形で、有名、無名を通じてのお墓という形はとれません。

〔野田委員長代理退席、委員長着席〕

○新谷説明員 私どものほうの立場では、墓地公園といたしまして維持管理しておられる立場でございますので、戦没者のそういう霊を、どういふふうにつきましても、私どもの立場でお答えしにくい問題もございますけれども、先生御指摘のような問題は、むしろ、そういう問題につきましても、今後、国民全般の方々がどういふふうにか、国民感情の推移を見まして、政府全体の方針としてきめていただくべき問題であると思っております。

○受田委員 そこで、問題が発生したわけですが、小坂長官、私がここで何回か指摘したことでもございますが、靖国神社法案、これは、この法案そのものの審査という意味ではありませんが、その前提の問題で、私が何回かお尋ねしておるのでございますが、千鳥ヶ淵墓苑の扱いをめぐって、戦没者の霊をどう敬祀するかという問題、これは政府が、当然政府の責任でこれをなすべきである。したがって、この問題については、戦没者の霊の追悼に関する審議会のようなものをつくって、各界の良識のある人をお招きし、また遺族の皆さんもそれに入ってもらい、そういう各界、宗教界等の理解も得られるような形で、戦没者の霊をどう敬祀するかという審議会というものがつくられ、そして、靖国神社の法案というふうなものが、そこから出るということであるならば、われわれ審

査を十分させていただこうという提案をしているわけなんです。

ところが、自由民主党の単独の法案提出で、そして自民党が思いつきでいろいろな人の意見を聞かれるという形である、これは問題である。したがって、政府自身が審議会を設置して、総理府の付属機関とすれば、これはみんなあなたのお仕事になるのです。前に臨時恩給調査会というのもできたですね。そういうこともあるのでございすから、総理府の付属機関として審議会を設置して、そこで各界の良識あるお考えをいただき、そこから政府提案として法案をお出しになる。英霊は自民党の命令で第一線へ行かれたのでなく、日本国政府の名において、国家のためになくなられたという意味からは、この法案の出し方はいろいろあるが、少なくともこうした戦没者の霊に敬愛の情をささげる法案というものは、政府提案に對して意見がいろいろと論議されることは好ましいことであるという提案をしたわけでもございす。総務長官としては、私のその提案は非常に名案であると思われるかどうか。迷案という意味でなくして……（これは恩給法だから）と呼ぶ者あり）

つまり戦没者の霊に關係するから恩給にしかに関係するのです。これはおわかりですね。恩給法は戦没者の公務扶助料が圧倒的に大半を占めておる。したがって、遺族の立場も考えさせていただくならば、そうした遺族の側から見たら、恩給法の対象になる公務扶助料をいただける遺族は、自民党の遺族でなくして日本国民の遺族である。日本国民の靖国神社という形でなければならぬという意味から言うならば、政府案というものがここへ出てしかるべきであった。私の言うことが迷案か、あるいは非常に名案というべきかということをお、いま御所見を承りたいのです。

○小坂國務大臣 ただいまの審議会設置のことは、私、審議にして初めて承り、したがって、いまここですぐ審議会設置がいいとか悪いとかということは、ちょっとお答えしにくいわけござ

います。さらに、もっとよく受田委員の御所見を承りながら、その設置が適当かいなかということをお、私は考えてまいりたいと思っております。

○受田委員 この問題は、いま私が提案した精神によつて総務長官の責任で——私、歴代の総務長官に、二人ほどこの問題をお尋ねしたので、政府としてこれを提出すべき問題だということをお尋ねしたので、それは政府案としていくのには、法制局等でなかなか異論があるというふうなことがございまして、それをこなしただ上で法案をお出しになるという形をおとりにするべきであつた。いまからでもお尋ねしなさいとございまして、国民的規模で英霊を十分御慰遇し、平和への基礎となつた方々にお報いするのには、そういう意味で検討する必要がある。そこから自然に生まれた美しい機関が、千鳥ヶ淵墓苑を含んだ靖国神社の今後の課題が解決される問題になると思つております。私、あえてこの問題を提案しました。

時間が来たようございす。あとは、またほかの委員に足らぬところは補つていただきます。委員長の要望において質問をいただきます。打ち切れという命令が来ましたので、あえて打ち切ります。

以上をもつて質問を終わります。

○徳安委員長 和田貞夫君。

○和田（貞）委員 まず、総務長官にお尋ねしたいのですが、年金という定義です。年金というのとは生活費なのか、生活の足しなのか、小づかいなのか、どっちですか。

○菅野政府委員 年金という広い御質問でございすので、あるいは厚生省のほうが適当であるかもしれませんけれども、恩給というふうな問題を少しばらせていただきます。恩給も公務員に給する年金でございすので、お答えをさせていただきます。

恩給の場合には、別に定義というあれはございせんけれども、公務員が忠実に長い間勤務に服した、その勤務に對しまして、御本人なりあるいは遺族なりに對して、国が保障として給付される

金銭であるというふうな考えております。

○和田（貞）委員 国が保障すると言つけれども、国が何を保障するのですか。私の尋ねているのは、恩給とは、言われるように公務員に對する年金でしよう。年金たる恩給とは、年金たる恩給のとか、必ず恩給は年金だということをやつたておるのです。だから、私の尋ねておるの、年金といふのは、生活を保障するものなのか、生活の足しにするものなのか、小づかい銭なのかということをお尋ねしておる。

○菅野政府委員 なかなかむずかしい御質問でございす。先ほど申しましたような一般的な抽象的な考え方が定義として言えると思ひますけれども、そのものは、もちろん公務員なりあるいはその遺族の生活の一つの有力なささえになるものであるというふうな思つております。

○和田（貞）委員 生活のささえになるということとは、生活を保障するということですね。

○菅野政府委員 恩給は、御存じのとおり在職年と俸給月額というのによつて規定をされておる。まして、それは非常にばらつきがございすので、恩給額そのものですべての人の生活を保障するという性格ではないと思ひます。しかしながら、先ほど申しましたような性格を踏まえて、そういう方々の生活の一つのささえになるというふうな思つております。

○和田（貞）委員 そうすると、生活の足しということですね。

○菅野政府委員 生活の足しというのと、何か非常にことばが悪く聞えますけれども、それは、生活のささえの一つになるというふうな思ひます。

○和田（貞）委員 どの程度のささえになるのですか。

○菅野政府委員 それは、一がいには申せないという感じがいたします。したがって、最近問題になつておりますように、低額の恩給というもの、そのささえになる力が、高額のものに比べれば弱いわけございすので、低額恩給の改善、たとえば最低保障額の引き上げ等々について、大

い。それは、過去において、その者の掛け金を掛けた額が多かるうが少なかるうが、あるいは極端に言うならば、まるまる掛け金は掛けておるまいが、ひとしく生活保障額として、生活費用として年金額を算定していく、こういう考え方でなくてはならないわけなんです。そういうような考え方に立ち向かわせるために、恩給を含めた年金制度を抜本的に改革をしていくべきであるというようにお思いであるかないか、どうですか。

○菅野政府委員 御趣旨の点は、よくわかるわけでございますけれども、恩給制度につきましては、先ほど来繰り返して申し上げておりますような沿革なり仕組みがございます。したがって、現在の恩給が、いま御趣旨のようなことで、さらに機能を果たすということは、やはり低額の恩給をできるだけ上げて、そういう機能を果たしていくということに、最も重点があるんじゃないかというふうに思っております。

○和田(眞)委員 それは、過去の歴史をあなた方が固守する上に立って考えておられるから、そういう答弁しか出てこない。だから、先ほど受田委員のほうから質問があり、あるいは朝から各委員から質問がありまして、昨年の委員会におけるところの附帯決議、公務員の給与改定にスライドして年金の引き上げを制度化していくべきである、こういう決議がなされました。前向きになった答弁が出てこないわけですか。公務員の給与が改定されれば、直ちにそれにスライドして変えていくべきなのだという考え方に立ち向かわせるためには、過去の歴史というものをあまり固守しないで、やはり根本的に改革をすべきだという考え方に立たなくちゃならない。思うのですが、それはどうですか。

○菅野政府委員 過去の制度にこだわって続けるわけではございませんで、かなり過去の制度にないものを取り入れたり、あるいは過去の制度と比較すると非常に大きな変化を持たしたり、そういうことをこの何年かやり続けておるわけでございまして、今度の改正案の中にも、そういう趣旨

のものが幾つか入っておるわけでございます。したがって、歴史を固守するというような精神は毛頭ございまして、新しい感覚を踏まえて、できるだけの前進をしていきたいと思っております。

○和田(眞)委員 過去のいきさつ、過去の歴史というところに固執しないで、それでは抽象的なことじゃなくて具体的に申し上げますが、公務に携わって、そして恩給を受給する資格を得た、あるいは年金を受給する資格を得た、その人が六十五歳以上になった、あるいは七十歳近くになった、そういうような方に、子供がそれぞれ独立しているが、六十五歳以上の夫婦の方に、一体幾らの金額を支給することが生活のささえになるというようにお思いになるのですか。

○菅野政府委員 これは、先ほど来の御質問と同じ趣旨のことでございますので、それが直ちに何円であるというふうな答えをすることは、たいへんむずかしいでございます。

そこで、繰り返してお答えになりますけれども、そういう方の改善ということを含めまして、公務員給与へのスライドなりあるいは過去の格差の積み上げは正なり、その他新しい制度としての老人等に対する特別措置とか、最低保障制度の格上げあるいは新設とか、そういうものを総合してやっているわけでございます。

○和田(眞)委員 六十五歳以上の者に給する普通恩給の最低保障額が、今度改正されて年額三十二万一千六百円。月額にいたしますと二万六千八百円。間違いないですね。

○菅野政府委員 そのとおりでございます。

○和田(眞)委員 六十五歳以上の夫婦で、東京の場合生活保護費が五十一万六千四百八十円、月額に直しまして四万三千四百円、こういう金額であります。もちろん、生活保護費と恩給ないし年金の生活は異なるとはいえないながら、同じ六十五歳以上の老夫婦が生活をするにあたって、ささえる費用として生活保護費よりも安い金額、その生活のささえになる金額が、この三十二万一千六百円で

あり二万六千八百円である、こういうふうにお思ひになって改定額を出してこられたのですか。

○菅野政府委員 三十二万一千六百円というのは、けさはど来いろいろ御議論のございますところ、共済組合の最低保障制度を目安にしてつくったものでございます。

○和田(眞)委員 生活保護費と見合うことを全然検討しなかったのですか。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕
○菅野政府委員 生活保護費のことを全然忘れておるというわけではございませんけれども、生活保護費と直接結びつけて検討しているわけではありません。

○和田(眞)委員 結びつけて検討する必要があるのと、あるとかいう問題じゃなくて、同じ政府部内、生活の最低の方々に對して、生活保護基準をどの程度に定めるかということを検討するにあたって、恩給ないしは年金の最低保障額をきめるについては厚生省は厚生省で、おれのところはおれのところでかかってにやるんだという姿は、これは好ましい姿ですか。政府部内としてどうですか。

○菅野政府委員 もちろん、生活保護費のことを全然頭に置かないということではありませんで、そういうものを踏まえてはおりますが、しかしながら、この制度の仕組み自体あるいは対象自体、目的自体が違うわけでございますので、すぐ右と左とを比べてというわけにはいかないということでございます。

それから、二人世帯というのをあげられたわけでございますけれども、これは二人世帯で比べるのが正しいのかどうかという問題もございまして、そこら辺も一がいに言えないのではないかとお思います。生活保護費のアップとそれから恩給のアップというものを総合的に比べてみますと、これはその年によって上下ございますけれども、昨年もあるいは本年も、これは恩給全体のアップのほうが高いわけでございます。また、特にいま問題にされました最低保障に至っては、これは非常に

に大きな額の増額でございます。

○和田(眞)委員 役所や役人というのは、必ずしもとが安い高いかというのを考えないで、前年度はこうであったからこれだけの倍率になったのだ、前年度の予算はこれだけの予算だったのだから、ことしの予算はこれだけの倍率になっておるのだという。そのもとになることを全然、安いか高いか、低い高いかというのを考えないで、そういうような官僚的な発想でものを論じておれば、あなたの担当する恩給制度あるいは日本全体の年金制度というものは、これは何ぼたつても前進しないですよ。そうじゃないですか。現時点に立って、今日六十五歳以上の老夫婦、あるいは老人一人の生活を保障する。先ほどから言われているように、生活を保障するという考え方でないあなた方が、生活をささえる、生活の一部に供する、生活の足しにする、そういうような観点に立って考えるならば、もともとがこうだった、前回はどうであったので、ことしはこうしたのだというのじゃなくて、やはり今日の物価高によるところの生活費というものはどれだけ必要なんだ、だからこうすべきなんだ、そういう踏み切り方での最低保障額というものを上げてきてしるべきじゃないですか。どうですか。

○菅野政府委員 言われる御趣旨はよくわかりましたけれども、先ほどから申しているように、最低保障制度の歴史的沿革もございまして、これを共済制度、従来やっておりましたよりもさらによるべき制度として共済制度を用いたわけでございまして、また、短期の制度の創設ということも新しくしたものでございまして、これは相当画期的な改善であるというふうに思っております。

しかしながら、これでももちろん足れりとするわけではございませんで、今後ともこの額なりあるいはこの制度なり、そのことについては、真剣に検討を重ねていきたいというふうに思います。

○和田(眞)委員 六十五歳の方々に對する恩給の額の最低が、先ほど言いました、ここに出ております三十二万一千六百円、月額にいたしますと二

万六千八百円。これが、本人がなくなつてその妻が、やはりこれは六十五歳以上になつておつた、その場合には、扶助料がその半額の十六万八千八百円、月額にいたしまして一万三千四百円になるわけですね。それが、今度生活保護費の場合に、六十五歳のおばあちゃん、夫がなくなつておばあちゃん単身で生活する、その場合に月額二十八万八千四百六十八円、月額にいたしまして二万四千三百九十九円、これが生活保護費として六十五歳のおばあちゃんに対して、老婦人に対して国が保障する金額です。これと比較いたしまして、半額です。恩給の場合に、これが必ずしも老婦人の生活の足しにするということであるかといふことは、先ほどにお話ししておりましたけれども、扶助料という形になつた場合に、同じ人格、一人格を持つ六十五歳の老婦人に、片方では生活保護費としては月額二万四千円、片方では一万三千円、そういうようなことが、これが最低保障額と言えますか。

○菅野政府委員 御指摘の点は確かにございませうけれども、扶助料というものは、これも歴史にこだわると言われるとそれまででございませうけれども、扶助料というものは、大正十二年の恩給法以来の沿革がございまして、普通恩給の二分の一というところに相なつてゐるわけでございます。このことは、ほかの国を調べてみましても、そう變つてゐるわけではございませんで、ただ、額が非常に安い、あるいは保護費と比べてどうかといふ、いろいろな問題はあろうと思ひますけれども、それらの点につきましては、さらに増額は検討いたしませんけれども、その最低保障の、扶助料につきましては最低保障の問題等々については、さらにこれから検討したいといふふうに思つております。

○和田(員)委員 それは、歴史的な過程で恩給年金といふものは、扶助料あるいは遺族年金といふものは、本人がなくなればその支給額の半額なんだ、そんなことに何もこだわらなければならない。いま、いみじくも局長のほうから外国の場合に例をとられましたけれども、外国の場合の金額を見なさい。

十萬円の半額と五萬円の半額と三萬円の半額と違うわけでしょう。あなたはいゝところをとつてゐるのではなくて、悪いところばかりとつておるわけだ。だから、もともとその金額が少くないということであれば、悪い部分の二分の一を、何も外国並みの例をとつてくる必要はない。だから、額もさることながら、二分の一というふうなことが、発想といひますか、歴史の経過といひますか、そういうものにこだわらなければならない。二分の一を三分の二にするとか、あるいは八〇%にするとか、あるいはさもなければ、扶助料というふうなことは自身に私は非常にこだわらなければならないです。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

年金といふものは、全く生活が保障されておる、生活保護費であるといふことであれば、その遺族に対して、その家族に対して、これは扶助といふようなことはございませう。けれども、もとが生活をささえるといひながら、全く小づかいに近しい。生活をささえる部分、ささえるウェットといふものは非常に低い。そういう年金の中で扶助額二分の一、これはあまりにも形式的な金額の算出のしかたじゃないか、こういうふうに思ふわけなんです。今後扶助料といふことは、私は使つてもやむを得ないと思ひますが、扶助料といふことばが使われてゐるのだから、まずその扶助料の金額の底上げ、最低保障額の確保といふことについて、金額を保障するといふことだけでなくて、この年金額の、恩給の年額の二分の一といふことにこだわらないで、これを三分の二あるいは八〇%あるいは全額といふような率を積み上げていくといふようなことを含めて、先ほどの検討といふことばの中には含まれておるのかどうか、お答え願ひたい。

○菅野政府委員 先ほど来二分の一、二分の一と申しておりますけれども、現在の制度においては、いろいろな意味でその遺族の優遇をはかつておりまして、たとえば、今度改定をいたしておりますけれども、老齢者優遇がありますけれども、そういうのにも老齢者以外の、たとえば妻子などもその中に入れるとか、昨年やりました七十歳以上の四号アップといふものの中にも、そういうものを加えるとか、そういうことをやっておりますので、現実的に、たとえばある人がなくなつた場合に、奥さまに扶助料がいくわけでございますが、これは一人一人の場合ケースが違ひますけれども、全部が二分の一というわけではございませんで、三分の二の方もあれば、八割の方もあれば、ひよつとすると、少しよけいにもらうという方もあるわけでございますので、そういう意味で、扶助料の体系がいろいろな意味の改善を含めて現在進行しているといふことを述べさせていただきます。

いま御指摘になりました、しかし一般的に二分の一になつてゐる、そういうのを、金額を含めて三分の二とか八〇%とかいふふうな検討すべきではないかといふことの御議論があつたわけでございますが、もちろん、そういうものも含めて、特に最低保障制度の問題としては、私たちが問題意識を強く持つておりますので、そういう点を含めて検討したいと思ひます。

○和田(員)委員 念を押しますが、扶助料の二分の一といふことに固執しないで、額もさることながら、二分の一を、たとえば三分の二にするとか八〇%にするとか一〇〇%にするとか、そういうようなことを踏まえて、そのことを含めて検討するといふことになるわけですね。

○菅野政府委員 扶助料全体の額の引き上げといふことを含めて、検討したいといふことでございませう。

○和田(員)委員 額だけでですか。率もですか。

○菅野政府委員 率も、もちろん含めて検討するといふことでございませう。

○和田(員)委員 この扶助料のほうは、そういうふうな率を含めてやられる、検討されるということとありますが、この額の点についても、扶助料だけでなく恩給の年金額、これについても、か

なりのウェットをかけて、生活費を基礎にして、過去にこだわらないで、前年度はこうであつたから何%引き上げた、そういうふうなことでなくて、その時点に立つた生活費を保障するといふ観点に近い額の算定といふことを、私はその検討について期待したいと思ふのですが、そういうふうな期待しておいていいですか。これはもう別として、来年の場合にまた同じような議論を繰り返すのではなくて、来年改定される場合には、あなたのほうの検討の中で年金額、扶助料の額の最低額は生活の保障に近い額が、検討の結果出てくるといふのは生活費に近い額が、検討の結果出てくるといふように私はこれを期待したいと思ひますが、そういうふうな期待しておいて間違ひないですか。

○菅野政府委員 生活の保障といふふうな言われますと、また慎重なお答えにならざるを得ないわけでございますけれども、他の年金制度なりそれから恩給制度の持つておりますいろいろな問題点、そういうものを総合的に踏まえまして、あらゆる点から検討したいと思ひます。

○和田(員)委員 生活保護費といふのは、生活保護基準といふのは、満々なのだというふうな私たちが思つてないんですよ。だから、少なくともあなたのほうで、政府内部である部門が、生活費といふものを算定するのに、基準よりも下回つた額といふものは、これは生活をささえる費用だといふには、あまりにもほど遠いから言つておるのであつて、少なくとも恩給局なりあるいは厚生省なり、あるいは公務員の共済年金をいろいろと担当されてゐる大蔵省なりあるいは自治省なり、そういうようなところと相互の意見をはかりながら、年金といふものはかくあるべきだといふような結論を出してもらふように私は望みたいのです。そういうふうな観点に立つて、来年に向かつて検討してもらへませうか。

○小坂国務大臣 和田委員のただいまのいろいろな御所見は、やはり恩給そのものが生活扶助とい

うような意味合いを非常に強くお出しになつてゐると思ひます。しかし、また一方から見ますと、私も別にそれが悪いと言つてゐるわけじゃないのですが、恩給そのものが勤務年限と最終年次の俸給というものをベースに計算してありますので、この基本的な方針だけは曲げることはできないわけでございます。したがって、この基礎額の中で計算をしつても、いま御指摘の生活の問題というものは、われわれとしてはただ放置しておくわけではないのでありますから、今回、御提案もありましたように、賃金スライドというような面やあるいは最低保障というものの新たなつけ加えるというような改善を、いまはかつておるわけではあります。

私、先ほどから申し上げておるように、恩給制度一本だけで一種の社会政策、社会保障制度、恩給受給者だけについて独特な、それをつまみ出してやれというところはちよつとむずかしいのじゃないか。むしろ恩給は恩給として、自分らの与えられた権限の中で改善、改良はどんなにかつていくけれども、同時にやはり他の一般の、いわゆる社会保障制度というものも同時に幅広く前進をさせていくというところから、全体のとしてのレベルアップをはかつていくというように、一歩一歩努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。が、決してこれは誤解をしていただきたくないのであります。が、われわれは何もいままでやってきたことだけに固執するつもりは全くございませんので、さらに当委員会におきましても、いろいろと御意見を拝聴して、来年度の問題に備えてまいりたいという心がまえを持っております。

○和田(真)委員 いま総務長官のほうから御答弁をいただいたわけですが、これは地方公務員も一つの公務員ですから、恩給に見合う退職料、同じことですが、一つの例をあげますと、こういうようなデータもあるのです。二十一年間の在職期間で事務関係、事務吏員です。国家公務員でいえば事務官ですが、その方が退職して、現在年額が三

十九万三千二百二十四円しかもらつていない。それから四十五年間つとめたある市の収入役、三役ですが、それが四十五年間つとめておつて、年額八十八万九千七百七十四円しかもらつておられない。それから、いわゆる扶助料ということになりますと、二十一年間勤務をいたしました方がなくなつて、いま現在二十四万七千二百八十円もらつておる。それからもう一人の例を見ますと、十九年五ヵ月つとめておつたその公務員がなくなつて、奥さんが扶助料として年間十五万九千九百九十九円もらつておる。

いま、こういう四つの例をあげたわけですが、必ずしも動議に見合つてゐるわけではない。もちろん退職のときの給料、あるいは退職の時点によつて非常に過去にアンバランスがある。そういうために、いま申し上げましたような非常にアンバランスな金額も出てきておるといふようなことであるわけですが、先ほど受田委員も、そのようなアンバランス等の調整のことを言つておられましたが、これらもう一度調整をしてもらつて、最低額をきめると同時に、過去にさかのぼつて、非常に低劣な条件の中でやめられた方々についても、何とか調整をしていくというように、ひとつ検討してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○菅野政府委員 いろいろなアンバランスということでございますけれども、これも原因がいろいろあるのだと思ひます。したがって、その一つ一つを追求しないとわかりませんけれども、退職時期によるアンバランスといふか、格差といふか、給与制度が変わりました二十三年の六月を起点にしたいろいろなアンバランスの是正等々は今回もやりまして、ほぼ達成しております。今回、いわゆるベースアップ方式の変更に伴います過去の一般的な格差といふものにつきましても、今年を起点とする二年間で解消しようといふことでございますので、そのほかあるいはいろいろなアンバランスがあるかと思ひますが、それ

らにつきましても、原因がわかりますれば、是正の措置を講ずるような広い意味の検討は、もちろん続けていくことでございます。

○和田(真)委員 時間もありませんので、あまり言いませんが、少なくともあなた自身のことについて、ひとつ考えてもらいたいと思ひますが、あなた自身はまだ現職におられるけれども、あなたが過去にこの恩給制度のときにおられた、こういうふうに仮定して、そして、いまあなたが七十五歳、七十歳になつておられる、そして、いま私が具体例をあげましたような金額しか年金としてもらえない。そして、あなたがこの時点でなくなつた、あなたの奥さんが、いま具体例をあげましたような扶助料しかもらつておられない、そうすると、生活のささえといふものの生活のささえにもならない。かつては内閣恩給局長であつたあなたが、あるいはかつては内閣恩給局長であつた方の奥さんが、だからといって生活保護家庭の申請を受けて、そして生活保護費をいただく、当然の権利でありますから、それはちよつと必要はないとはいふものの、現実的にあなた自身がそういうふうな立場にあつたら、この生活保護法にたよつていく、あるいは奥さんがそういうような考え方になられるということになるかどうかということを考えていただきましたならば、そういう観点に立つて、アンバランスの調整なりあるいは最低保障額を引き上げるといふことについて、あなた、自分の身になってひとつ考えていただくというところで将来に向かって検討していただきたい、こういうことを強く要望しておきたいと思ひます。このことは御答弁要りません。

それから、時間があるかもしれませんが、一点お尋ねしたいのは、軍人恩給についてであります。この軍人恩給の場合に、過去の例から見ますと、兵、下士官、将校がかなり年金なり扶助料の額が接近しておるといふことがわかるわけなんです。が、いま現在、軍人恩給に限つてひとつお答え願ひたいのです。下士官以下の恩給の受給者と将校の恩給の受給者は、大体何対何ぐらいにな

るのでございますか。

○菅野政府委員 全部の恩給で申しますと、准尉以下で大体九三%ぐらいでございます。その残りが、ですから少尉以上ということになるかと思ひます。

○和田(真)委員 金額の点はこのぐらいのウェイトになつてゐますか。

○菅野政府委員 金額は、将校の平均とかんたにかいふふうにはやっておりますので、すぐには出ませんけれども、先生、先ほどちよつと申されまして、二番上の大將と兵の格差といふのが、戦前は十六、七倍あつたわけでございますけれども、それが逐次改善をいたしまして、現在六・九倍ぐらいになつております。

○和田(真)委員 六・九倍ぐらい、これは兵、下士官以下と大將との間ですね。

私、もう一つ言ひたいのは、受給者が九三対七だといふことを言はれましたね、受給者の件数が、それを金額に直すと、准尉以下でも下士官以下でもないですが、それと将校と、支給額は、大体二対一ぐらいのぐらになつてゐますか。

○菅野政府委員 ちよつとその資料はいまございませんので、また後ほど調べてお答えしたいと思ひます。

○和田(真)委員 できましたら委員長、ひとついまの点資料としていただきたいのです。念のため申し上げますが、下士官が占めるウェイト、それと将校、わかりましたら資料として出していただきたいと思ひます。予算委員会でも出ております資料に基づいてもむずかしいと思ひますが、できるならばそのような各階級別に金額をひとつ資料としていただきたい。委員長のほうに要請しておきましたので、よろしく願ひしたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、兵と大將との間にかなり格差を縮められたといふことは、非常にけっこうだと思ひますが、そこでもう一つ、一時恩給ですね。この一時恩給がいらないきさつで、恩給を受けるというふうな資格があるにもかかわらず、一時恩給を受けていないというふう

な方もありますし、あるいは恩給の年限に達しないために、一時恩給しか受給できないというような者もあると思うわけなんです、具体的に一つ質問いたします。

いま、勲続は別といたしまして、かりにたとえば伍長なら伍長として、伍長の方で一時恩給をいままですら支払った中で、最高額は幾らですか。

○菅野政府委員 いままですのすべての中で、伍長でやめた人の最高の恩給額というのはいまのところございませぬけれども、いままでいろいろ制度の変遷がございまして、現在下士官の場合には、三年以上の方について一時恩給が出ているわけでございますので、下士官以下の場合には十一年が最高でございますので、六万二千七百円というのが数字でございます。

○和田(真)委員 これは、軍人恩給の復活で二十八年にきめたままの金額ですか。

○菅野政府委員 現在、二十八年のときのベースというところで行なっておりますので、そのようになります。

○和田(真)委員 二十年間据え置きです、総務長官、一時恩給はね。確かに他の年金額については、いろいろとスライドしていつているかしていかないか議論は別といたしまして、かなり上昇していつているわけですが、一時恩給の場合に、昭和二十八年のこの軍人恩給復活当時から、何らの金額が変わっておられない。二十年間、一番低率の銀行預金にしておいても倍になるのじゃないですか。どうですか。

○菅野政府委員 二十八年のままと申しますか、二十八年のベースをとっておりますのは、これは一時恩給の制度がいろいろ改正をいたされたその結果でございまして、二十八年に復活をしたときには、七年以上の者に限るということであつたわけでございますけれども、それが四十六年の改正で、これはその前に恩給審議会の答申があつたわけでございますが、下士官についても三年以上ということになったわけ、四十六年にそういう改正がありました。そのときに、やはり同

じ審議会の答申で、公職追放者に対する一時金の額を、追放解除時の仮定俸給によるべきであるというところにされましたことと均衡も考慮いたしまして、二十八年のベースで四十六年に改正があつたわけでございます。

○和田(真)委員 金額は改正されていないでしよ。

○菅野政府委員 金額は、ですから二十八年のベースで、三年以上の下士官にやるように法律ができたわけでございます。

○和田(真)委員 実情を申し上げますと、各都道府県を窓口にしたしまして、一時恩給の申請をなさつた場合に、いろいろとこまかいことを、履歴書をさかのぼって思い出させられて書かされて、出したところが一万円か二万円だ、そんなしちめんどくさいことをしてぐずぐず言うようなそんなものゝ要らないというやうなことで、一時恩給の資格があるにもかかわらず、ばかげた話だということ、申請をしておられない方がかなりおると私は思うのですが、厚生省、どうですか、そういうのは把握していないのですか。

○横溝説明員 先生御指摘のように、一時恩給の制度が、額はわずかでございまして、四十六年に改正されました、それで都道府県を通じて請求の促進方を努力いたしましたけれども、いろいろの理由はあると思いますが、進達の結果は芳しいものではないことは事実でございます。

○和田(真)委員 そういうことなんです。ばからしくて手続するのがじゃまなくさい、人をばかにするな、そういうふうに思つておられる一時恩給の該当者がかなり申請をしておられないんですよ、せっかくそういうやうな制度をもつておるにもかかわらず、これはひとつ、額の検討をする必要があるのじゃないかと思うのですが、恩給局長なり総務長官、どうですか。

○菅野政府委員 先ほど申しましたやうないきさつで、二十八年ベースになったわけでございます、四十六年にそういう法律ができておるわけでございますし、そういういきさつなりあるいは一

時金の性格ということから考えますと、なかなか困難な問題を含んでいるというふうに思います。しかし、先生の御指摘のように、額が少くないということとは事実でございますので、検討しないということをおし上げるわけではございませんけれども、なかなか困難な問題があるというふうに思っております。

○和田(真)委員 検討するのかもしれないのかどっちなんです。困難な問題があつてもするののか。困難な問題があるからしないのか。厚生省自身が認めているように、ばからしくて本人はできませんよ。だから、あなたのほうで検討しないというのであれば、進達してこぬほうがいいのかどうかという事です。

○菅野政府委員 もちろん、検討しないというわけはございませんので、いろいろな角度から検討は続けたいと思つてます。

○和田(真)委員 来年に向かつて検討いたしますか。

○菅野政府委員 検討はいつでもやるわけでございますので、もちろん、来年に向かつて検討はいたします。

○和田(真)委員 特にこの一時恩給の該当者というの、俗にいう赤紙による、国民の義務として召集された、職業軍人さんでない人が一〇〇%近いわけなんです。だから、そういうやうなことを考へていただくならば、やはり真摯な態度で、ひとつ来年に向かつて、いま厚生省のほうから言われましたように、なかなかほかでもないというところでありまして、はかどるやうに金額の再検討をこの機会にお願いしたいということを、私のほうからあらためて強く要望しておきたいと思つてます。

さらに、この一時恩給については、法の規定によつて下士官以上です。これも過去のいきさつがおりますが、しかし、戦後二十九年ですが、ほら穴から出てきたり島から出てきたりする時代でございます。やはり内地勤務の人であれば、ちゃんと兵籍もこれあり、ポツダム伍長であるとかポツ

ダム軍曹であるとかということで承認をした人もありますけれども、外地におつて、そのやうな手続もなく、長年兵役に服しながら下士官になつておられない、今度の改正で一年を六カ月というやうに短縮されても、それでもなお該当しない兵のままで終わつておる人もあるわけですね。これを下士官ということに限定をしないで、兵まで波及をさしていくという考えはないですか。

○菅野政府委員 兵にも支給すべきであるという御意見は方々にあるわけでございますので、そういう検討をしないわけではございませんけれども、かつて恩給審議会でもこの問題をいろいろ審議された結果、下士官以上が適当であるということとで答申をいただいたいきさつもございます。ただ、その後兵にも支給すべきであるという御意見もいろいろ方々にあるわけでございますので、今回調査費一千万円を計上して、そういう者の在籍状況等について調査をする予定でございます。

○和田(真)委員 その結論はいつ出ますか。

○菅野政府委員 結論と申しますのが、支給するかしないかというやうな結論だとなつてますと、もう少し先になると思つてますけれども、調査自体は今年度予算でございまして、なるべく早急にやるつもりでございます。

○和田(真)委員 これも、先ほど申し上げました金額の改正とあわせて、同時に結論が出るやうにひとつ努力してもらいたい、こういうやうに思いますが、総務長官、どうですか。

○小坂國務大臣 兵の問題は、一千万円の調査でございまして、ぜひやってみたい、どれくらいの方たちが該当するのか早く調べなくちゃいかぬという考へております。

また、それらの方々に對して、どのような措置をとるかというのを、部内的にもはっきりとした結論がまだ出ておらない状態でございまして、で、なおこうした調査に基づきまして、さらに一般の経済情勢等々にもらみ合せて、十分検討してみたいというふうに思つております。

○和田(真)委員 兵、下士官の差別なく、ひとつ

兵に波及する措置をとってもらいたいことを、さらに付け加えて要望しておきたいと思うのです。それからもう一つは、申請手続ですが、府県から進達をいたしまして本人に裁定通知が行くまで、大体どれくらいの期間かかりますか。

○菅野政府委員 それは、各恩給の種別によっていろいろ違うわけですが、一がいには申せませんが、いま問題になりましたような一時恩給とかそういうものでございまして、私たち恩給局の手元に入りましてからは、二カ月以内で処理をしていることとございまして。一番長くかかりますのは、これは事柄の性質上そうなるわけですが、これは事柄の性質上そうなるわけですが、半年以上かかるような場合もござい

ます。○和田(真)委員 府県が進達して本人のほうに裁定が行くまで約一年かかる、恩給局へ到達すれば大体二カ月ぐらいで本人のほうに裁定通知が行くというのですが、そうすると、十カ月厚生省にあるということになるのですか、どうですか。

○横溝説明員 請求書の進達でございますが、当初市町村の窓口に入りましてから県に行き、主として陸軍関係の資料は県にございまして、そこで資料を整理しまして厚生省に来る。一方、海軍関係のほうは、県のほうに比較的資料がござい

ませんので、おおむね厚生省のほうで資料を整理して恩給局に進達する、そういうふうなことでございまして、県段階で非常に御苦勞なされたための費消時、あるいは本省でさらに補足をしようとするための費消時等がからみ合いますので、先ほど恩給局長からのお話のような一般的な経過日数になつておるわけでございます。

○和田(真)委員 これは、一般的なことを私が申し上げたのですが、これも、やはり恩給受給者の気持ちとして、とにかくもう忘れ去ったときにやってくる、せっかく手続させた以上は——手続をさすまでに、御案内のとおりかなり本人も努力しておるんですよ。スムーズに申請できる者はもう過去に申請してしまつておる。いまやつておる

のは、どうも真実性を伴う証憑書類がないということ、書類が完成しない。だから、あちこち歩き回って、戦友なら戦友をさがし求めて、そして、ようやく資料を整えて申請するわけですね。それで、せっかく進達したのに、一年たたないと本人のほうに裁定通知がやってくる。これじゃ、あまりにも、せっかくの申請者に対して私は申しわけない、こういうふうに思いますので、厚生省におかれても、あまり処理を長く引っぱっておくというか、置いておくというのじゃなくて、かなりの努力をしてもらつて、できるだけ早く恩給局のほうに書類を送達できるというように今後やつてもらいたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○横溝説明員 いま先生の申されましたのは、主として傷病恩給のことについてと考えられますが、今後ともなるべく早くやりたいと思います。ただ、傷病恩給につきまして、いま御指摘のように、御本人がいろいろ自分限りで苦勞して資料を集められる、こういうことにある程度の時間を食つてしまふ、こういうことなんではないかと、進達官庁である厚生省といたしますと、取り扱いはずつとやつておられますと、やはりこのところにもう一本補足資料がないと、まあ言うならばとっていただけない、こういうふうな思ふ場合は、そのための調査に二、三カ月要する場合でも、終局イエスの線でもって努力をする、こういうふうな場面が往々にしてございまして、費消時の長短はもつぱらケース・バイ・ケースといえますか、そういうふうな実情でござい

ます。冒頭申し上げましたとおり、何せ傷病者のこととございまして、なるべくすみやかに進達できようように今後とも努力を重ねてまいりたいと思つております。

○徳安委員長 和田君、もう時間がだいぶ過ぎました。あの方がありますから……。

○和田(真)委員 わかりました。もうちょっと……。

恩給の申請者で、傷病恩給だけじゃなくて普通

恩給についても、信憑性のある書類が整わないために、府県のほうであなたのほうに進達できないという件数は、大体どのくらいあります。○横溝説明員 ただいまのお話は、県のほうで資料が整わないために厚生省に持つてこれられないものはどのくらいあるか、こういう趣旨と解しますと、これは傷病恩給その他普通恩給いろいろ含めまして、兵籍が遺失しながら燃えたりなくなつたりしたというものがございまして、平均的に三、四割あるのではなからうか。もちろん、それは全然だめだということではなしに、手数はかかりま

すけれども調査して、時間がかかつて進達にこぎつける、そういう実情でござい

ます。○和田(真)委員 長官、いま言われるように、現実には兵籍がなかったり、それから外地から戦時名簿を持つて帰ることが不可能であつたり、あるいは特に航空隊であるとか戦車隊であるとか船舶関係の特科部隊に所属しておつた者については、いま真実性を伴う証憑書類が整わないわけなんです。それがために進達できないのは、いま言われたように三割か四割、せっかく受給資格があるにもかかわらず、本人が申請しておるけれども、そういうふうな書類がないために各府県に滞つておるものがあるわけなんです。これは、やはり早くのこと処理しなければいかぬ。なくなった、焼却してしまつた兵籍名簿をもう一度再版するというのもできないし、どうにもこうにもならぬというふうな状況でありますので、ここらあたり、ひとつ厚生省と恩給局のほうで打ち合わせしてもらつて、そして、これをスムーズに進達できるように思ふのですが、どうですか。

○小坂國務大臣 腰だめで仕事をやつてしまふわけにもいかないと思ひますが、いま和田委員のおっしゃつたようなことで、恩給局と厚生省の担当者間で、事務促進についてもう少し話し合いをしていくのはいかがでしょうかと考へております。

○和田(真)委員 恩給局のほうと厚生省のほうと

具体的に早急に打ち合わせしてもらつて、すでに戦後二十九年たつのに、せっかく受給資格があるのにまだ県のほうから進達できない、こういうものが残つておるわけですから、これの解消のために御協力いただきたいと思ひますし、冒頭申し上げましたように、恩給というのは年金の一環であるし、年金というのは生活をささえるというか、生活を保障するというか、それがたてまえのものではなくてはならないわけですから、先ほど来る意見を上げましたように、特に最低保障額につきましては、老後の生活が保障できるように、あるいはそれに近いような最低保障額を、扶助料については率の面を含めて再検討していただきたい、このことを私のほうから強く要望いたします。委員長のほうからせかれておりますので、この辺で質問を終わりたいと思ひます。

○徳安委員長 鬼木勝利君。○鬼木委員 時間に制約されておりますから、いろいろお尋ねしたいことがあるのですが、時間の許す範囲内において二、三お尋ねしたいと思ひます。

今度の恩給法の改正は、この法案に書いてあるとおりで、私が申し上げるまでもないのでござい

ますが、二、三・八割を増額しようというところがあります。これにも書いてあるのですけれども、公務員の給与改善が一・五・三割、恩給と公務員との水準差を二年計画で補てんする、だから、実際は一四・七割だが、七・三五割増額をやる、こういう説明でござい

ます。二年計画で補てんするというのは、どういう意味でそういうことをするのか、まずその点を恩給局長にお尋ねしたいと思ふのです。公務員給与と水準差を二年でそれを埋めていく、補てんするというのは、どういうわけか、そういうことをしたのか、それを恩給局長ひと

つ……。

○菅野政府委員 一四・七の出どころは、いま御質問がありましたことでも明らかでございますが、かつて恩給と公務員給与が同額といひますか、公務員給与そのものを使つて増額をしていった時代か

つ……。

らの差が、途中の恩給審議会方式等によって若干出まして、果積が一四・七となったため、これを要するに、これは格差といえますか、そう考へ方がいいのかどうかわかりませんが、去年から公務員給与そのものによってスライドをするということになりましたので、本年も続けてその措置をとっているわけでございますけれども、したがって、できれば一四・七というものを埋めたほうがよろしいということで、昨年来御議論も承りました。私たち検討の結果そういう措置をとったわけでございます。

ところで、御質問の、一年でやらなくて二年かかるのかという御質問でございますけれども、これは理想としては、もちろん一年でやるのが一番いいことだと思ひますけれども、しかしながら、これは財政的な問題もございまして、他の諸施策との均衡等もございまして、今年を初年度とする二年で実施しようという趣旨でございます。

○鬼木委員 まことにあなたの言われることは根拠薄弱ですね。財源の問題があるなんて、それはおかしいですよ。いまあなたの言われるように、公務員の給与に合はしてやるんだ、こうおっしゃっていらっしゃる、公務員との差が一四・七%あるのを、財源の関係だなんて、冗談じゃありませんよ。これは当然の権利ですからね。それを、かつてに財源が許さぬから、これは二年間でやるんだ。恩給受給者は非常な損失をこうむっている。それじゃ納得できませんね。

○菅野政府委員 財源だけに理由をつけたわけではございませんが、この一四・七の格差というのは、先ほど来申し上げましたような審議会方式をとってきた結果生じた格差でございます。それは、それぞれそのときそのときの法律で改正をされたものでございますので、別に積み残しという性格のものではないというふうに思っております。

ただ、公務員の給与に今度はよりどころを求めたということから申しまして、恩給の基礎俸給の水準というものと現職公務員の俸給の水準という

ものが差があるということはやはり好ましくないので、できるだけこれを補てんしてまいりたいという趣旨のものでございます。したがって、財源はその一つの理由に申し上げましたけれども、われわれも、できるだけ早くということではいろいろ折衝した結果、二年ということに相なったわけでございます。

○鬼木委員 だから、できるだけ早くなんということをおっしゃるけれども、それじゃ当然その差額を一年でやるべきところを二年でやるのはどうなんだ。来年またそれをやるのだ、ところが、一年でやるべきところをまた来年、二回に分けると、その間の損失は、来年それにプラスアルファしてやるのですか。ただその差額の数だけを二分して二回にしてやれば、それでこと足りるということ、受給者は非常に損失をこうむる。その辺のところは恩給局長、どのように考えておられますか。

○菅野政府委員 先生おっしゃる御趣旨はよくわかりますが、当然ご権利と言われました点につきましては、これはいろいろ考へ方がございまして、一がいには申せないと思ひますけれども、これは、それぞれの時点において最も妥当な改正をしてまいった結果でございます。これは、一年でやれば一年でやるのにしたことではないと思ひますけれども、恩給の本年度の全般的な改善措置というものが、それを含めましてかなり大幅なものになりましたので、その部分につきましては、二カ年でやらざるを得なくなったということでございます。

○鬼木委員 すこぶる苦しい答弁のようですが、あなたは当然の権利じゃないと、そういうことを言われましたが、これは年金であらうが何であらうが、一切がござい、あなたの説で言えばそういうことにならず。しかし、国で恩給法というものがある、そして恩給法を改正していく、そしてその差額を払っていく、これは当然の権利ですよ。それは法的にあなたがございければ、そういうあれはないかもしれないけれども、当然受く

べきものなんです。

だったら、あなたにお尋ねしますが、公務員給与にスライドをしていくということは、これは毎たび附帯決議までつけておるのです。近ごろ恩給局長になられたから、前のことは知らぬとおっしゃれば知らぬかも知れぬが、病人の平川前局長をこへ引っぱつてくるわけにはいかぬから、いやしくも恩給局長であれば、前のことくらい調べであると思うが、附帯決議がこれについてスライドするのだということを、私どもはもう毎たびこれはやっているのです。ところが、同じようなことばかりで、附帯決議というものはただ単につければいいのだ、そして担当大臣は、皆さまのついていた附帯決議につきましては、十分意思を尊重いたしまして努力いたします、必ずそう言っているのだ。だから、スライドするということ、これは恩給法の根本になつておるのです。そうでありますならば、あなたのように二年間でやるのだとか、だんだんしていきまうとか、そういうことはおかしいですよ。そういうことは論旨徹底しないですね。

「恩給法第二条ノ二の規定について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度化を図ること」、こうした附帯決議をつけておる。公務員の給与を基準として。だから、この第二条ノ二は、当然これは制度化するべきものである。「年金たる恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」という、このことによつて、これを制度化しなければいけない、第二条ノ二を受けて制度化しなければいけない、法制化しなければいけない、こういうことでわれわれは附帯決議をつけたわけなんです。局長はどういうお考えを持っておられますか。そういう意味からすれば、あなたのいまの答弁は、非常にあいまいな逃げ口上、何ら根拠がないと思うのです。

○菅野政府委員 いま附帯決議並びに二条ノ二のことにつきまして御意見を賜つたわけでございますが、附帯決議なりあるいは恩給法の二条ノ二というのは、私も十分存じ上げております。

そこで、そういう趣旨を踏まえて、幸いにして公務員の給与そのものにスライドと申しますか、公務員給与を基準にする改正が昨年初めて、数年間の恩給審議会方式から脱してできたわけでございまして、その実績を踏まえ、本年も公務員給与そのものを基準にいたしまして増額するような案を提出させていただいておるわけでございまして、そういうふうなことを続けてやっておりますので、ますます制度化というのを法律に規定するという趣旨でございまして、まだ今回はそういうふうになつておりませんが、実質的な中身といたしましては、公務員給与そのものによつておるわけでございまして、この中に一部かもしれませんが、盛られておるというふうに思ひます。

○鬼木委員 ますますもつて話がおかしいじゃないか。あなたのおっしゃるのには、附帯決議のついている趣旨を尊重してやつたんだ、だから、あくまでこれはスライドの法制化と同じことだ、その精神に沿つてやつておるんだから、皆さんのおっしゃるのとおりのこととやつておる。そのようにやるんだから、なぜ制度化をやりますか。ところが、あなたのおっしゃることは、そのようにやつておる、やつておると言ひながら、公務員との差額を二年で払おうとしておるんでしよう。だったら、公務員の給与に準じてスライドする、言うとおりにやつておるよと言つても、やつていないじゃないか。そういう答弁は、私ちよつといただけぬね。大事な根本問題です。全国の恩給受給者はひとしくこの点を望んでおる。総務長官は何かお忙しいようですか、御遠慮ありません、どうぞ……。局長どうですか。

○菅野政府委員 附帯決議の趣旨が一〇〇%生かされているのかというふうな問い詰められますと、そういうふうにはなつていないかもしれないませ

んけれども、いままで先生十分御存じのように、恩給審議会方式という物価と公務員給与の途中の数字をつかまえて、恩給年額の改定を数年続けてまいりました。そのやり方を、まず公務員給与そのものの手法によれという御趣旨がその中に十分含まれていると思いますが、その御趣旨の点につきましては、昨年そして本年、今度提出しております案も、そういうふうになっているわけでございます。

そこで、そういうことならば、かつての公務員給与との格差と申しますか、恩給審議会方式を数年続けた結果たまった格差というものが、一ぺんにやるべきじゃないかという御趣旨かと思いますが、そこは、先ほど来申し上げましたように、それは理想ではございましたけれども、一五・三という数字と、格差自体も一四・七という数字でございまして、これは残念ながら一年ではできないという趣旨でございまして、二年に分けてやらせていただくという趣旨でございます。

○鬼木委員 もう同じことばかりあなた繰り返しているんですよ。ことばの表現の方法が多少違っているけれども、同じことを繰り返しているんですよ。何回言っても同じことは一つこと、ラッキョウの皮むきというんです。だから、これは悪くすれば、あなたが逃げ口をつくったんだ。公務員給与に対するスライド制というものを制度化する、法文化すれば、ぎゅっちりばったいいかぬから、ここで一ぺんにやらぬで、二年でちよこちよこやって手直ししてやっていくんだ、そういうところに逃げ道をつくっておこう。これをスライドしなければならぬぞという法文化、制度化をすると、それで一ぺんにきまるなら、そういうことはできないというので、巧みに、精神は皆さんの精神を大いに尊重いたしております、その気持ちでございますと、そういうことにしかこれは理解できないんですよ。これは根本問題ですよ。

ちです。

これは、恩給局長には釈迦に説法で、もうすでに御承知のとおりでございますけれども、第十二条に「恩給ヲ受クルノ權利ハ總理府恩給局長之ヲ裁定ス」、こう書いてある。しかし、これはまた意味が違ふんだ、これは恩給をどうすべきであるかということの裁定であつて、法文化、法制化のあれでないとお前はおっしゃると思う。まさに解釈はそのとおりだと思われる。ただ、恩給の申請が出た場合にあなたが裁定をするんだ、こういう条文だと思ひますが、それだけの恩給の全責任をあなたは持つていらっしゃるんだから、当然これはスライドすべきだ、毎年毎年こうして附帯決議がついておるんだから、これは、やるべきですというのを、当然あなたは意見を上司にあるいは大臣に具申して、一生懸命やらなければならぬ立場にあるのです。その点の見解はいかがですか。

○菅野政府委員 これは、先ほど来いろいろ御答弁申し上げて、同じことをあちこち言っているというおしかりを受けましたのですけれども、確かに、スライドを制度化するという問題につきましては、両三年附帯決議がなされているわけでございます。まして、先ほど申しましたように、公務員給与によるという形自体は、昨年そして今年の法案で実現をしていると思ひます。それを、それじゃ物価とかあるいは生活水準とか、そういうものと並べられております二条ノ二を、その中の公務員給与だけを抜き出して、それにスライドするといふふうに法律的に書けというところでございまして、ならば、その点は十分検討をいままでもいたしておるわけでございますし、今後もしたさなければならぬわけでございますけれども、現段階において、そういうふうにするというふうに申し上げる段階にはないわけでございます。

○鬼木委員 ほんとうは、この問題は根本ですか

らね。委員長、そうですね。恩給の受給者にとつては根本問題ですよ。もつと突っ込んでやりたいのですけれども、それをやると時間がなくなつて困るので、その次にいきます。これは、どうせこのスライドの制度化を今度ここでやる、あるいはやらなければ、強力な附帯決議をつけるということにいたします。われわれは、他党の先生方とお話し合いの上さようにしたいと思つておる。よろこびますが、局長。

じゃ、その次の問題にいきます。その次の問題は、これも、きょうどなたからつと触れておられたようでしたが、実施時期のズレですね。こまかいことをお尋ねしたいんだけれども、きょうは根本的な問題を二、三お尋ねしたい。

実施時期のズレ、これがまた大きな問題で、これも過去においてたびたびこの内閣委員会でも取り上げてきた。私、まことに微力、ふつつか者ですけれども、参議院時代から内閣委員会一本やりで十年間やってきた。ですから、恩給問題については、毎度皆さん方に御相談を申し上げてきたわけなんです。だから、この実施時期のズレということについてもお話をしてきた。これは、どなたに言つたつてわかることなんです。国家公務員は四十八年の四月から上がつておる。ベースアップになつておる。恩給はこし、四十九年の十月、公務員は四十八年の四月、恩給は四十九年の十月、そうすると一年半のズレがある。これは、もう子供だつてこのくらいの計算はできるはずですよ。一年半のズレがある。おくれがある。これは受給者にとつてはたいへんな損失です。非常な損失です。しかも、これは内閣委員会でも毎度問題になつておる。菅野恩給局長、おれは今度恩給局長になつて初めて聞いたんだとおっしゃるかもしれないが、これは局長、どういふふうに考えておられますか。これも大問題ですよ。簡単な問題じゃない。

○菅野政府委員 先生御指摘のとおり大問題だと思ひます。私が申し上げますまでもなく、先生のほうが御存じなんですけれども、かつて恩給と給与の時期的な問題というのは、給与が上がつて今

度恩給がそのベースに上がるまでに三年かかったり四年かかったり、そういう時代がたいぶ続いたわけでございますが、恩給審議会方式が取り入れられましたあとは、毎年毎年改定がございまして、その時期においては、二年半の格差があつたわけでございます。二年半ありましたのを、昨年の改正でおかげさまで二年分一揃にやりましたので、現在、先生のいま御指摘になりました一年半のズレというふうに接近はしたわけでございます。

しかし、そういういきさつがございすけれども、なお一年半のズレがあるというところで、これは大問題だと言われるわけでございますけれども、このことに關しましては、昨年から公務員給与そのものにスライドをする、公務員給与を指標とするということに相なつた以上は、公務員給与の時期と差が大きくなるのは好ましくないといふふうには思つております。したがつて、これにも、それこそ大問題でございすので、一ぺんにまいるわけはございせんけれども、その大問題のゆえんを十分心に入れまして、検討を続けてまいりたいといふふうに思つております。

○鬼木委員 いまのは案外すなおな答弁で、おおむね良好と思ひますが、しかし、昔のことをあなたおっしゃいましたけれども、昔はそれはそうですよ。いまのようなあいつ人事院勧告なんかありはしませんね。昔は、ぼやぼやしておる者は、二年も三年も俸給が上がらなかつたような者もある。昔のことを言うのじゃなくして、今日の時点において、公務員と一年半もズレがあるということは、あなたがすなおに認められたとおり、まさに大問題だ。大問題だとあなたが認められた以上は、これに対しては、何とかこの差を縮める、あるいは一緒にするといふように十分努力して、その実現をはかるといふふうにお考えですか、はつきりしてください。

○菅野政府委員 実施時期の問題につきましては、十分検討し、努力をいたしたいと思ひます。

○鬼木委員 あなたの御答弁としては、それより

以上に出られぬと思ひますよ、総務長官がいらないからなんです。先ほどのお話のように、財源がどうだとか、実務処理が困難だとか、いろいろなことをよく言ひますけれども、そんなことは言ひませせんよ。いまあなたがすなおに認められて、そして、これは大問題だから大いに御趣旨に沿うように努力する、こう言われたのだから、あとでまた態度が変つて、これは予算の關係でむづかしいとか言わないでもらいたい。昔はよく、実務処理がむづかしいと、とんでもないことをすぐ言ひた。あたりまえだ。恩給をやつておる恩給局の關係職員はそれが仕事だ。実務處理關係でどうだなどということはとんでもない。あなたは、そういうことはおつしや。まことにりっぱな人だ。念を押しておきますがね、そのようにすなおに答へられると非常にスムーズにいく。

次に、局長、お尋ねしますが、恩給法の改正で増額をする。これは先ほど申し上げたとおり、今度二三・八%ですか、これはみな一律に恩給増額になつておるようですが、上も下も全部一律に二三・八%、こういうことですか。

○菅野政府委員 そういうことでございます。

○鬼木委員 そこに私は問題があるんじゃないかと思ふんだ。いわゆる上厚下薄。公務員の給与は、たしか上のほうは一二%、下のほうは一八%というような割合になつておつたと思うが、公務員の給与はおれらには關係ないというやうな顔をしておるかもしれないが、その辺のことはどうですか、調べておられますか。ちょっとそれを参考のために聞いておきましょう。

○菅野政府委員 一五・三%という数字が使われましたが実施されました昨年度の公務員給与について申し上げますと、各等級別に、全部が一五・三%ではございませんで、いまお話しのごさいますように、上のほうは一三%ぐらい、それから一番下の等級については一八・八%というやうな上げ幅でございます。

○鬼木委員 大体私が調べておつたのに間違ひはない。私はそのように解釈しておる。そうします

と、下のほうに厚くなつて上のほうは薄くなつておる。ところが、恩給は一律に、全部一緒に上も下も二三・八%上がつておる。そうしますと、上のほうはべらぼうに上がります。これは、あなたの方のほうからいいたたい表があるけれども、ここにすぐわかるやうに私は上厚下薄と書いておいた。上も下もみな一緒に二三・八%上がつておる。これじゃたいへんなもので、恩給が一律に上がつておるのだから。これは、あなたの方の書類の二九ページから三〇ページのところにずっと載つております。わからなければ私が教えてあげます。ちゃんと載つてゐる。これでは上厚下薄ということとを言われても、私はしかたないと思ふんですよ。だから、そういう点はもう少し考えられるあれはないのですか。これも一律にばつとやつてしまふと事務上たいへん都合がいい、こういうことでやつていらつしやるんですか。何か根拠があるんですか。

上のほうが二三・八%上がるのはたいへんなもので、下のほうは、恩給は年間十万円ぐらゐのもので、二三%が上つたてたことはない。ところが、上のほうの恩給が、百何十万も取つておるのが二三%も上がるんだから。だから、多く上がるのを私は文句言つてゐるのじゃない。多く上がるのはますます上げてもらつてけつこうだが、下のほうがかわいそう。あくまで上厚下薄というところが私は納得いかない。これは、どういふことで恩給だけはそういうことをやるんですか。下のほうの人はずつと上げてもらつて、上のほうの人は幾らか下のほうよりもがまんしてもらふ。現に給与はそうなつてゐる。上のほうは一二%、下のほうは一八%、こういうふうになつておる。

○菅野政府委員 ただいまの御質問でございますけれども、恩給年額の調整というものは、結局、それぞれの方が退職時に俸給年額と在職年数というものを掛け合はせて、それぞれの恩給年額が得られてゐるわけでございますけれども、その実質価値を、その後の社会経済事情の変動に応じてどういふやうにして維持するか、その指標と

して何を使うかということがまさに問題だと思ひます。

そういう意味の実質価値の維持をするときの数字というものは、これは根拠のある数字でなければならぬわけでございますので、人事院報告にございます俸給のアップ率を常に使つてゐるわけでございます。その場合に、一般的にそういうアップ率を使ひます場合には、一定の数字が使はれるやうが、実質価値の維持という点からいって適當であるといふことで、長い間そういうことを続けてきたわけでございます。

ただ、いま御指摘のございましたやうに、率は同じでございますが、率だけいへば、別に上厚下薄でないわけでございますけれども、金額そのものに着目すれば、上厚下薄過ぎるではないかという御指摘だと思ひます。そして、そういうふうなことは、ベースアップの率が大きくなりますと、ますますその金額差というものは離れるわけでございます。この問題につきましましては、いろいろ御議論のあるところだと思ひますけれども、技術的なむづかしさというものもありますけれども、そういうものを、われわれとしても、一五・三というものを一律に使うのではなくて、上をこゝろを下をこゝろいふやうにし、どういふやうに収斂をするかといふやうなことも、十分今後において検討をしてみたいといふやうに思つております。

○鬼木委員 私の言う意味も御了解いただいたやうですが、将来これは検討するといふ御答弁ですから、それより以上私は申し上げません。この問題は、またとくと研究して、いろいろお尋ねしたいと思ふのです。

次に、もう一問題を持つておるものですから、あとがなから先に参りますが、外国政府職員に恩給問題でございますが、過去におきまして、元満州国官吏等の、いわゆる外国政府職員に恩給の通算問題については処置していただきまして、皆さん非常に喜んでおられます。これは、まことにありがたい。日本から満州国に行き、満州国から

日本にやつてきて公務員になつた、そういうやうな方は大体解決がついたわけですね。

ところが、満州一色、初めから終りまで満州、こういう人たちはまだ漏れておるんですね。しかも、抑留されたとかあるいは向こうで重労働させられて拘置されたといふやうな方は、除外されておるんですね。純然たる満州一色ですよ。たとえば、小船で漁業をなさつてゐる方、これは悪い賃金ではありませぬ。そういうやうな方が、たとへば拿捕されてそのまま向こうへ連れていかれた。今度は帰つてくれば、それに対する補償とかあるいは賠償とかいふことを國は払つてやつておる。これはけつこうです。そうしてもらいたたい。ぜひ、そうしてもらはなければいけない。それが、いけなないといふのではない。ところが今度は、片方は國のために働いて向こうへ引っぱつていかれて何もない。片方は個人で自分が商売で行つておつて、拿捕されて向こうでつかまへられた、そういう人に対しては、國が手厚いあれをしてあげておる。これは、けつこう、ぜひ、そうしてもらはなければいけぬが、こういう点から考へた場合に、非常に不合理な面があるやうですね。

それから、公務死亡者の遺族及び公務傷病者に対する恩給法の適用をやつてもらはぬと、これがまだ該当する方が百人以上おられる。これが漏れておる。それから満州一色で、いま言つた受刑、服役者の通算ができていない。これも百名か何百かおられる。それから日滿ケースの仮定俸給、日本から満州へ行つて満州から日本、日滿ケースの仮定俸給の改善がまだこれがほんとうに十分でない。これが三百二十名ばかりおられる。日本から満州、満州から日本といふのは、これは恩給法の適用を以前に受けるやうになつて、完全に救済されておりますが、こういう人たちが漏れてゐる。それは恩給局のほうではおわかりになつておるかどうか、局長。

○菅野政府委員 いまいろいろのケースを御指摘いただいたわけでございますけれども、順次お答えいたします。

満州国政府なり満鉄なり、そこだけにとめて
いる方の取り扱いの問題でございます。これは結
局、恩給制度というものが、日本の公務員を対象
にした年金制度でございますので、その方が人事
交流その他で向こうに移って、また帰ってきたと
いうようなことを踏まえまして、外国政府職員
の期間等を通算するという例外的措置を逐次とっ
てまいっていただいております。したがって、
満州国だけにおられた方、その方がたと
え抑留をされても、全く日本の公務員の経歴
を持たない方々は、それはお気の毒であるとい
うことについては、私も人後に落ちませんけれ
ども、これが恩給制度の中で処理される問題か
ということになりますと、先ほど申しましたよう
な、恩給制度が日本の公務員制度をもしたもので
ございまして、全然公務員期間を持たない方々
に、そういうものを認めていくことができるかと
うかということになりますと、たいへん困難であ
る。むしろ不可能に近いというふうにいわざるを
得ないと思っております。

それから、仮定傳給の出し方の問題でございま
すけれども、これは先生が御指摘になりましたの
は、いまとつておりますのが、日本の公務員から
向こうに移りましたような場合に、向こうの給料
をとるわけにもまいりませんので、日本の公務員
の最後のところをつかまえて、これを日本の
公務員制度の、大抵年間昇給率が四％でござい
ますので、それを複利計算等いたしまして、四・五
％という数字をつかまえて、四・五％ずつ増率を
しているわけでございます。これは、そういう計算
のしかたは妥当であるというふうに、私たちは考
えております。

○鬼木委員 いま、あなたのおっしゃった恩給は、
いわゆる日本の公務員に対する制度だから、純然
たる外国につとめておった人々に対しては適用は
できない。もっとも、おっしゃるとおりだ。これ
が適用できれば、ここでやあや言うてお願いす
るなんというところは要らぬのだから、そんなこと
言わぬでも当然だ。けれども、先ほど申しました

ように、やはり戦時中、国のために向こうの外国
職員として働いた人たちが、あるいはまた向こう
へ抑留されたとかいうような気の毒な人たちが、
今日たくさん——たくさんというのではない。先
ほど申し上げたとおり残っていらっしゃる。それ
に対して何らかの方法で、適用ができないところ
を考えてくふうをしてもう、救済をするのです
から。だから、これは日本の公務員に対しての恩
給だから、それ以外にはできぬと言われれば、こ
れは、もう本で鼻をくくったようなことで身もふ
たもないので、そうじゃなくして、何らかさうい
う気の毒な方々を救う手だてがあるんじゃないか
ということ、先ほど、的確な例にはならなかつ
たかもしれないけれども、個人の商売で逮捕され
た人の場合のことを、これは一例をあげたんです
が、こちらは国のためにやっただ人であるから、そ
ういう点は、何らかの方法を考えるべきじゃな
い。恩給局長のお考えいかんということをお尋ね
した。だから、法的にも恩給はできぬ、だめだ、
それじゃ話にならぬですね。話にならぬでも、そ
う言われれば、しかたがないんだということ
どうですか、もう一度。

○菅野政府委員 話にならぬお話をまたせざるを
得ないのですけれども、全然、一日も日本の公務
員の在職期間を持たない方が、この恩給制度の中
に入ってくるということになりますと、これは、
いま立っておる恩給制度そのものが維持できな
いということになると思ひます。もちろん、その方々
が非常にお気の毒な立場にあるということは、私
も十分認めますので、もちろん、恩給の側として
も先生のお話でございましたので、もう一度十分
検討はしてみますけれども、むずかしいというこ
とはいえるのではないと思ひます。私がお答え
する限りではないのですけれども、恩給制度以外
の救済の道があるのではないかと、いうふうにも、
差し出がましいのですけれども、思うような次第
でございます。

かの形で、あるいは何らかの方法で、陳情がある
いは嘆願とか何か、あるいは書類でもあるいは
直接でも間接でも何でもかまいませんが、私が
言ったそういうお話は、きょう初めて聞かれたの
ですか。過去においてそういうことがあったので
すか。過去においてそういうことがあったならば、
皆さんにどういふふうに御説明しておるか。して
おりますとか、あるいはどういふふうなことでい
ままで応待いたしましたとか、何か過去のあれが
あったら、ちょっと御参考までに……。

○菅野政府委員 お尋ねでございすけれども、
私がいま初耳でお聞きしたということではござい
ませんで、そういうふうな御要望なり御陳情があ
るといふことは、十分承知をいたしております。

○鬼木委員 そうしますと、いままでは、これは
たいへん悪いことばかもしれないが、全部突っぱ
てきたと、こういうわけですね。全然そういうこ
とはだめだ、おまえたちが言うことは、それは筋
違いだということと突っぱねてこられたのか。検
討しようとかいうことを言われて、話はまた
続いておりますのか、全然打ち切っておるか、その
辺のところはどうなんですか。これは大事なこと
です。

○菅野政府委員 もちろん、いろいろ御要望があ
るわけでございますので、突っぱねるとかそうい
うことはもちろんないわけでございます。御主
張なり御意見をそのつど十分承けておるわけ
でございますけれども、この問題に關しましては、
先ほど述べましたようなことで、全く満州国政
府一本やりである、あるいは満鉄一本やりである
という方々が恩給制度の中に入ってくるというこ
とは、きわめて困難であるというふうに思われま
す。

○鬼木委員 あなたのおっしゃったようなほか
に、何かまたこれに対して、心情においてはま
ことに気の毒だから、自分からはそういうことを言
うべき筋合いでないかもしれないが、何らかはか
のほうでどうかする方法はないものだろうかとい
うようなことも考えるというお話です。そういう

意味において、小坂長官にでもお聞きしたいん
だ、まだ姿が見えないので、さすれば、私の時間
は迫ってきているんだが、委員長どうか。——
では、いづれにしても総務長官とは、またお話を
する機会もあると思ひますから、時間になりました
ので、これで私の質問は終わります。どうもあ
りがとうございました。

○徳安委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、今回提案されております恩給
法改正附則第四十七条に關連いたしました、昭和
二十年十月十六日判決されました、横須賀鎮守府
臨時軍法会議における小園安名海軍大佐事件を回
顧しつつ、御質問申し上げます。

その前に、個人的なことでございますが、私と
小園大佐とは、小園大佐がラバウルの航空隊で歴
戦しておりました当時、私もその地で戦い、また、
厚木航空隊の所在地に隣接いたしました第二相模
航空隊に勤務いたしましたことがございます。そう
いう角度から、今回の改正は、そのこと限りにお
いては歓迎いたしますものでございますが、この際、軍
人の名譽に關しまして、政府の見解を明らかにい
たしておきたいというのが質問の趣旨でありま
す。

一番初めに、古い話でございますが、西郷隆盛
さんはどういう名目で、罪になったかならないか
知りませんが、罪にされて、そうしてどういふ姿
でその罪がなくなり、名譽が回復されたか、純法
律的に御見解を伺いたい。

○吉原政府委員 西郷隆盛さんは、明治十年の西
南戦争の役で反乱罪に問われまして、明治十二年
二月二十六日官位を褫奪されました。明治二十二年
二月十一日、旧憲法の発布の際の大赦となりまし
て、同日付で正三位が贈られております。

○永末委員 明治十年反乱罪に問われ、官位を剝
奪されたというの、これは裁判行為でございま
すか、それとも行政行為でございすか。

○吉永説明員 官位を剝奪されましたのは、調べ
てみますと、西郷隆盛は裁判を受けた事実は全く
ございません。

意味において、小坂長官にでもお聞きしたいん
だ、まだ姿が見えないので、さすれば、私の時間
は迫ってきているんだが、委員長どうか。——
では、いづれにしても総務長官とは、またお話を
する機会もあると思ひますから、時間になりました
ので、これで私の質問は終わります。どうもあ
りがとうございました。

○徳安委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、今回提案されております恩給
法改正附則第四十七条に關連いたしました、昭和
二十年十月十六日判決されました、横須賀鎮守府
臨時軍法会議における小園安名海軍大佐事件を回
顧しつつ、御質問申し上げます。

その前に、個人的なことでございますが、私と
小園大佐とは、小園大佐がラバウルの航空隊で歴
戦しておりました当時、私もその地で戦い、また、
厚木航空隊の所在地に隣接いたしました第二相模
航空隊に勤務いたしましたことがございます。そう
いう角度から、今回の改正は、そのこと限りにお
いては歓迎いたしますものでございますが、この際、軍
人の名譽に關しまして、政府の見解を明らかにい
たしておきたいというのが質問の趣旨でありま
す。

一番初めに、古い話でございますが、西郷隆盛
さんはどういう名目で、罪になったかならないか
知りませんが、罪にされて、そうしてどういふ姿
でその罪がなくなり、名譽が回復されたか、純法
律的に御見解を伺いたい。

○吉原政府委員 西郷隆盛さんは、明治十年の西
南戦争の役で反乱罪に問われまして、明治十二年
二月二十六日官位を褫奪されました。明治二十二年
二月十一日、旧憲法の発布の際の大赦となりまし
て、同日付で正三位が贈られております。

○永末委員 明治十年反乱罪に問われ、官位を剝
奪されたというの、これは裁判行為でございま
すか、それとも行政行為でございすか。

○吉永説明員 官位を剝奪されましたのは、調べ
てみますと、西郷隆盛は裁判を受けた事実は全く
ございません。

○永末委員 そうしますと、明治二十二年の憲法発布に関する大赦で名譽回復というの、これも裁判の効力とは無関係な明治政府の行政行為、こういうことですか。

○吉永説明員 先生おっしゃいますとおり、裁判の結果というようなことではございません。一種の行政による不利益を、天皇の大権をもって救済したというふうに解しております。

○永末委員 天皇の大権ではございますが、行政行為、こういうことで理解してよろしいですね。

○吉永説明員 そのように考えております。

○永末委員 さて、恩給法九条二項では、恩給に關する権利の消滅を規定しておりますが、今回の附則四十七条の改正は、これに見合うものだと思います。この四十七条で、恩給なりあるいは遺族扶助料なりを受ける権利、資格の取得ということが定められておるのでございますが、九条二項に、禁錮三年というのを条件にして、禁錮三年以上の者には恩給等の権利を消滅せしめておる。今回の改正は、その九条二項で恩給等の資格、権利を消滅せしめておった者に対して、いろいろな条件がございしますが、それに対して、その権利を取得せしめる、こういうことでございますが、それは純形式的な話なんです。

○菅野政府委員 ちょっと質問の御趣旨がよくわかりませんでしたが、今度の改正は、恩給は、もともとからでございますけれども、禁錮以上の刑を在職中等に受けたときには、その権利が消滅をさせられていたわけでございます。昭和三十三年の恩給法改正におきまして、その中で恩赦になったような方々については、永久にそのまま失権にしておくのはお気の毒ではないかという御議論も出まして、先ほど二年、三年というお話も出ましたけれども、そういうふうな比較的軽い罪を受けまして、その中で恩赦を受けた方々につきましては、それ以後において、年金たる恩給権を復権させるという規定ができたわけでございます。

今度御提出申し上げておりますのは、そういうふうな者の中でございすけれども、さらに終戦後の罪によって、終戦後の軍刑法によって処断をされた方々については、特殊事情があるのではないかとということで改正を御提案申し上げておるわけでございます。二年あるいは三年というものをはずしまして、そういう方々につきましては、恩赦を受けられた以上は、皆さんが権利を回復するという措置をしたいということで、御提案申し上げておるわけでございます。

○永末委員 当初申し上げましたように、私は、これは軍人の名譽に關係する部面が非常に多いと思ひますので御質問申し上げておるのですが、純形式的と申し上げたのは、あなたの答弁にお氣の毒だからと言われる、そんな話かな、そういうぐらゐだけの受け取り方でこういう法律改正が行なわれているのかなというように感じられるわけでございます。もとより十月十六日の判決でございますが、同年十一月一日からは軍関係の刑務所は廃止されるのでございまして、それをわかっておりながら、あの時点で判決をいたしたという事件の政治的背景というものを対して、私は深甚の考慮を払っております。まあしかし、政治的な考慮の議論をいたしても、これは場所ではございません。

伺いたいのでございますが、もちろん小園安名さんについて聞いておりますが、その背景には、六十九名の同様の罪名でもって処断をせられた人々がおるわけでございます。しかし、その象徴的な例として小園安名さんを取り上げているわけでありまして、昭和二十年十月十六日、無期禁錮に処せられ、判決が確定をいたしました。さて、二十五年九月四日に禁錮十年に軽減をされました。それは、特にその刑を禁錮十年に軽減せられるというところでございしますが、理由はこういうことであつたのですか。

○吉永説明員 私が存じております限りにおきましては、昭和二十五年九月四日に、御本人の上申によりまして、たぶん特赦ということに禁錮十年に減刑されたというふうに理解しております。

○永末委員 その本人の上申によって特赦が受けられたというのですが、どの点を認められたのかというところを知りたい。御存じございませんか。

○吉永説明員 この点は、当法務省刑事局の所管でございせんので、申しわけございません。

○永末委員 委員長、この件はこの所管でしような、こういうことを聞きたいときには。

○徳安委員長 さあ、私もちょっとわかりません。――法務省でわからぬですか。

○吉永説明員 法務省保護局恩赦課だというふうに理解しております。

○永末委員 そうすると、これは出席要求が間違つたかね。法務省へ、小園安名さんの事件について質問するという通告はしておいたんですかね。困りますね、セクションが違ふというのですから。来てもらえますか、さっそくでも。こここのところ聞きたい。

○徳安委員長 どうでしょう、時間が六時過ぎましたから。聞いてみていいですけれども。

○吉永説明員 ちょっと速記待ってください。

〔速記中止〕

○徳安委員長 速記を始めて。

○永末委員 その理由を聞きたいのです。もう一つ伺つておきますが、昭和二十七年四月二十八日、大赦令によって赦免をされました。この理由もわかりませんね。なぜ小園安名さんが、この大赦令に該当して赦免されたか、理由があつたと思う。

○吉永説明員 昭和二十七年の政令第十七号の大赦令の中に定められた罪の中に、小園さんの本刑があつたということで赦免されたというふうに理解しております。

○永末委員 そこまで御存じでしたら、罪があつたというのは、何々により無期、海軍刑法第何条、これは五十五條、五十六條、党与抗命罪で無期禁錮に処せられたものとか、特赦によってその罪の軽減を受けたものなんてことばあつたんでしようね。どうなんですか。

○吉永説明員 私の理解しておりますところでは、大赦令の中に、それぞれ大赦にかかる罪が規定されておまして、それに該当したというふうに理解しております。

○永末委員 この辺も、その恩赦課ですか、その人が来ないと正確なことはわかりませんか。

○吉永説明員 ただいまの大赦令に關します私の回答は、ただいま申し上げたとおり間違ひないというふうに思つておりますが、ただ、先生がおっしゃいました昭和二十五年の件につきましては、ちょっとお答えしかねるということでございます。

○永末委員 間違ひなければ、なぜ大赦令に、この小園大佐が処断をされたその理由が書いてあつたかというところを知りたい。全部わかりませんが、どの罪、どの罪と、その大赦令で該当の罪名はこれこれと一覧表がございすか、あつたら見せていただきたい。

○吉永説明員 昭和二十七年四月二十八日の政令第十七号の大赦令に該当しております罪名を見ますと、海軍刑法につきましては、以下除外というところで、たとえば暴行、上官殺死、上官殺害、同条子備というような罪名がずらりと並んでおりまして、それ以外は大赦にかかるといふふうになつております。

○永末委員 特赦の話は、あとで来られたときに伺うとして、待つておつてもいいじゃないから、時間の節約上進行いたします。

今回の恩給法の附則改正によりまして、この小園安名大佐の未亡人は遺族扶助料をもらえることになる、このように解釈してよろしいか。

○菅野政府委員 いま私たちのところにございす資料だけでございすけれども、それによりまして、御遺族に扶助料がまいるということになろうかと思つております。

○徳安委員長 いま向こうから当該課長が来るそうですから。

○永末委員 どうしまししょう、待つていまいしょうか。

○徳安委員長 いや、それ以外のものがあるので

したらどんどんしてくださいよ。何しろまだあとがつかえておりますから、すみませんけれども。

○永末委員 さて、刑は無期禁錮というぐあいになりましたのでございますが、小園大佐は、そのときに従五位勲三等功四級海軍大佐でございまして、西郷隆盛さんも官位勲章になったのでございまして、この小園安名さんは、その判決がありましてから、どういふ法律でこの従五位勲三等功四級海軍大佐というものがなくなったか、ひとつ御説明願いたい。

○吉原政府委員 勲三等に関する限り申し上げますと、明治四十一年十二月二日勅令第二百九十一号勲章規程令というものがございまして、これによりまして勲三等は撤廃されておると思ひます。

○永末委員 あと従五位というの功四級というのと海軍大佐というの、どうなっているのでしょうか。

○吉原政府委員 海軍大佐というのは、ちょっと私どものほうではわかりかねますが、この勲章関係につきましては勲章規程令でございまして、功四級というのには正確な資料もございせんが、やはりこの当時におきましてこの勲章規程令によつたものと思ひます。また従五位につきましても、これは位階令で、こういう場合につきましてもは行なうことになっておると思ひますが、この位階令につきましても、所管が当時は宮内庁、いまは内閣官房人事課ということでございますが、私の知るところでは、十九年十二月一日従五位になられたことにつきましても、取り消しはなかつたように聞いております。

○永末委員 これ、わかりませんか。いま賞勲局長の御説明では、従五位というのについての取り消しはなかつた。無期禁錮の判決を軍法会議で受けた人に対して、位階に関する取り消しはなかつた。これ、重要なところでございまして、確定したものと承つてよろしいのか、あるいは確定をしていただけるのか、いかがでございましょうか。

○吉原政府委員 いま申し上げましたとおり、勲

章につきましては総理府賞勲局の所管でございまして、位階令は宮内庁から内閣官房人事課に移るちょうど過渡期のときではなかつたかと思うのでございまして、その辺につきましても、先生からの御質問もございまして、至急その調査方を依頼はしてございまして、従五位取り消しがなかつたのではないかといいぐあいに承つております。

○永末委員 このところ、ちょっと重要な点でございまして、委員長、なかつたかやうな

○徳安委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○徳安委員長 速記を始めて。
○吉原政府委員 位階につきましては、取り消しにつきましては、私も所管ではございせんが、内閣人事課の所管でございまして、位階令、これは大正十五年十月二十一日勅令第三百二十五号でございまして、その第七条、第八条、特に第八条に、「有位者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ其ノ位ヲ失フ」という条文がございまして。したがしまして、私、念のため、先生からの御質問がありましたので、担当官を走らせまして人事課に照会しましたところ、私がここに出てまいりますまでの段階におきましては、どうも十九年十二月一日の従五位を取り消していないというふうには伺つてまいつたわけでございます。ただし、これは責任あるお答えということはちよつとできません。

なぜ、それだけ位だけ取り消しなかつたのかというのを念のために聞いてまいりましたところ、その当時位階の所管というのは、宮内庁から内閣官房人事課のほうに移つて、その過渡期であり、かつ、終戦直後のかなり事務的に混乱しているというふうな状況であつて、そのままになつておつたのではあるまいかというの、単なる係官の個人の意見ではございまして。

○永末委員 いまのように、敗戦後の混乱期の話なので、どのように行政措置がなされたのかは、

なかなか調べになつてもむづかしい問題かもしれません。

さて、そういうことでございまして、最悪の場合を仮定いたしまして、従五位という位階が剥奪されておつた場合、そしてまた勲三等という勲等につきましても、これは勲章規程令で剥奪されておる、こういう話でございまして。

さて、今回の恩給法改正の精神を考えますと、なるほど判決は、最終的には大赦によつてその効力を喪失した、こういうので、本人は無期禁錮の刑を果したことなくしゃばに帰つてきたわけでございますけれども、今回その中から、いろいろの条件はございまして、特に恩赦に関連したものについての恩給権等、したがつて遺族には遺族扶助料等取得する権利を認めるよう、こういうことでございまして、私の感覚から申しますと、なるほど昭和二十年十月十六日に判決ということはあるけれども、それ以前に該当事者が持つておつた権利というものは、そのまま認めようではないかという趣旨ではなからうかと思ひます。でございます。そうでなければ、本人はもうすでに昭和三十五年十一月四日に死亡いたしておられますから、恩給権の回復は論ずることはできませんけれども、遺族に扶助料を与えられる、こういうことにはならないと思ひます。

しかし、問題は、一体戦後の日本が、そういう金銭的な解決だけでいいのかどうかというところ、私は一つの疑義を感じております。したがつて、いま執拗に伺つておりますのは、本人はこの裁判がございまして、数々の戦犯に従事したというところによつて功四級を与えられておる。また軍人としての経歴が、相当年数たつておりますこともあつて、従五位に叙せられ、勲三等をもらつておるといふ実情でございまして、もし今回の恩給法の改正が、判決は判決としてそれは法律的事実でございまして、これを消すには法律的な行為といふものはなかなかむづかしいかもしれませんが、その他の本人の事項について、いま権利回復をやろうとしておる、しかも金銭的な面におい

て権利回復をやろうとしておるのが本法律だと考えますと、その他の面においても、何らかの方法で本人の名譽を回復する方法はありはしないだろうかというのを考えましたので、位階はどうなつたか、勲等はどうかというのを御質問申し上げておるのでございます。

さて、その一つの手がかりとして、特赦の理由というものが明らかになれば、昭和二十五年段階においても、この判決に対してのある種の政府としての反省が加わつたればこそ特赦が行なわれたのではなからうか。それでその理由を伺いたい、こう思つたのでございまして。ただ、与えられた時間がいふ進んでまいりましたので、位階のほうと勲等と分けまして、もし私の申し上げたようなことが、この法律改正の基本に流れておるといたしますと、もし勲三等されたとして、位階を回復する方法、勲等を回復しないし、本人は相当年限その当時の海軍に勤務をいたしておりますから、それに相応する待遇を受ける方法、こういうものは現政府において考えられるか考えられないかというのを、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 小園氏の問題につきましては、今回の恩給法の一部改正によりまして、御指摘のように、恩給というの金銭的とおっしゃればそれまでと思ひますが、しかし、恩給で復活したということは、これは小園氏の名譽回復には具体的ななあかしになるとわれわれは考えております。

また、位階につきましては、人事局の調査だと、十九年十二月一日の従五位というものは取り消されてないというわけでございます。勲章のほうは、遺憾ながら勲章規程令というものが現存してありますので、これらの問題については、さらに考えていかなければならぬと思ひますが、一般的に申し上げれば、小園氏の名譽回復は、今回の恩給法の改正によりまして、まず第一段階は到達されたというふうなわれわれは認識しております。

○永末委員 小坂長官も昔、海軍に勤務されておつたこと何つておりますが、歴史というものは流れとともに忘れられていくものでございまして。し

かし、歴史を忘れた政治というものは、必ずその国を破るのであります。私は、古いことばかり覚えておれというのではございませんが、その歴史の流れにおいて、国を守る者に対して、なるほど戦いの勝負というものはございませうけれども、政府、政治権力というものが一体どう過したかというところは、もうあのような戦争はないと思ひますけれども、政府が現存する限りにおいては、やはりそれらの日本国民の行為に対して、正當に取り扱うべきものだとは確信をいたしております。

したがって、いま長官から、位階、従五位というものは消えていない、けつこうなことだと思ひます。勲等につきましては、今回の恩給法改正で名譽回復の第一段階は終わった、やった、こういうお話でございます。だいたいたすと、勲等についても、なお積極的に小園大佐の名譽回復、これは、ほかの旧軍人にも該当し得る問題だと思ひますが、政府としてはお考えになる姿勢は持つておられる、このように解釈してよろしいか。

○小坂園務大臣 いま永末委員の御質問の御趣旨はよく理解できますが、この場で直ちにそのような行動をとるといふことは、なお内部的な検討を慎重にいたしませんと、申し上げられない点は御了解いただきたいと思ひます。

○永末委員 慎重に答えられましたが、長官のお気持ちの中には、それは長官が言われますとやらねばならぬことになりませんが、第一段階ということばの中に、第一段階をやればそれで終わりではございせんので、十三階段はいけませんけれども、第二段階も第三段階もある、このように私はことばの含意を受け取ったのですがそういう含意を受け取っておるといふ状態でよろしゅうございませうか。

○小坂園務大臣 小園氏の場合におきましては、やはりいま永末委員が申されたような、終戦時の一つの非常な混乱した時点の中における、国を守るという善意の行動であつたということが認識されたわけでありませう。同時に、今回の恩給法改正によりまして、小園氏の名譽回復が具体的に社会

的に可能になったというふうに考えております。さらに、勲章につきましては、先ほど来申し上げておりますような勲章勲章令というものがございまして、これの運用がこの場合にどのように適用されるか、さらにケースを十分検討いたしませうと、はつきりとしたお答えを申し上げられないというところを率直に言わせていただきます。

○永末委員 先ほど委員長にお願いをいたしておきました、昭和二十五年九月四日の特赦を受けました理由がわかるような書類の提出を、ひとつあつてぜひしていただきたいというところを留保いたしまして、いま言外に総務長官の意向のあるところも、私にとつては了解できたように思ひますので、質問を終わります。

○徳安委員長 上原康助君

○上原委員 もうすでに多くの先輩、同僚議員のほうから、提案されております恩給法の一部改正について質疑がなされておりますし、時間もかなり経過しておりますから、できるだけ簡潔に、四五点お尋ねをさせていただきたいと思ひます。若干同じような内容の質問になるかと思うのですが、私のように純真な委員が質問するとお答えも変わるかと思ひますので、その点、御了承をいただきたいと思ひます。

そこで、昨年も少しばかり触れたのですが、いろいろ質疑応答を聞いて感ずることは、まず恩給とは一体どういうものなのかという点が非常にぼかされているような感ぜられます。そこで、やはり社会保障の一環として、あくまで老後の生活保障もしくは残された遺族なり家族なりの生活保障という立場から、恩給の内容といふものも考えなければいけないのじゃないかという感を強くいたします。生活保障という面からとらえますと、やはり最低限の生活費をどうするか。一体、七十歳以上の老人の場合、あるいは六十五歳以上の老人の場合、一人暮らしの場合は、どの程度の生活費がかかるか、あるいは標準世帯の場合ですと幾らかかるかという点、最低生活保障プラスアルファという概念が位置づけられると、もう少し

すつきりした恩給のあり方あるいは社会保障ということが考えられると思うのですが、そういう点については、恩給との関係において、恩給局はどうお考えになっておられるのか、この点をまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 恩給の性格なりあるいは社会保障との関係でございませうけれども、これは恩給法そのものに定義がございせんので、法定的なものにはございせんけれども、恩給といふものが、公務に忠実に勤務をした者、公務員あるいは遺族に対する、そういう長い忠実な勤務に対する国の保障という性格のものであると思ひますので、広い意味では社会保障という概念に入ら思ひますけれども、いわずの普通使われておりますような社会保障といふことになりませうと、これはその範疇と必ずしも軌を一にしないのではないかとこのように思つております。

一体、どの程度のものがあれば、それは社会保障であり、あるいはそれ以上のものはどのくらいなのだといふ問題は、非常にむずかしい問題でございませうし、われわれもさらに勉強しなければならいと思ひますけれども、現在の段階においては、恩給の性格がそういうものであると思ひますので、恩給の金額をいろいろはじきましますと、特に低額恩給の是正といふものに重点を置いて、これからもやっていきたいといふふうに考えております。

○上原委員 もちろん、恩給制度ができたその沿革なり、今日の時点において、直ちに社会保障制度に一本化していくといふことは、わが国の社会保障体系からも非常に困難があるといふことは、私も私なりに理解をいたします。しかし、いま局長も御答弁ありましたように、現在のような形で恩給法といふものを後生大事にしていこうというお考えはないかもしれませうけれども、もうほとんど軍人恩給に該当者も狭められてきているといふようなことなど考えますと、やはり将来の見通しといふことも、社会保障体系の整理という面から考えますと、生活保障といふ概念に発想の転換といふものが私は迫られていると思ひます。そう

いう方向づけといふものを、より明確に導入していくといふお考えはないのですか。

○菅野政府委員 恩給の持つております性格の中で、その社会保障的な機能といふものも次第に重要性を増しておりますので、恩給の性格の中ではございませうけれども、いま言いました最低保障なり、低額恩給の是正なり、その他もろもろのことがあつたと思ひますけれども、そういう点で機能的な面を含めまして、そういう方向づけと申しますか、そういう改善を続けてまいりたいといふふうにしております。

○上原委員 若干前向きな御答弁かと思ひます。恩給にしまして、各種年金制度にしまして、問題は老後の生活保障といふことによりウエートが置かれつつあることは間違いないと思ひます。

そこで、総理府はたしか老人問題の対策の窓口でもあると私は思ひます。特に日本の最近の人口動向からしまして、もう平均寿命が七十一歳をこえている。昭和六十年代になりますと九・五％ないし一〇％以上で老人人口といふものがふえていく、こういう面からしても、いま福祉元年といふいろいろな言われてはいるわけですが、国民年金にしても、厚生年金にしても、各種年金そのものが生活保障費という額に達していない、基準に達していない。そこが今日の恩給ないしは年金問題の最も大きな争点だと思ひます。そういう意味で、将来の老人対策という面——老人対策と言つたら、ちよつと失礼ですが、老人の方々がやはり安心して老後の生活を営んでいける、単に生活をするといふことじゃなくして、やはりそこに生活のある生活環境といふものを考えた場合に、この老人問題を含めて年金制度といふもの、恩給といふものは、きわめて将来の大きな政治課題であり、また解決をしていかなければいけない問題だと思ひます。

そういう意味で、先ほど私が若干指摘をした点と関連をさせて、特に総務長官はそういう面の責任者でございませうので、老人問題なりあるい

は年金制度について、どういふ方向で今後より積極的に改善をしていこうとおられるのか。私は、最低生活保障という場合に、少しばかり触れましたが、単に、たとえば七十歳以上の老人が一人生活をするには月二万五千円要するんだという、それだけの保障をすればいいということでは、社会保障というのに値しないと思うのです。やはりそれにプラスアルファ、若干のポケットマネー的なもののゆとりがあって、~~孫さん~~や自分の家族に対して、ときおりは老人としてのサービスもできるというようなゆとりのある保障制度という水準まで引き上げなければいけないと思うのです。そういう面をあわせて考えました場合に、いまいろいろ年金問題が言われている、あるいは弱者救済だと言われているんですが、きわめて乏しい改善にしかたっていないということなどを考えますと、これは厚生省の所管でしようが、関連をいたしますので、長官の御所見と、今後の決意のあり方をお聞かせいただきたいと思います。

○小坂國務大臣 上原委員のただいまの御所論は、私もまことに同感であります。特に、日本の社会が老人化したとき、あるいは寿命が長くなるというようなことから、六十歳あるいは六十五歳、七十歳というものの年齢層の方が、これからどんどんふえていくことは事実であります。それが、ただいま議題になっておりますこの恩給問題だけから見ても、今年度の恩給法の改正の三つの柱がございまして、これは、前国会におきまして、当委員会において強く要望されたことの実現を目ざしての改善でございますが、御承知のように、第一点は、まず生活安定ということのためのベアスアップの土台を、公務員給与ベアスアップにスライドするということでありますし、また過去の差額については、それを二年間でありますが、調整をしていくということ、それからもう一つ重要なことは、三十二万人を対象にしての最低保障制度を今度新しく拡充したいということ、これなどは、いま御指摘の老人問題に対する恩給の持つ一つの意味合いを具体的に表示したと思います。

さらに、七十歳以上の高齢者に対する対策も、同様にこの改正案の中に盛り込んでおるわけでございます。私は、この三つの大きな改正点を踏まえて見ていただくなれば、今後の恩給行政というものは、大体その方向に向く、いま上原委員の指摘されたような方向に進むのだということが、性格としては明確になりつつあると思います。

これは、ほんとうの試算でございますが、現在恩給受給者の数が二百六十八万人おりますが、十年後になるとどういふ変化があるかということも、一応恩給局で調べてもらったわけであります。十年後になりまして、恩給受給者の数は二百十七万人でございまして、なお二百万人以上の方々が恩給受給者であるという事実でございます。したがって、四十九年におきます一つの恩給行政に対するスタンスというものは、五年後になってもあまり変化がない、十年後になってもあまり変化がないということを踏まえますならば、いま申し上げた三つの柱を中心に、恩給の本来的なたてまえというものは、るる申し上げていくように、その人の最終月給額と勤務年限を掛けたいという、そうした計算方法を母体にするものであります。それに加えて社会政策的な配慮、老人政策的な配慮というものを今後は色濃く盛っていくということが、正しい方向ではなからうかというふうに考えております。

○上原委員 この点は、きょうは十分の議論ができませんが、大体の長官の考え方についてわかったような感があります。これからの恩給問題、私は、恩給ということ自体が、われわれ若い世代の立場からすると、非常にしっくりいかない感を受けざるを得ない面もあるんですね。社会政策、社会保障という概念で、どういふ制度に当てはめられようか、最低限度の生活が保障されるということであれば、別に別々の社会保障体系、制度を持つ必要はないわけですね。しかし、それとて先ほど申し上げましたように、すぐ一挙に解決できない、体系を整理できない経緯がありますので、そこまでは触れませんが、問題は、老後の生活保

障ということと、恩給面からしますと、特に扶助料の問題なり、軍人恩給の場合ですと、その遺族のめんどろをどう見るかということにより重点を置かなければいけない問題であるという点、そして今後の人口動向など考えてみました場合に、われわれだてあと三十年すれば国のめんどろになる。みんな人間一応は年をとるわけですから、そういう長期展望に立つて社会保障全体の問題、恩給問題というものを位置づけていかないと、現在のワケ内だけでいつもとらえておったのではないかなのじゃないのかという点を指摘しておきたいと思ひます。

そこで、きょうは長官も何か七時二十五分ごろから御用があるようですから、できるだけ私の質問もしほって、それまでに終えたいと思ひます。先ほどからいろいろ議論されておりますが、繰り返しませんが、確かに一昨年、昨年の恩給改正の方向を見て、いま長官が述べられた三つの要素といたしまして、それを基礎にして恩給の内容を変えていくという方向づけは若干出てきたと思うのです。しかし、だからといって、私たちの立場からすると、今度提案された内容で満足するというわけにはまいりません。といいますのは、あてえ多くは申し上げませんが、そういう方向づけはされてきたにしても、一体それを法制化していく、スライド制の問題にしても、あるいは物価の上昇度合い、生活環境水準というようなことを考えていった場合に、やはり単なるそういう方向づけをやっていくということではなくして、明確に法制化をしていく、制度化をしていくというところまでお考えになつていくのかどうか。先ほど来いろいろ議論がありましたが、まだどうもそこまでは踏み切れない、今後も検討するというようなきわめて抽象的な御答弁しか得ていませんが、私は、すぐ今年度でできないにしても、来年あるいは二年あと、三年後、そういう若干のステップは踏んでいくにしても、法制化していく、制度化していくということを確立していく姿勢というものは、明

らかにしておいて差しつかえないと思うのです。その点については、どうお考えなのか、あらためて御答弁をいただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 お答え申し上げます。先ほどから申し上げますように、直ちにこれで法制化をするということには、なお内部的にも、また政府といたしまして、十分検討しなければならぬ点が多々あるわけでございまして、したがって、いま私がここで、法制化をいたします、三年後にはいたしますというようになことを、はっきり申し上げるまで煮詰まっておらないことは事実でございます。その点は上原委員も歯がゆいと思ひいで、いろいろと御質問いただいていると思ひます。

私は、もう一つの面から見て、はたして賃金スライドということがいかにどうかというところも、もう一回フリーな立場で考えてみたらどうか。一方におきましては、現在の物価上昇というものは、確かに人事院の給与勧告の中で十分検討されて給与勧告が出ておりますから、これを借用していくということは、一つの大きな柱だと思ひますが、また一方からいいますと、物価上昇というものを、私たちは今年じゅうに何とか鎮静をさせたい。高い水準であっても、はなはだしい動揺を来さないような施策を全力をふるっていまやっているわけでございまして、そうした面から見ますと、はたして恩給審議会において議論されましたように、賃金と物価情勢というものを両方踏まえて、そうして上昇率をきめていくという考え方が、必ずしも私は、これ全く旧式でとるに足らないという議論にはならないのではなからうか。この点につきましても、今後の物価情勢というものを、われわれ自身としてもっと検討しながら、十分踏まえていく必要があるのではないかと。

賃金スライドを法制化しますと、それではもしも成長率がとまって、そして実質成長率が上がらない、したがって賃金も上がらないということだつてあり得るわけでございまして。私は、そうした長期的な国の方向というものを、もう少し検討し

た上で恩給問題、そしてまた、他方からいえば、他の所轄庁の所掌しております一般的な社会保障制度、そうしたものをじっくりと検討していく必要がある。ただ、現時点におきましては、委員が仰せられるように、物価スライドよりも賃金スライドがよろしいし、また、その格差はなるべく早く思い切つて詰めてしまえばいいということとは、私は異論のないところであります。

しかし、一方から申しますと、実は恩給費なるものが、今年度の予算におきましても五千二百七十七億円になっております。これは一七兆の一般会計支出の中で三・一％を占めております。こういうように恩給費が国の財政そのものにとつて三・一％のウェイトがあるということも、同時に今後の問題点を考える場合に、きわめて重要な一つの指標ではないか。もちろん、一般会計支出と恩給費との間のバランスというものは、多い場合は九割ぐらゐったときもございします。平均すると、ここ十年來は大体四から三というところでございます。つまり、非常に大きなウェイトを占めておるといふことでございまして、こうした大きなウェイトを占めておればこそ、先ほども、その差を二年で詰めるとは何だというたいへんおしかりを受けました。財政的な面から見ますと、この三・一％の負担をしておる恩給費について、やはりそれなりの配慮が必要ではなからうかという点も私は考えておるわけでございまして、もちろん、恩給受給者がしあわせになつてほしいといふことが、われわれの恩給政策の基本であることはもう疑う余地もございせんが、いろいろな事情を十分勘案しながら、上原委員の仰せられるような方向、そしてまた、われわれがいま考えておる方向を実現していきたい、そのように考えております。

○上原委員 私も別に、ただ増額をすればいいというだけの立場で言っているわけじゃないのです。あとでもう少し中身に触れますが、ただ、いまの長官のお答えをすなおに受けると、予算が相当膨大である、あるいは予算全体に占めるウェー

トもかなりのパーセンテージになつてゐる。そういうことだけを強調されると、いまこそ法制化しておかぬと、ただでさえ公務員賃金との格差が一年半以上あるわけですからね。それをむしろ法制化しておつて、少なくともその水準に完全にならしていった後にどうするかという議論であればいいわけですが、またあと戻りをしないとも限らないのじゃないかという懸念を持ちますので、その法制化、制度化を前向きにお考えになつていただきたいということ、強く要求しておきたいと思ふのです。

そこで、もちろん物価にウェイトを置くのか、あるいは賃金スライド両方を含み合わせるか、これも議論の分かれるところでしょう。いろいろあると思いますが、一五・三％といつても、公務員賃金は昨年は一五・三九なんだ。○・〇九は皆さん切り捨てた。なぜ切り捨てたかも知りたいのですが、そういうこともあるという点も指摘をしておきたいと思ふのです。

そこで、内容ですが、今回、普通恩給の最低保障額をあらためて設けたということ、確かに前進かと思ふのです。その前に、先ほど鬼木先生も触れておつたのですが、私は、いわゆる一律二三・八％を上から下までずっと画一的に増額をしたといふことは、やはり矛盾が生ずると思ふのです。もし、いまのような方向で、今回公務員賃金が三・〇％前後の勧告がかりに出たとすると、またさらに三・〇％べたに上から下までやられたんじや、これはもう上下の、いわゆる上厚下薄というものはますます太っちゃう。これもきょうここで多くは詰めますが、ぜひ検討していかなければいけない問題ですよ。皆さんいろいろやつておられて矛盾も感じていると思ふのです。少なくとも上中下三段階ぐらゐに分けて——上中下に分けるかABCのクラスに分けるか、下のはうにもっと厚くしていく。生活保障という立場から考えると、下のはうに厚くするというのが最近の賃金の改定でもあるわけでしょう。

なぜ労働組合が一律要求、いわゆる二万円要求

なら二万円を全部一律に上積みしろという要求をするかというようになども考えた場合に、体系上そうはいかないにしても、そのでこぼこは直していかないと、今後大きな矛盾が出てくる。今度でさえ、あえて数字は申し上げませんが、上のほうと下のほうとは、たいへんな格差が年々開いてきているわけですね。それは今後は正をしていくお考えがあるかどうか、あるいはいまのようなにめんどくさいから、そうしちやえというような方向でやるのかどうか、その点は、ぜひ局長のほうから明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 私たちは、現段階においては一律方式というのは、それなりに非常に意義があると思ひます。しかも、この方式をとりましてかな年年限を設けているわけですが、ただ現在、御指摘のように、特に三・〇％という大幅な上昇がございしますときに、それが一律であつた場合にはたしてどうなるのかといふことは、われわれとしても重々心にとめておかなければなりませんので、この場でどうこうということには申し上げられませんが、あらゆる角度から検討したいと思つております。

○上原委員 いまの点は、今回の改定内容を見て、検討に値するといふお考えはあるといふふう

に理解してよろしいですか。

○菅野政府委員 いろいろな角度から検討をするといふお答えを、繰り返さしていただきます。

○上原委員 なかなか慎重なんです、いろいろの角度から検討するといふことは、私が申し上げていることも含めて是正するといふ検討じゃないと、検討してみたらやっぱり一律しかなかったといふことになりまして、これは、たいへんな矛盾になりますので、そこは、長官のほうもぜひ心にとめておいていただきたいと思ふのです。いま数字をもうあげませんが、たいへんな格差になります。

それであと一点、最低保障額を設けているわけですね。六十五歳以上の者ですと、最短恩給年限

以上の方が、現行の十三万四千四百円から三十二万一千六百円になつてゐる。これが一つ。いま一つは、九年未満の方で、従来なかつたのが十六万八千四百円というのが出てきてゐる。これは年額です。から、月にするとなぜか一万四千円です。一体一万四千円で生活ができるのかといふと、生活保障給という面からすると、最低保障額は設けたとはいへないが、あまりにも生活費保障といふには値しない。なぜこゝろいう数字になつたかといふこともお聞かせいただきたいし、まあ、一応今回は制度化したのだといふところに皆さんはその評価を見出すかもしれませんが、先ほど私が言いましたように、こういう底上げをすることが、本来の恩給制度の改定なりあるいは社会保障という点、生活保障という面からすると、やるべき大事なポイントだと思ふのです。しかも、靖国じやありませんが、遺族を大事にしようなんという方々が、一体この扶助料は何ですか。普通扶助料八万四千円。大体月六千七百円で生活しないといふたつてできっこない。こういうものををんと上げろといふなら、社会党も賛成だし上原も賛成なんだよ。こういうことをやらないで、あつたは亡霊にしか祭りをしようなんといつて、あつたは亡霊にしかならない。これは、どういふお考えでこういう根拠になつたのか。今回はこゝろいうあれなんだが、将来においてはこゝろいう底上げをやるお考えがあるのかどうか、明確に答弁をしておいていただきたいし、先ほど私が上厚下薄を直すと言ふのは、そういう点も含めてなんです。

○菅野政府委員 三十二万一千六百円なりあるいは十六万八千四百円というは、先ほど来御議論がございしますけれども、共済年金あるいは厚生年金といふものの最低保障額を一応参考にさせていたただいた額でございまして、その額自体は、今回はかなり大幅な引き上げになっておりますし、短期に職者については、新制度の新設ということになつておるわけでございしますが、ただ、その額自体が、これで理想的な数字であるといふつもりはもちろ

し上げておきますように、大臣も申し上げたように、今後の恩給問題の一つのポイントは、何といましても低額恩給の是正ということだと思ひますので、先ほど来お話しがありましたものを含めまして、将来とも検討してまいりたいと思ひます。

○上原委員 おことは返すようですけれども、理想でも何でもないので、わずかに芽が出たというようなことじゃないですか。いまお互い自體考えても、一万四千元や月六千七百円で、これで恩給を与えていまして、社会保障でめんどろ見ていますといえないわけでしょう、實際問題として、そこに日本の政治の貧困があるのじゃないですか。そういうところは、もっと重点的に解決をしていっていかないと、ますます矛盾だらけの内容の恩給になっていく。ほかの年金の内容との関連もあつてそういう額になったと言ひわけですが、本来は恩給が先行しておつたはずなんです。何も厚生年金やほかの老齢年金とか、そういうものに右にならえする必要はない。いいことはどんどん先走つていいのだ。どっちもこっちもそのものだけを見ておつては、いまの社会保障というのは進歩しませんよ。四次防で五兆円や六兆円使つては、三・一%を、三・三%、三・六%、一〇%と持つていてもいいじゃないですか。そのくらい積極性がないと、いまの社会保障問題というのは、私は前進しないと思ひます。(発言する者あり)そこにもひとつ心にとめておいて、これからがやがや言つておる方もいるのですが、ぜひ抜本的な解決をはかつていただきたいと思います。長官、そういうことで今後改善していられるというあれでよろしいですね。

○小坂國務大臣 恩給が前は、ほかよりまいへんよかつた、最近ではほかのものに追い越されたというわけでありまして、こういう社会保障的なものは、平準化ということはやむを得ないことじゃないかと思ひます。それが、いろいろ具体的な事例にあつて修正を要求されてくる、それに対して対応していくことになると思ひます。もちろん、そのテンポがたいへんにおそいという御

不満はよくわかりますし、また、われわれといったしましても、財政の許す限りにおいて、その問題の解決に努力したい。またもう一つは、配分内容につきましても、今後は十分考へていっていいのじゃないかというふうにも思つておられますが、これもなお内部的にも詰めてまいりませんと、恩給法そのものの基本的な成立の長い歴史がございまして、ただそれを、現時点で生活の問題だけで修正するといふわけにもいかない面があることは、上原委員も御承知のとおりだと思ひますが、そのような方向を決してわれわれは見失つておるつもりはないし、今後は、その方向に努力して実現に向かつてまいりたい、そのように考へております。

○上原委員 その点は、私も一応は理解をしながら申し上げているつもりでありますので、より生活あるいはその他の面でお困りの方々の生活保障というのを、どうしていかうかというところに主眼が置かれないといけないということを強く申し上げておるわけですから、その点、特段の御配慮を願ひたいと思ひます。

そこで、時間がございますのであと三、四分くらい聞かせてください。この間も宮公さんの裁判問題で、いろいろ野呂先生あたりから御質問があつたのですが、私が一点確かめておきたい点は、恩給法では、他の年金などと併給してはいけないという禁止規定はないですね。

○菅野政府委員 いま御質問の点は、他の年金と併給することでございますので、そういうことはないのでございまして、その法で禁止をされているのですか。

○菅野政府委員 いまいろいろ頭の中で考へたものですから、変なお答えになりましたけれども、そういう意味の禁止はございません。ちよつと口ごもりしたのは、非常に多額の所得が他にありまして、恩給年額も相当多額の場合には停止ということがあるものですから、ちよつとそれが頭の中に浮かびましたものですから、口ごもつたわけ

でございます。

○上原委員 これも別に多く議論しようとは思ひません。ただ、これも考へ方方の問題と姿勢の問題だと思ひますが、確かに年間恩給で二、三百万円ももう、あるいはまた老齢年金も該当するといふようなことになれば、社会一般通念から考へたつて、どつちか一方禁止されるのはあたりまえと受け取られてもしかたがない。しかし、恩給法にはその規定はないわけですね。年金法を調べてみても、国民年金のほうで確かにそれらしいものはある。しかも、その額の調整については政令委任になつてゐる。何も立法院のことじゃない。では、立法院がそういう併給はみんな取つたといふことをやれば政府は応ずるのか、これもまたいろいろ問題が出てくる、議論が出てくる話であつて、そういうような議論の分かれることについて、たとへば、どつちを加へても年間百万円の年金にしかならない、恩給を加へても、老齢年金その他の福祉年金を加へても、その百万円という線引きをどうするかはまた議論がありますが、少なくとも五十万円ない七十五万、百万といふような線引きをして、併給も今後できるといふふうに、政令委任でできるわけですから、やるお考へがあるかどうか。

これは、ほかの厚生省とかいろいろな関係と調整していかなければいけない問題ですが、いまのうちに生活保護基準を一つの線引きにして、これだけもらつてゐるからこの格差しかやらないといふのは、あまりにも冷た過ぎるのではないですか。それは調整をする上で私ではある問題だと思ひます。これは局長というよりも、國務大臣という立場でひとつ厚生大臣ともお話をしたいだいて、どこに線を引くかというの、議論の分かれる問題ですが、画一的に併給はできないといふいまのあり方というの、早急に改めるべきだと私は思ひます。この点についてもお答えを聞かしていただきたい。将来、この問題をもっと私も勉強して議論してみたい。非常に関心のあることなんです。ぜひひとつ、そういう方向づけでこれは善処してい

ただきたい。

○小坂國務大臣 併給禁止は、厚生省のほうで主張しているわけでありまして、私は、厚生省のほうの立場を推測いたしますが、最低保障のレベルにおいて、他との格差がその中に非常にばらばらにあるといふような事態は困るというの、行政要求としてはまた当然だろうと私は思ひます。したがひまして、その格差のあまり出ないような形で、マイナスをしたりするということもあつていいと思ひます。しかし問題は、恩給だけで生活のかさ上げをしていくといふようなことは、これまた不可能なのでありまして、むしろ全般的な社会政策、保障制度の拡充を待ちながら、国民全体の最低生活レベルをもつと引き上げていくということこそ、われわれは重要な任務だと考へます。

その一環といたしまして、当面そういうことがなかなかできない場合には、ただいまも議論になつておりますが、厚生省のほうの不均衡論というものをどのようにか考へるか。われわれのほうは、ただふやせふやせといふだけで済むわけじゃない、いませんで、この不均衡論についても、十分われわれのほうとしても考へ、また、恩給自體の最低保障というものの格上げをしながらどこまで要望に応じていけるか、それぞれの立場において今後努力をして、そして老後の生活というものに安定感を与えたいといふふうにか考へております。

○上原委員 いずれにしましても、そういうた不均衡は正の問題と、併給を画一的に禁止をしていくといふことではなくして、政府部内いろいろな調整をしてみたい、善処してみたいというお考へであるといふふうにか受け取つていいですね。

○小坂國務大臣 繰り返して申し上げますが、私はそのように思ひます。しかし、これは部内で、やはり事務的な問題でございまして、方針はだれも反対はしないと思ひますが、實際の行政面においてのこぼこがひどくなつては、これは言うだけのことになりますので、そうした面も十分踏まへまして、慎重に検討してまいりたいといふふうにか考へます。

○上原委員 これは、こういうことまで一々裁判に持ち込まれて、やれ憲法違反だとうだとういことと自体が——それも、もちろん大事だし、そういうこともない、政府も腰を上げないから困るのですが、私はむしろそれ以前に行政の立場でできる問題だと思ふのです。ほんとうからいうと立法禁止規定じゃないのだよ。その点はぜひ御理解をいただいて、早急に善処していただきたいと思ひます。

そこで、皆さんいろんなことをお聞きになるので、私も沖繩のことを少し聞かしていただきたいと思ひます。

ここで、昨年のこの法案審査の場合も私、取り上げてあったのですが、私が取り上げた点が、今回改正の中に入っております。その点敬意を表しますが、ただ、元琉球大学職員に対する恩給法の適用の問題ですが、私の手元の資料では、対象人員が十名の方々になっているのに、ここでは八名の方々だ。対象人員及び所要額も出しているのですが、なぜ十名でなくて八名になったのかということ、いま一つは、恩給法は適用するわけなんです、今年十月一日以降恩給法を適用していくのだということですが、それは七月一日になると思うのであえて申し上げませんが、その俸給調整というのはいくど上がったのか、むれもお聞かせをいただきたいし、人数の問題。要するに、全然格差なくして俸給調整もやっただけで適用なのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 先生から御指摘をいただきました、われわれは沖繩にも実地調査等に参加して、いろいろな調査を積んだわけですが、その結果八名でございまして、八名ということが確定をいたしましたので、八名になったわけでございます。

それから金額につきましては、平年度に約七十万からありますので、本年度はその四分の一を要求しておるわけでありまして、

○上原委員 これは数字的なことで、一々ここでお名前をあげる必要はないと思ひますので、それ

じや後は八名の方々の名前と——私が持っているこれはお持ちでしょう、前に陳情で出されているわけですから、これは、ちゃんと十名なんですよ。漏れた人は共済制度に移行したのか、あるいは勤務年数が足りないのか、そういうこともあるかと思ひますので、後ほど御説明いただけたら入れるということも約束すれば、そういうことであって結構な感じがしますが……

○菅野政府委員 資料は後ほど提出申し上げます、それから後段の御質問については、そういうことでございまして、もちろん当然のこととして入れるということでございます。

○上原委員 号俸調整の件は、どうなっているのですか。

○菅野政府委員 ちょっと号俸調整の御質問の意味がよくわかりませんが……

○上原委員 この該当者の、いわゆる過去において四回か六回か調整されてきたわけでしょう。この方々は復帰前にやめた方ですから、やめた時点の俸給を基礎にした恩給になるのか、あるいはそのやめた時点の俸給を号俸で調整をしてやめたのかどうかということなんです。

○菅野政府委員 失礼しました。わかりました。先生の御質問は、こういう方も号俸調整をしてやめたかどうかということでございます、そのとおりでございます。

○上原委員 これは、またやっただけじゃないと思ひますので、これも後ほど十分御説明をいただきたいと思ひます。この復帰前に旧琉球大学を退職した方々の恩給適用については、今回の法改正で全面的に解決されたということではないですか。先ほどの私の疑問点については、御説明をしていただく、そういうことでよろしいですね。

○菅野政府委員 はい、そのとおりでございます。

○上原委員 御苦労さんでした。

そこで、あと一点ですが、これも最近出てきているのですが、これは、きょうあえて詰めた議論をしようと思ひません。ただ、総務長官もおら

れますので、あと五分ないし十分くらいで、約束の二十五分までには必ず終えますから、質問させていただきますので、いわゆる旧沖繩県の文官恩給受給者の方々から、恩給法の適用を受けている改善はされたのか、長年の損失といふか、要するに言わんとするところは、こちらだと思ひますが、もし沖繩が施政権が分離されたかかったとするならば、本土におった文官の皆さんと同じような恩給の額が受けられた、しかし分離されたがゆえに、号俸調整とかその間のいろんな面がなされずに、相当損失を受けているんだというので、この数字が正しいかどうかはわかりませんが、これだけ数字をあげてはじいていくわけですから、私は正しいと思ひます。六億五千二百五十万三千円、該当者は約千名だということが出されて、この点についても、何らかの善処をしていただきたいという強い要望が出てくるわけですが、この点、この種の問題については、恩給局としては、政府としてはどういうふうにお考えなのか、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 六億五千万という数字でございますので、沖繩退公連の会長から出された要請のものだと思ひますけれども、沖繩の恩給問題につきましては、先生とくどくど御存じのとおりで、敗戦という不幸な事態によりまして、二十一年に行政府が及ばなくなったとき以来、恩給法の適用がはじかれたわけでございますが、その後、平和条約が成立して、独立を回復しました二十八年から、逐次恩給法の適用なり、あるいはその後の改善が積み重ねられてきたわけでございます。そういったしまして、一昨年の復帰時におきまして、本土の公務員の恩給と全く匹敵すべき水準にまで達することになりました。

そこで、現在の状態はいいけれども、過去においてかなり不利な取り扱いがあったのじゃないかというふうなことが、この主張の論点だと思ひますけれども、これは、ほかの制度でも大体そうだと思いますが、恩給の改善におきまして、この

琉球の問題に限って、それは、それぞれそのときそのときにおける妥当な措置を積み重ねてきているわけでございますので、戦後の沖繩が置かれておりますきわめて特殊な事情というものは、十分了解できるわけでございますけれども、それを既往にさかのぼって、その差額を云々するといふようなことは、なかなかむずかしい問題であるといふように現在のところ考えております。

○上原委員 確かに、これは、なかなかむずかしい問題であるといふことは私もわかるんですが、いつもむずかしい問題しか要望もしてきておりませんが、お答えするお気持ちなり立場はわかるのですが、たとえば、これとの関連もあつて、政府は、こういうことをやると波及が大きいので、ということ、絶えず消極的な態度をとらざるを得ないということになつていくかもしれないんですが、原爆被爆者の方々の問題もあるわけですが、これも直接はこれと関係ありませんが、いわゆる復帰前の原爆被爆者の医療についての保障問題というのが出てきて、厚生大臣もなかなかむずかしいのだ、そう簡単にいきませんが検討してみますというところで、いまいろいろ検討をされているのです。

しかし、沖繩の場合ですと、何も物取り勝負でこういうことを申し上げているわけじゃないのです。しかも、ここに書いてあるものを読んでみますと、恩給審議会がいろいろ旧沖繩の恩給該当者の件について、四十四年か四十五年に恩給審議会の答申が出て、そこでいろいろ触れておるのです。私も持っておりますが、そういうものを受けて、この種の問題についても、やはり本来日本国民であるとして受けておたならば、こういうことになつたのだという、これは該当者から見ると、そんなにこり押しでもないし、無理な相談でもないわけですが、もちろん、そのことをすべてどうするかということは、これは、また話は別のことで、むずかしい問題であるといふのはわかりますが、むずかしいからもうそういうことを言うことはよくないといふような立場でなくして、去年は重大な問題をやりました、これもむずかしい

という事でしたが、やっている間にできた。来年度の恩給改正には、これも検討していただいて改善の余地があるならばやっていただきたい。これは総務長官が開発庁長官でまたかというお気持ちかもしれませんが、やはりいろいろな面で戦後処理の一環として残っているのですから、この種の問題を拾い上げて、できるだけ善処をしていただくという事でないかと思ひますし、完全に恩給法が適用されたということにはならないと思ひますので、検討をしていただくという事で、ひとつ十分該当者なり関係者の方々ともお話をいたしまして、何か合意点が見出せる面もあるのかどうか、そこらについて、私たちが努力をしてみますが、政府としても御努力をいただくという事で、ぜひ善処をしていただきたいと思ひますが、お考えを承っておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 沖縄県の退職公務員連盟会長から恩給局長あてに出されております六億五千二十五万三千円という要求でございますが、いま恩給局長からお答え申し上げましたが、恩給については、その時点時点において解決済みという形でずっと積み上げられてきております。したがって、たいへん残念なことでありまうけれども、沖縄が占領という一つの事態の中で現実には占領されておった、日本の施政権の及ばなかつたという期間があるわけでございまして、この空白期間について、もちろん、われわれは心理的、精神的には非常にお気の毒なことであつたということは十分踏まえておりますし、また、それを取り返すというこのために、今日、沖縄開発庁をつくり、予算もつくり、そして努力をいたしておるわけでございますが、その中から、特別に恩給に関してだけの問題を取り上げて補償するということになりまうと、これは、きわめて大きな戦後処理の問題に火がつくことになるということも考えられます。

もちろん、事務的に申し上げれば、済んだことであるからひとつ目をつぶってください、今後何とかいたしますというようなことになるわけであ

りますけれども、私は、その空白期間に得べかりし利益というものがここでまた補償されるものであるということになりますと、これは単に沖縄だけではないわけでありまう。言うなれば戦災で受けた被害とか、または戦争そのものによつて起こつたいろいろな事態というものに對しても、すべて国が補償しなければならぬじゃないかということに必ずなると思ひます。そうしたことになるという事は、せっかくいま一応のシステムができて、そして恩給制度もある程度安定した形で、今後は、上原委員の種々御指摘になりましたような新しい方向に向かつて恩給制度を發展させてまいりたいという考えでありますが、そこに過去の得べかりしものが補償されるということが入つてまいりますと、~~世に混乱~~混乱が起る。私の答弁は、あなたには非常に御不満だと思ひますけれども、率直な意見を言わせていただければ、そういう面もわれわれとして十分配慮しなければならぬ。したがつて、恩給局長が申しましたように、慎重に考えたいということは、その意味でございまして、これが全然ためであるということではなしに、この持つ広がりがあるわけで大きく、他の面にも波及するのだということを慎重に検討しなければならぬというふうに申し上げているので、御理解いただきたいと思ひます。

○上原委員 約束の時間ですから、これでもう終えますが、いまの総務長官の御答弁には、私の立場からするとやはり不満なんです。それは波及していかねばいけな問題、本土だろうが沖縄だろうが、戦後処理の一環としてやっていかなければいけな問題があると思ひます。ただ、その議論は別といたしまして、たとえば号俸調整ということも考えられるでしょう。過去にさかのぼつて全額を補償するというようなことでなく、いろいろな面で考えるに値する面がまだあるのではないかと気がします。そういうことも含めて慎重に検討することだと私は理解をいたしますので、たいへんむずかしい問題であるということはわかりますが、もう一度関係者と

も十分話し合いをしていただいて、できるだけそういう方々の御要望にも沿うような行政のあり方、政策のとり方というものをやっていただきたいということを強く要求をいたしまして、約束の時間ですから、これで私の質問を終えさせていただきます。

○徳安委員長 他に御質疑もないようでありますので、本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来たる二十三日木曜日、午前十時理事會、十時三十分より委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時二十八分散會